



北九州市立中央図書館 開館50周年記念誌 (あゆみ)



令和8年3月

(目次)

はじめに	1
1 新市発足時の各図書館の状況と課題	
(1) 五市合併時の図書館	2
(2) 中央図書館開設以前における各館の沿革	2
2 管理運営の統一	
(1) 中央図書館開設前の状況	17
(2) 奉仕業務の改善	18
3 中央図書館開館	
(1) 中央図書館建設の理念と建築（整備）	19
(2) 中央図書館の概要	24
(3) 中央図書館の開館	25
(4) こどもと母のとしょかん開館	29
(5) 自動車文庫からひまわり文庫へ	30
4 図書館事業の多様化と奉仕の進展	
(1) 資料収集業務の一元化と資料の充実	33
(2) 個人貸出の推移	34
(3) 図書館業務の電算化（コンピュータによる業務化）	35
(4) 近隣自治体や大学との広域利用	36
(5) 新たな利用者サービス	37
(6) 指定管理者制度の開始	39
(7) レファレンス（調査・相談）業務の進展	40
(8) 中央図書館保管の貴重本	44
(9) 中央図書館北九州資料室	45
5 「読書好きな子ども日本一」を目指して	
(1) 子ども読書活動推進計画	46
(2) ブックスタート事業	47
(3) 読み聞かせの実施	48
(4) 子ども司書養成講座	48
(5) 読書感想文募集事業	48
(6) 図書館と学校との連携・協力の推進	48
(7) 市民や他団体との連携・協力	49

6 北九州市立図書館基本計画の策定	
（1）北九州市立図書館基本計画ができるまで	50
（2）計画の内容	50
（3）計画の推進	51
7 その他のトピックス	
（1）中央図書館開館 40 周年について（「図書館戦争」映画ロケ地）	52
（2）新型コロナウイルスの流行と電子図書館サービス	54
（3）雑誌スポンサー制度	54
（4）中央図書館開館 50 周年記念事業	54
資料編	56

はじめに

北九州市では、昭和 38（1963）年 2 月の五市合併から 60 年余りが経過した。この間、市立図書館は当初の 5 館から大幅に増加し、現在 14 館体制となった。市内 7 区に均等な図書館サービスを提供するとともに市民ニーズの多様化に応えながら図書館機能の充実が図られてきた。

特に昭和 50（1975）年の中央図書館開館は、中央館を核とした多角的なサービス網を形成していく大きなきっかけとなった。

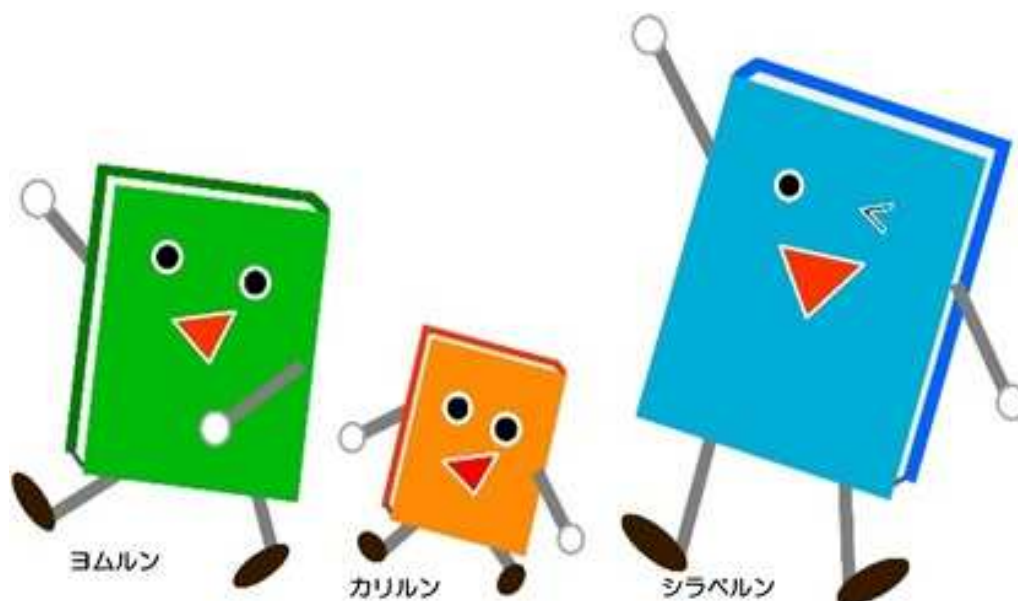
さらに、平成元（1989）年に導入したコンピュータによる業務処理（貸出・蔵書管理）は、一回の貸出冊数を増やすことを可能にし、これまでの図書館業務を飛躍的に進化させることとなった。

また、市立図書館では、平成 17（2005）年に、政令指定都市で初めて指定管理者制度を導入した。

中央図書館が、市立図書館全体の基本計画や運営方針の策定などの中核的業務を担い、各地区図書館・分館は、その方針等に従い、専門的ノウハウも生かしながら、立地特性等も考慮した資料収集や運営を行っている。こうした、役割分担と図書館ネットワークの構築により図書館の基本機能の強化と充実に努めてきた。

市民が求める資料の保存と提供のため各図書館は、変わらずに奮闘を続けている。また、市民はボランティア活動などを通して図書館を支えている。^[1]

このたび、中央図書館は令和 7（2025）年 4 月 16 日に開館 50 周年という節目を迎えた。この節目にあたり、北九州市合併以前も含めて、「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」や「新修・北九州市史」なども参考にしながら、北九州市立図書館のあゆみを振り返ってみる。



ブック三兄弟

1 新市発足時の各図書館の状況と課題

昭和 38 (1963) 年 2 月 10 日、北九州市の発足により、門司、小倉、若松、八幡、戸畑の旧五市の図書館は北九州市立図書館として歩み始めた。

(1) 五市合併時の図書館

各館のサービス状況は、一応の水準にはあったが、さまざまな面で相違がみられた。

たとえば、合併時の開館時間は門司と小倉が 10 時～18 時、若松と八幡が 9 時～20 時、戸畑は 9 時～19 時という状況だった。

また、貸出可能冊数は門司、小倉、若松が 2 冊、八幡と戸畑は 1 冊だった。児童等に貸出をするのは、小倉、若松、八幡の図書館に限られていた。ちなみに、貸出の際に小倉と戸畑は保証金を徴収していた。(※)

(※) 戦前の日本の図書館は、入館料や保証金などを徴収する有料制を採用している図書館が多かった(資料は書庫の内部に収蔵されていて、利用者の閲覧申出を受けて、閲覧に供していた)。本市立図書館全館で、図書貸出保証金制度が廃止されたのは昭和 38 (1963) 年 12 月 1 日である。^{[2] [3]}

(2) 中央図書館開設以前における各館の沿革

ここで、中央図書館開設以前に開設された各図書館の沿革について紹介する(中央図書館開設後の地区館の新築・移転・閉館、分館の新築・移転・閉館については資料編に掲載する)。

<小倉図書館(小倉市立記念図書館)>

明治 16 (1883) 年 4 月、企救郡における教育界の有志 40 名が郡役所(小倉町室町)に会合して教育懇親会を開き、毎年 4 回開催することを申し合わせた。明治 17 (1884) 年 3 月第 5 回懇親会で「私立企救郡教育会」と改称するとともに、「しよせきしゅうしゅうしよ 企救郡書籍蒐集所」設置を議決した。設立・運営については、特定の財源もなく、教育会の会員や教育関係の有志による図書等の寄贈・寄託を求めたことから、なかなか開設に至らなかったが、ようやく明治 21 (1888) 年 11 月、小倉高等小学校に開設することにこぎつけた。蔵書は有志による寄贈図書を充当したが、古い本ばかりで新刊書を購入する財源がなく、魅力を欠いて利用されぬまま推移した。本市ではじめての読書施設である書籍蒐集所は、活性的な運用をみないまま明治 30 (1897) 年に解散した。

明治 32 (1899) 年 11 月 11 日、図書館についての単独法令として「図書館令」が公布され、小倉市(明治 33 (1900) 年に市制施行)は、図書館設立の必要に迫られ再び調査を開始したが、機運が熟せぬままとなった。

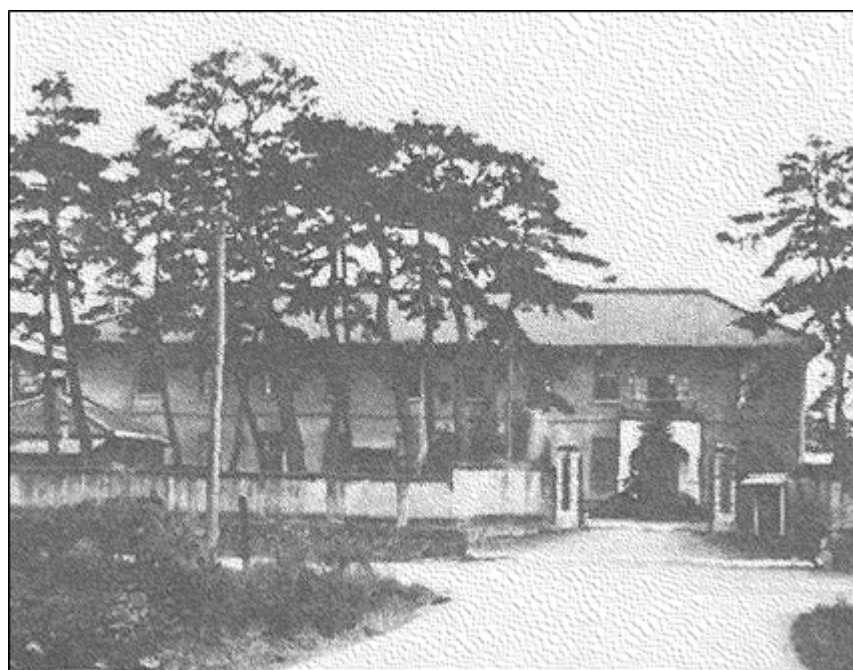
明治 41 (1908) 年 11 月、小倉市教育支会(明治 33 (1900) 年 6 月 26 日、市制施行に伴

い企救郡教育支部会より分離独立) が市長に建議して設置を要望したが、市が取りあがることにならぬままであった。

明治 43 (1900) 年 3 月 12 日、市内の教員の間で調査委員を設けて調査した結果、小学校教員研究会の活動の一端として図書館設立を決めた。同年 4 月 14 日、教員組合による修養会図書館として「立教図書館」を小倉高等小学校に開設した。

大正 2 (1913) 年 4 月、市内小学校教育の研修団体として、「小倉市小学校教員修養会」が設立されると、「小倉市小学校教員修養会図書館」と改称した。大正 4 (1915) 年 4 月西小倉尋常小学校に移転、大正 8 (1919) 年 8 月には米町男子尋常小学校内に移転し、書庫及び閲覧所を設備した。^[4]

大正 11 (1922) 年 2 月 12 日、小倉市議会は記念図書館設立の建議を満場一致で可決した。同年 10 月 30 日、学制公布 50 年記念の日をもって旧陸軍偕行社跡の建物で小倉市立記念図書館の開館式が挙行された。^[5]



創立時の小倉市立記念図書館（旧陸軍偕行社跡・大正 11 (1922) 年）^[6]

その後、図書館が狭隘きょうあいとなったため、昭和 11 (1936) 年 8 月 26 日、元歩兵隊第十二旅団司令部「市記念館」(小倉市田町 340 番地の 46 旧城内)に移転開館した。

昭和 16 (1941) 年 5 月、図書館内の一部へ陸軍航空本部監督班が創設された。昭和 17 (1942) 年、航空本部監督班が三萩野へ移転すると、陸軍偕行社が引き続き使用し、施設の使用は制限された。^[7]

昭和 20 (1945) 年 8 月、小倉市立記念図書館は戦災を免れたため、終戦の直後から閲覧人員は増加し、はやくも旧状に復した感じがあった。しかし、昭和 21 年 5 月 5 日米国第 6 軍司令官より同月 20 日までに移転立退きの命令を受け、田町にある西小倉小学校(4 教室と工作室)へ移転を余儀なくされ、6 月 1 日より閲覧を開始した。

昭和 22 (1947) 年 5 月 1 日に西小倉小学校に新制中学が併置され、教室不足が生じたため、一時閉館のやむなきにいたり、同月 3 日、校舎横の倉庫その他に蔵書を移転保管する憂目をみることになった。

ようやく同月 20 日、馬借町にある福岡県立医学歯学専門学校の集会所に移転し、6 月 17 日より閲覧を開始した。7 月 1 日、福岡県財務出張所の開設に伴い、隣接の福岡県立医学歯学専門学校臨床講堂に移転、7 月 9 日から閲覧を開始した。

昭和 24 (1949) 年医学歯学専門学校の昇格に伴う整備のため臨床講堂は取り壊されることになった。

同年 3 月 28 日、玉屋（当時は占領軍の PX= Post Exchange（米軍関係者向けの売店・購買施設）として使用される）横に代替の館舎を確保できたが、農業協同組合が使用中であったため、農業協同組合の砂津移転までの 1 か月は図書、備品は山積みしたまま臨時休館し、6 月 1 日より閲覧を再開することができた。

各所を転々と移っていた図書館に心を痛めた市民は、昭和 24 (1949) 年に「小倉図書館建築期成会」を発足させ、募金活動を始めた。インフレのために建築費が高騰を続けて目的は達成できなかったが、市民の関心を高め、中央図書館開館へとつながっていった。^[8]

その後、小倉市立記念図書館は、旧陸軍造兵廠本部事務所（中央図書館の現在地）を買収して、昭和 36 (1961) 年 5 月 21 日に移転開館した。^{[9] [10]}



旧陸軍造兵廠司令部跡に移転した小倉市立記念図書館（昭和 37 (1962) 年）^[11]



北九州市立小倉図書館（中央図書館建設のために取り壊す前）^[12]

<北九州 CIE 図書館>

昭和 20 (1945) 年 8 月 15 日の終戦により、わが国は連合軍の占領下に置かれ、その直後の同年 10 月 2 日、連合軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP = General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers) に民間情報教育局 (CIE = Civil Information and Education Section) が設置された。同局は占領政策の一環として連合国の文化や思想の紹介・普及を図るため、昭和 21 (1946) 年 3 月 16 日、東京に最初の CIE 情報センター (CIE Information Center、通称 CIE 図書館) を設置した。

福岡県には、昭和 23 (1948) 年、福岡市に福岡 CIE 図書館が設置され、昭和 24 (1949) 年 4 月 4 日、福岡県農業協同組合 2 階 (現在のリバーウォーク北九州周辺) に福岡 CIE 図書館北九州分館が開館した。その後、福岡 CIE 図書館北九州分館を本館昇格のため発展的に解消し、昭和 26 (1951) 年 6 月 14 日、北九州 CIE 図書館が元小倉市水道土木建築課の建物を改造して開館した。

昭和 27 (1952) 年 4 月 28 日、日米講和条約発効後、CIE 図書館は連合軍から米国国務省へ移管された。北九州 CIE 図書館も、昭和 27 (1952) 年 5 月、北九州アメリカ文化センターと改称した。福岡アメリカ領事館と北九州 5 市市長との協約書により、昭和 28 (1953) 年 10 月 2 日から北九州日米文化センターとして、再発足することになった (同時に、門司市立図書館と八幡市立図書館に分室を開設)。

北九州日米文化センター運営経費は、協約書により、小倉市が半分を負担し、残りを他市が負担することになっていたが、その後他市との間で見解の相違が生じたため、小倉市が全額負担することになり、福岡アメリカ領事館と協議し、昭和 32 (1957) 年 12 月 12 日に、小倉日米文化センターと改称した。

昭和 36 (1961) 年 5 月、小倉市立記念図書館の移転にともない元陸軍造兵廠別館跡に移転した。その後、小倉日米文化センターの機能が社会教育活動の一分野でありながら、その運営は市の外郭団体が当たるという不自然なあり方を是正するために、同センターは小倉市教育委員会に編入されることになり、昭和 36 (1961) 年 6 月 1 日に小倉市立記念図書館文化センター係となった。

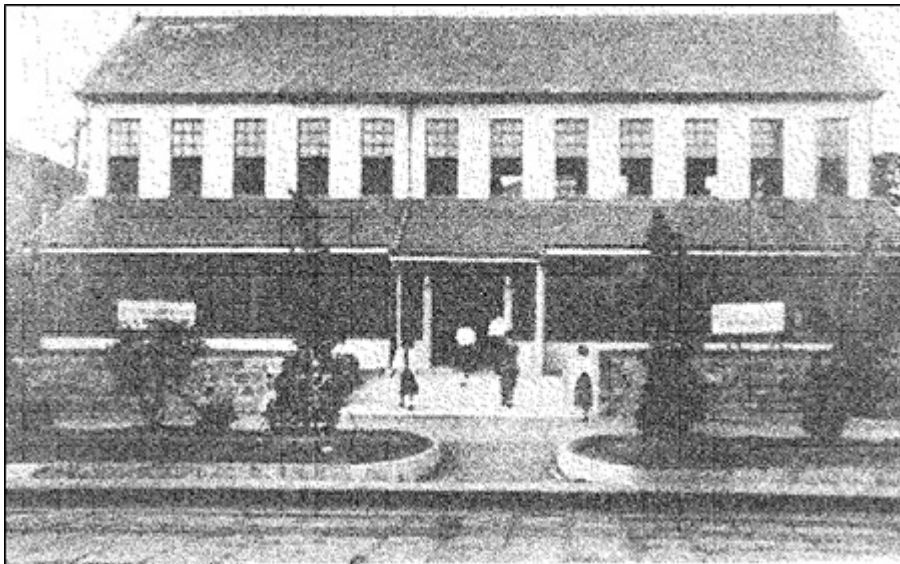
北九州市発足後の昭和 41 (1966) 年 6 月 1 日、北九州国際文化センターと改称、資料はアメリカ提供のものだけでなく、広く在日外国大使館に協力を要請し、各国の資料を収集することになり、そのための予算も計上された。同時に九州国連寄託図書館が併設された。同館は国際通貨基金、国際金融公社、国際原子力機関、ユネスコなどの国連専門機関の刊行物を収集して閲覧に供する目的で設置された。館長は小倉図書館長が兼任し、運営は日本国際連合福岡県支部の職員が当たった。その後、昭和 47 (1972) 年 8 月、福岡市に移転した。

昭和 44 (1969) 年 9 月 29 日、米国国務省広報文化局 (USIS = United States Information Service) から北九州国際文化センターへの公式提携関係を打ち切りたい旨の申し入れがあり、協議の結果、現在貸与されている図書資料については贈与する、今後は非公式に福岡

アメリカ文化センターから3ヶ月ごとに洋書を巡回文庫として貸与されることになった。

昭和45(1970)年1月、北九州国際文化センターは、別館から小倉図書館に移転し、旧館舎は撤去された。同年6月23日、福岡アメリカ文化センター館長より正式にそれまでの蔵書、映画フィルム、その他視聴覚器材などを小倉図書館に寄贈された。昭和47(1972)年の機構改革により、同係は小倉図書館の資料係と奉仕係に改組され名称も消えてしまった。

全国で23館開設されたCIE図書館は、アメリカの占領政策の一環を担ったものであったとはいえ、無料で誰でも図書を自由に閲覧できる開架式を採用し、貸出も行った。また、利用者からの相談を受け付けるレファレンスサービス、児童へのサービス、映画など視聴覚資料の活用を実践した。これらのサービスは当時としては先進的なものであり、多くの人々に利用された。アメリカの図書館員の指導のもと、民主主義社会では自分が求める情報は無料で自由にアクセスできることを示し、後の図書館サービスに影響を与えた。^{[9][10]}



北九州アメリカ文化センター

(小倉市室町西鉄電停前・昭和27(1952)年～昭和36(1961)年)^[13]

<門司図書館（門司市立図書館）>

明治 43（1910）年 6 月 26 日、門司教育支会附属図書閲覧所として、門司尋常高等小学校内に開設された。大正 5（1916）年 4 月 20 日、錦町尋常小学校校舎増築工事が落成したので、閲覧者の便利をはかるため同校の新築校舎部分の階上 3 教室を借りうけ、移転することにした。

昭和 4（1929）年 5 月 1 日、門司市立図書館の設置建議に対し、福岡県知事の認可を受け、既存の施設（錦町尋常小学校内）の蔵書のまま、門司市教育支会から門司市へ移管され、門司市立図書館として発足した。

門司市立図書館は錦町国民学校（国民学校令（昭和 16（1941）年 4 月 1 日施行）により錦町尋常小学校から改編）に併設される状態が続いていたが、昭和 20（1945）年 5 月、同校と門司青年学校の一部が暁部隊（陸軍の水上輸送部隊）の兵舎として使用されることになり、同月 29 日、西本町の明治屋階上に移転した。この際に、重要な図書約 1,300 冊を市役所など 3 か所に分散疎開させている。

昭和 20（1945）年 6 月 29 日に戦災により、疎開させた図書を除き、ほとんどの図書を焼失したが、購入や寄贈を受け、役所などに移転を繰り返しながら、五市合併の翌年である昭和 39（1964）年 1 月 14 日、老松公園内に新築開館した。^{[14] [15]}



門司教育支会附属図書閲覧所の児童閲覧室風景（大正 4（1915）年）^[16]



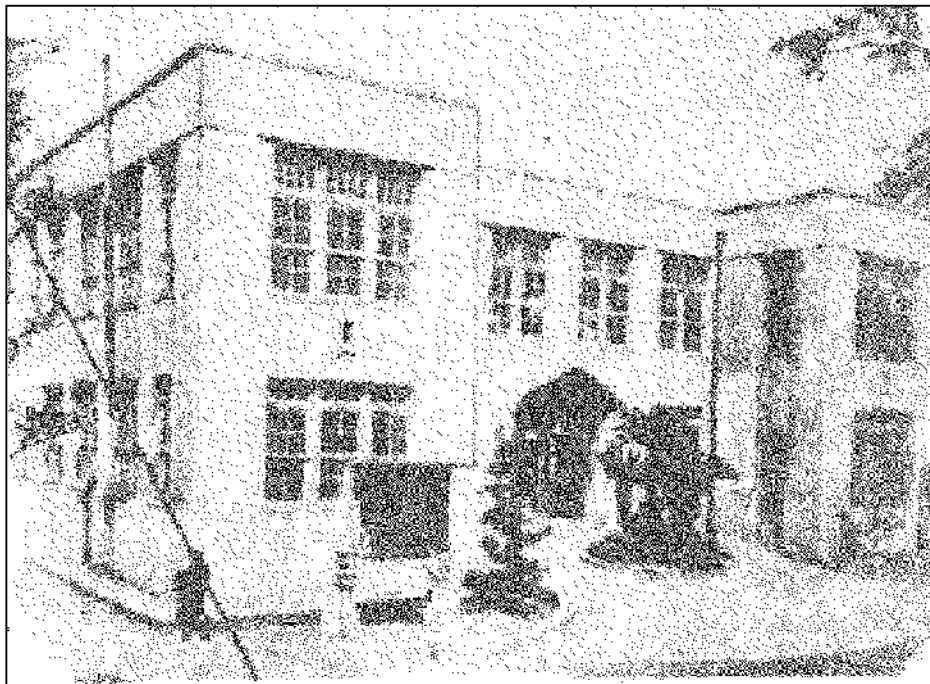
門司図書館（昭和 39（1964）年開館）^[11]

<若松図書館（若松市立図書館）>

明治 36（1903）年 11 月 1 日、若松地方簡易図書館（若松図書館）が外町に開設し、明治 37（1904）年 1 月 13 日、一般に閲覧を開始した。その後、大正 10（1921）年 10 月に若松市立図書館が若松尋常小学校の 1 教室を閲覧室に転用して設立された。昭和 4（1929）年 4 月、石炭商であった山本久吉氏の寄附（3 万円）により、若松市立図書館が御大典記念事業として若松市役所裏に開設された。^[17]



若松尋常小学校閲覧室風景（大正 10（1921）年頃）^[18]



昭和 4（1929）年当時の若松市立図書館（若松市五反町）^[19]

山本久吉氏の寄附により開設した若松市立図書館は、戦前の図書館建築としては様式・規模ともに他市に抜きん出たものであったが、戦後には目立って狭隘^{きょうあい}となり、運営に支障を生じるようになった、昭和 26 (1951) 年 10 月、山本家当主の了解を得て、元筑豊石炭鉱業倶楽部の建物へ移転した。^[20]

その後、昭和 35 (1960) 年 6 月 1 日、若戸大橋架橋にともなう都市計画のため、元筑豊石炭鉱業倶楽部の建物を立退く必要が生じ、老松町三丁目の旧若松保健所に再度移転した。戦前は最も近代的な建物であったが、戦後二度の移転で施設の事情は悪化したため、図書館新築は関係者の切実な願いであった。

ようやく五市合併を目前にした昭和 37 (1962) 年 12 月の市議会に工事議案が提案議決をみた。市役所、文化体育館前の敷地 (浜町) に着工し、昭和 38 (1963) 年 9 月 30 日に竣工、同年 11 月 3 日に開館した。工事費は 3,500 万円、鉄筋コンクリート 3 階建て、延 316 坪、初めて開架室 (12 坪) を設け、閲覧室を第一・第二に分離し、また、郷土資料専用の部屋を設けるなど、ニーズの変化に対応する工夫の跡がうかがえた。^{[21] [22]}

また、昭和 34 (1959) 年 10 月、自動車文庫「いしみね号」によるきめ細かな巡回サービスを開始した。



昭和 38 (1963) 年開館の若松図書館 ^[12]

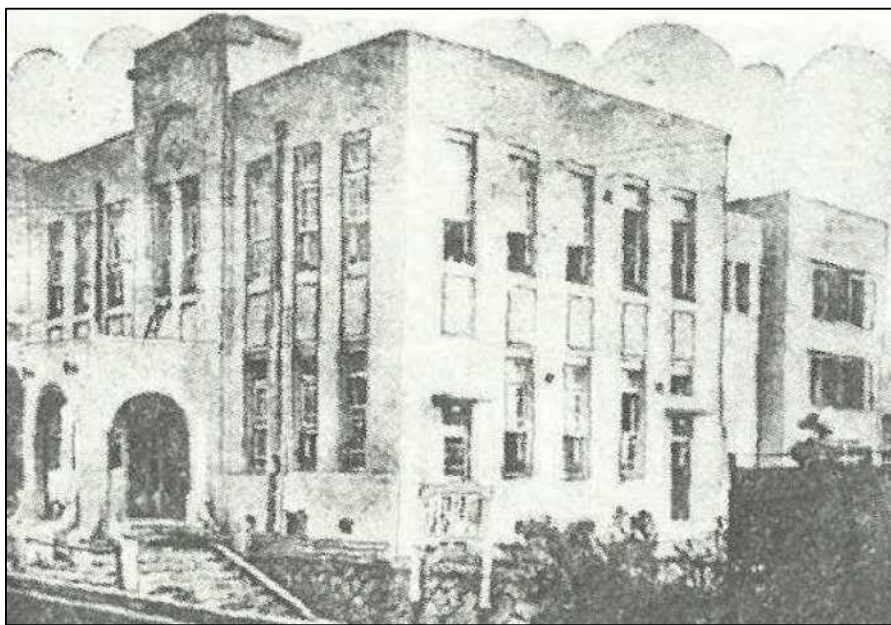
<八幡図書館（八幡市立図書館）>

大正 9（1920）年 9 月、「八幡市立八幡簡易図書館」が八幡高等小学校内に、「八幡市立枝光簡易図書館」が枝光尋常高等小学校内に、「八幡市立尾倉簡易図書館」が尾倉尋常高等小学校内に附設し、同月 16 日から開館した。その後、枝光簡易図書館については、土地が不便であることを理由に大正 11（1922）年度末をもって廃止し、八幡・尾倉両館に併合した。

[23] [24] [25]

昭和 3（1928）年、^{ごたいてん}御大典記念事業として図書館を建築することとし、同年 12 月に市役所に近接した西丸山町二丁目に起工し、翌年 7 月末に竣工した（工費は 38,600 余円）。敷地は 240 坪、建坪 73 坪、延建坪 148 坪の鉄筋コンクリート 2 階建の建物である。階下は新聞閲覧室・児童閲覧室他管理部門など 8 室から成り、階上は男子閲覧室（約 70 人収容）、女子閲覧室（約 30 人収容）を設け、書庫は本棟から分離して 3 層とし、収蔵規模は 28,000 冊であった。これに八幡・尾倉両簡易図書館の蔵書に移して整理し開館に備えた。

昭和 4（1929）年 8 月 6 日、予定より 1 日遅れて落成式を挙行し、八幡市ではこれより簡易図書館の域を越えた本格的な図書館活動が始まることとなった。[26] [27]



開館当時の八幡市立図書館（昭和 4（1929）年）[28]

戦後、昭和 29（1954）年度決算で生じた繰越金 2,000 万円を充当して財源とし、新しく八幡市立図書館が建築されることになった。この図書館は、芸術院の会員であった八幡育ちの村野藤吾氏の設計により、昭和 30（1955）年 12 月 1 日、八幡市大字尾倉字釜蓋 1839 番地の 7（本町四丁目）に新築移転、12 月 15 日に開館した。建坪 157.5 坪、延 464.5 坪、3 階建ての 1 階部分はピロティとする構造で、戦後の県下で初めての鉄筋コンクリート造りの図書館建築であった。依然として閲覧機能に重きをおいたレイアウトであったが、広い児童室と展示室が設けられ、書庫は積層式書架としたことが、当時の新機軸といえた。

[29]



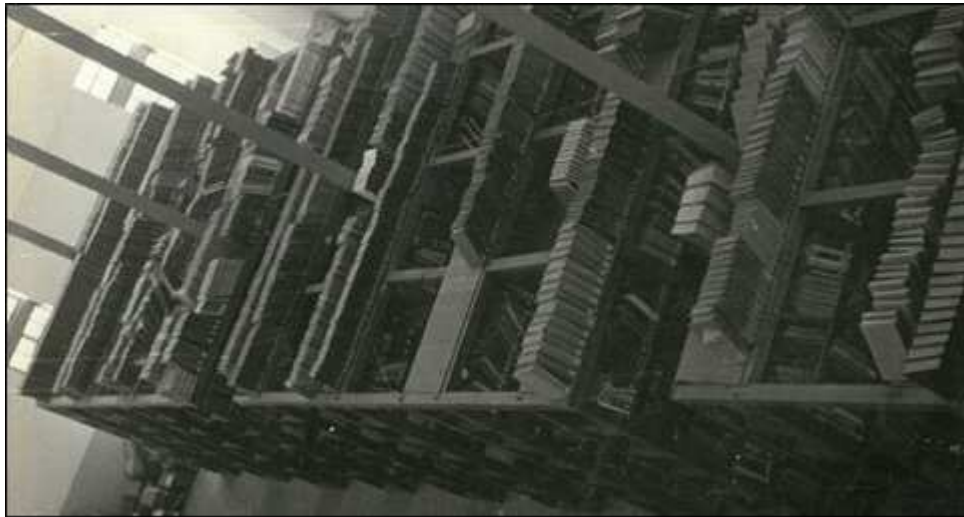
昭和 30（1955）年開館の八幡市立図書館 [12]



昭和 30（1955）年開館の八幡市立図書館（手前は復興平和記念像） [12]



昭和 30（1955）年開館の八幡市立図書館（閲覧室）^{〔12〕}



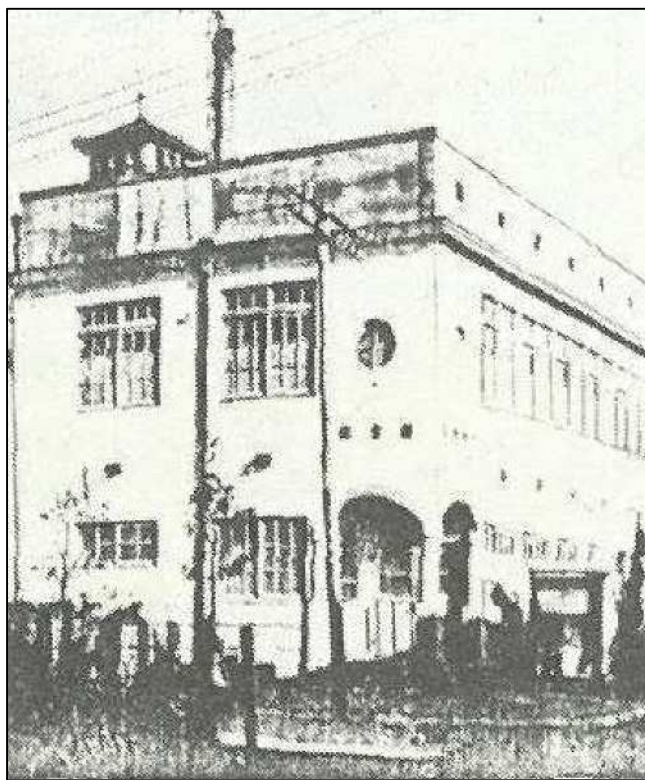
昭和 30（1955）年開館の八幡市立図書館（積層書架）^{〔12〕}

<戸畑図書館（戸畑市立図書館）>

大正 14（1925）年、戸畑市教育会の事業として、「戸畑通俗図書閲覧所」を戸畑尋常小学校敷地内に附設開設したのが戸畑図書館のはじまりである（※）。主に大衆的な雑誌や各種新聞を備え、専任の係を置かず、自由に閲覧に供したことから、図書館というより明治初期の文明開化期に各地に開設された新聞縦覧所に酷似している。

昭和 9（1934）年、福岡県より図書館奨励金の交付を受け、図書の増加をはかったが、それでもこの年の蔵書冊数は 221 冊、閲覧人員は一日平均 10 人と、実態は町村の簡易図書館のような規模であった。

昭和 10（1935）年、市は世論に対応して図書館建築を企画し、昭和 11（1936）年 3 月の市議会で満場一致で可決をみた。昭和 11（1936）年 8 月 5 日に着工、11 月 10 日に竣工、年内を開館準備に費やし、昭和 12（1937）年 1 月 15 日、市公会堂において開館式を挙行、その日から閲覧を開始した。^[30]



開館時の戸畑市立図書館（昭和 12（1937）年）^[31]

昭和 24（1949）年に旧武徳殿跡に移転したが、狭隘のため、たちまち図書の収蔵に行き詰まることとなった。児童室、事務室を充当しても足りず、床上に積み上げる状態となり、集会活動などを実施する余地が全くなかった。

昭和 29（1954）年、戸畑市制施行 30 周年をむかえ、その記念事業として図書館新築が発議された。その後、昭和 32（1957）年 4 月 30 日の臨時議会に提案、議決され、現在の戸畑区浅生に 5 月 1 日着工、昭和 33（1958）年 2 月 28 日に竣工した（総工費は 35,345,340 円）。

当初の建築計画は、2 階建て（一部を地階）、閲覧室と書庫を主とするレイアウトで延 353

坪の広さをもつ建物とし、昭和 30 (1955) ~昭和 31 (1956) 年度の 2 か年継続工事で施工する予定であった。また、将来計画として 3 階を建て増し、集会や研究施設に充当する案も盛り込まれ、これらを含めて、延 491 坪の館舎が構想された。事業の実施は予定より繰り延べられたが、結局、昭和 32 (1957) 年度の単年度事業として実施されることになった。1 階の大部分はピロティとし、3 階建て延 624 坪で旧施設の 6 倍の広さとなり、昭和 30 年代前半の市立図書館建築としては、最も大きな規模のものとなった。

当時は高校生の試験勉強のための図書館利用が最盛期であったことを反映し、閲覧室に大きなスペースを割いた (160 席)。一部は公開書架として新しい施設様式を取り入れる工夫をし、また児童室、視聴覚室など次第に重要視されてきた奉仕部門にも可能なかぎりスペースを割いた。昭和 33 (1958) 年 3 月 5 日に落成式を挙行し、同年 4 月 1 日に開館した。

昭和 34 (1959) 年度は追加工事として工費 500 万円で積層式書架が取り付けられ、同年 12 月 13 日に竣工した。館内には、実業家の松本健次郎が寄贈した「松窓文庫」が設けられていた。^[32]



昭和 33 (1958) 年開館の戸畑市立図書館 ^[12]

(※) 戸畑通俗図書閲覧所の開設時期については諸説ある。^{[33] [34] [35] [36] [37] [38] [39] [40]}

2 管理運営の統一

(1) 中央図書館開設前の状況^[41]

北九州市は合併にあたって、市民生活に急激な変化を与えないため、合併後5年間は各区の自主財源は旧市時代と同様に各区の用途に充当する、などの経過措置をとった。

このような状況の中で図書館は全市的に均質なサービスを推進するために、組織の再編成や資料の総合的運用など種々の改善措置を行った。昭和38(1963)年の合併から、昭和50(1975)年の中央図書館開設までの間に管理運営の統一をめざした措置が講じられた。

合併後、まずとられた措置は「北九州市立小倉記念図書館長の職務権限に関する規則」(昭和38(1963)年8月31日公布・同年9月1日施行・北九州市教育委員会規則第15号)の公布であった。規則の第1条において、次の3項目を小倉市立記念図書館の館長の権限として規定した。^[42]

- (1) 市立図書館の総合的運営に関すること。
- (2) 市立図書館の将来計画の企画調整に関すること。
- (3) 他の市立図書館の館長を指揮監督すること。

従来の市立図書館長はいずれも課長級職員が補職されていたが、この規則とともに小倉記念図書館長には部長級職員の館長が任命された。これにより北九州市立図書館は小倉記念図書館長を中心として全館的な統一と改善が進められることになった。

次いで、「北九州市立図書館条例」(昭和39(1964)年3月31日公布・同年4月1日施行・北九州市条例第55号)、同条例施行規則(昭和39(1964)年3月31日公布・同年4月1日施行・北九州市教育委員会規則第21号)により各館の正式名称は、それぞれ北九州市立門司、小倉、若松、八幡、戸畑図書館と称することとなった。

また、5館の開館時間は10時から18時、休館日は日曜日に統一されたが、急激な変化を避けるため、同規則の付則で「当分の間、従前の例によることができる」として公布と同時に実施しなかった。新しい開館時間と休館日が実施されたのは予告等の期間をおいた後の昭和39(1964)年12月6日からであった。^{[43][44]}

さらに、この規則により大きく変わった図書館サービスに個人貸出がある。その要点は①保証金・保証人を全廃、②従来貸出をしていなかった新刊書を貸出する、③貸出対象者を「市内に居住、または在学もしくは在職する者」と規定したことである。

また、この条例の特色の一つは第13条で図書館協議会の設定を規定したことである。それまでは、門司と小倉だけにその規定があったものが、ここに全市を対象とし一元化された協議会の設置をみることになった。図書館協議会は条例公布5か月後の昭和39(1964)年8月20日に発足し、以後、中央図書館長の諮問機関として数々の提案や答申を行ってきた。^[45]

(2) 奉仕業務の改善 ^[46] ^[47]

昭和 38 (1963) 年には日本図書館協会から『中小都市における公共図書館の運営』(通称「中小レポート」) が刊行された。同書は「資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効果的にかつ無料で資料を提供する」ことが公共図書館の本質的な機能である、と貸出業務を重視する方向を打ち出した。

こうした流れの中で、開架書架の増設や新聞・雑誌が読める「軽読書コーナー」を門司、若松、八幡、戸畑の各館に昭和 45 (1970) 年 2 月に開設した。小倉図書館では昭和 45 (1970) 年 4 月から複写サービスを開始した。

また、同 45 年、入館票を廃止して、貸出券を全館共通の変形ブラウン方式に統一した。変形ブラウン方式とは、貸出方式の一つである。貸し出す際は袋状の図書貸出券を利用者から受け取る。利用者には貸出希望図書の期限票に返却期限を押印して貸し出す。その時、貸し出す本からブックカードを抜き取って利用者から預かった貸出券にはさんでおく。ブックカードをはさんだ貸出券は、資料が返却されるまでの間、返却期限日ごとに一定の順序でファイルして管理していた。コンピュータによる貸出方式が導入されるまで、ブラウン方式は図書館での貸出方式の主流だった。

さらに、各館で取り扱いが異なっていた資料の受け入れや整理の基準を統一し、市民が利用しやすい図書館づくりが進められた。その中心となったのは旧五市の図書館員有志による「北九州五市図書館職員協議会」である。この協議会では、5 館を地域館としその上にこれらを統轄する中央図書館を設けるといった案を発表した。

3 中央図書館開館

(1) 中央図書館建設の理念と建築（整備） [48] [49]

「百万都市にふさわしい大規模な施設の建設」を目指した『北九州市中期計画 1971～1975』は昭和 45（1970）年 7 月に策定された。この中で「市民文化の高揚」の施策の筆頭に「中央図書館、博物館の建設」が位置付けられた。「既存図書館の有機的な運営をはかり、高度な機能をもつ中央図書館を建設する」と定められた。^[50]

この計画によって中央図書館は、昭和 48（1973）年 10 月 10 日に起工し、翌 49（1974）年 12 月に完工した（起工式は 10 月 16 日に開催している）。

中央図書館建設準備委員会は、運営の基本方針として昭和 47（1972）年 12 月 26 日に次のような答申を行った。^[51]

「新しく建設される中央図書館が、近代的機能をもつ資料センターとして、市民に適合情報を提供し、市民の学習意欲を満たすためには、

第一に

単に在来の図書館の規模を大きくしたものでなく、いわば図書館の図書館として次のような機能をもつものでなければならない。

すなわち、

(ア) 他の図書館と有機的な連携をはかる『相互協カセンター』

(イ) 高度な参考調査に応ずると共に、第一線図書館が需要者の目的にかなった情報を提供することを支援する『参考・調査センター』

(ウ) 人類の英知の結晶ともいえる文献・資料の『保存センター』の三機能である。

中央図書館が上記の機能をもつものとなれば、区図書館は従来にもまして直接住民への奉仕図書館として、a. 閲覧貸出業務、b. 参考業務、c. 自動車文庫、d. 児童・集会奉仕といった機能をもつことになり、より能率的な運営が期待できよう。

「どこでも、いつでも、誰でも、手軽に資料を」という今日の図書館奉仕の理念からすれば、中央図書館だけを整備すればよいというのではなく、北九州市立図書館協議会が「既存の図書館の業務分担をはかり図書館組織の再編成をして、市民への図書館奉仕をより充実させるよう」答申（昭和 46（1971）年 10 月 25 日）しているように、中央図書館と各区図書館、他区配本所等と相互に有機的な連携を強化することの必要性は言をまたないところである。

第二に

中央図書館がデータ・バンクとして積極的に活用されるためには、単に活字媒体だけではなく、各種の伝達媒体を豊富に取り揃えると共に、地域の特性をも考慮した資料構成を目指し、いわば地域の風土に立脚した市民文化の核として積極的に活動する新しい型の図書館に志向すべきである。」とした。

この答申に基づき、中央図書館の1階は、小倉図書館の役割を引き継ぎ、2階は図書館の図書館としての機能をもつことになった。すなわち、市外図書館との連携や相互貸借の拠点館など、中央図書館としての役割が期待された。

また、子どもと母親の交流の場として「こどもと母のとしょかん」が整備されていくことになる。中央図書館の開館へ向けて昭和49（1974）年4月、北九州市教育委員会事務局に中央図書館開設準備室が発足し、開館準備を進めた。

中央図書館の建築工事が進むにつれて、ドーム型の独特な構造形成の外観が姿を現してきた。やわらかく湾曲した銅板葺きの屋根、大型アーチ状のコンクリート壁など独特な建築上の手法が用いられている。

昭和49（1974）年12月、勝山公園の緑につつまれてユニークな外観と内容の中央図書館の建物が竣工した。



仮移転中の小倉図書館（旧北九州市総合展示場・小倉区大手町）^[12]



仮移転中の小倉図書館から中央図書館へ蔵書搬入作業^[12]



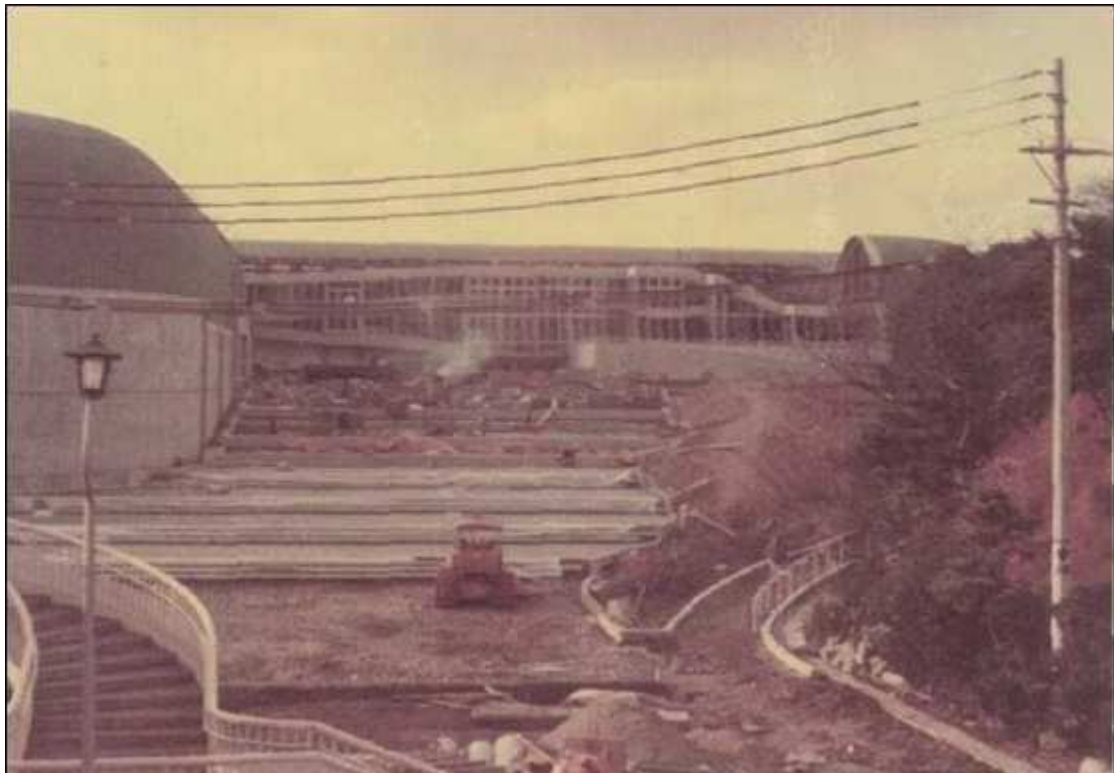
建設中の中央図書館 (1) [52]



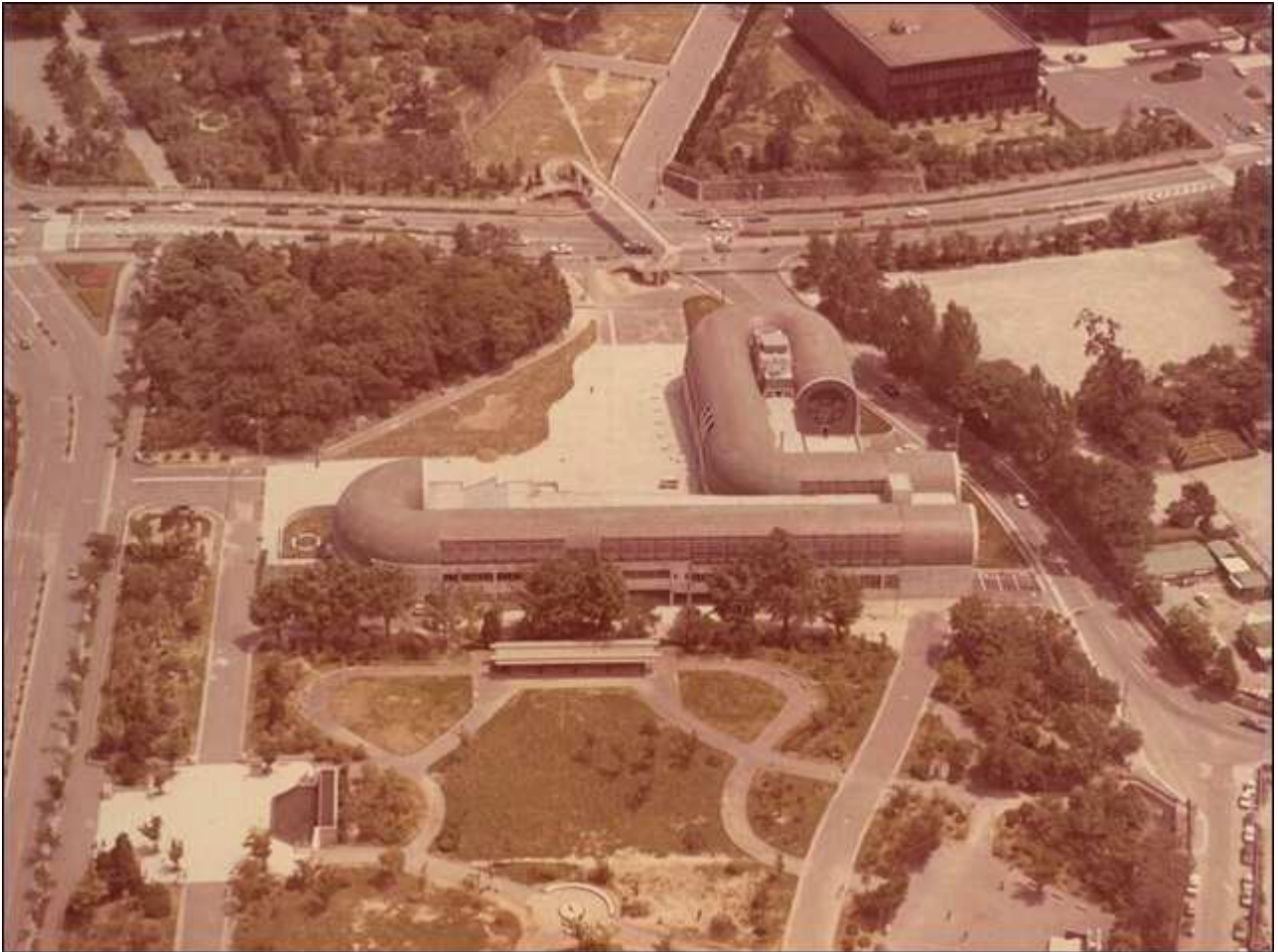
建設中の中央図書館 (2) [12]



建設中の中央図書館（3）^[12]



建設中の中央図書館（4）^[12]



開館当時の中央図書館 [54]

昭和 50 (1975) 年 1 月 11 日、中央図書館の児童室部門である「勝山こどもと母のとしょかん」が、中央図書館の開館に先がけ開館した。式典には、開館を待ち望んでいた幼児、小学生、保護者が多数出席し、市長、市議会議員とともに祝福した。[54]

(2) 中央図書館の概要 [55]

建設場所 小倉区（現在の小倉北区）城内4番1号

性格 ・市全体の中央図書館であると同時に小倉地区の地区図書館という性格をあわせもつものである。

・歴史博物館と視聴覚センターを併設する。

建築概要

・構造階層 鉄筋コンクリート、PCコンクリート造、地下2階、地上2階

・建築面積 3,612 m²

・建築延べ面積 9,295.77 m²

内訳： 図書館 4786.53 m²、 歴史博物館 2556.07 m²、 視聴覚センター 1953.17 m²

・特徴 周辺を公園に囲まれた位置に置かれるために緑の中にとけこむようなたたずまいをもつように計画し、湾曲した銅板葺きのヴォールト屋根で個性的に造形された。

・総工費 13億1,200万円（図書費、備品費などは除く）

・工期 昭和48(1973)年10月から49年12月まで

・設計 株式会社 環境計画（代表 磯崎新）

・施工（主体）株式会社奥村組

施設の特徴 建物は、図書館、視聴覚センター、歴史博物館、管理室の各部門からなりたっている。各部門は機能的に独立しているが、全体として同一形式のヴォールトによって連続性が与えられ、建築的な一体感が生まれるように考慮されている。体の不自由な人の来館を考慮して、どの部屋への移動も階段を用いずに自由に上下できるように通路を傾斜させている。「開かれた図書館」を実現するため1階はすべて開架システムとし、閲覧者はチェックなしで直接に書架から本を引き出すことができる。

目の不自由の人のための点字図書室を設け、点字資料やテープなどを備える（※）。

2階は、「参考・調査」室とし各種の高度に専門化した資料を開架するとともに市内の全市立図書館の総合目録を備える。

図書収蔵能力	365,000冊
内訳 一般開架用	50,000冊
児童用	20,000冊
参考・調査用	45,000冊
閉架用	205,000冊
移動図書館用	45,000冊

（※）点字図書室は、各地域で活動している点訳ボランティアたちの活動拠点として中央図書館一般室に開設されたが、昭和55(1980)年4月、小倉北区大門の障害者福祉会館内に移転した。その後八幡西区若葉町に点字図書館として開館した。平成25(2013)年4月からは八幡西区のコムシティ5階に移転した。

[56]

(3) 中央図書館の開館

昭和 50 (1975) 年 4 月 16 日、市民文化の高揚と発展をと、市民の強い要望と大きな期待のなかに、勝山公園の緑に囲まれて中央図書館が開館した。開館式典では、当時の教育委員長から「北九州市立中央図書館の開館を宣言します。」という宣言文が読み上げられ、引き続いて、市長、市議会議長、教育委員長によるテープカットが行われ、館内が披露された。

館内では、開館を記念して、各時代の代表的な印刷本を年代順に展示し、日本における図書刊行の発展を大観する「展示 日本の本」を、そして引き続いて「世界の図書館」を展示した。

市民になじみやすい施設・最新の設備、豊富な資料を系統的に整備した資料・情報のセンターとしての中央図書館の建設によって、全市的図書館のサービス網の整備が本格化し、情報化社会の発展で多様化する市民の知的欲求の質量両面の変化に対応できる体制の確立に向け、新しい活動が展開されることになった。^[57]



中央図書館開館式におけるテープカット ^[12]



中央図書館開館式 [12]



中央図書館開館（関係者記念撮影） [12]

中央図書館の初代館長として、小林安司北九州大学名誉教授（当時）が就任した。開館式の様子を西日本新聞（昭和 50 年 4 月 17 日付）は「西日本一の規模誇る北九州市立中央図書館」の見出しで次のように報じている。

「北九州市小倉北区城内の新勝山公園の一角に完成した西日本一の規模を誇る北九州市立中央図書館(小林安司館長)の開館式が 16 日午前 11 時から、併設の歴史博物館（7 月開館予定）展示室で行われた。図書館の一般開放は 17 日から始まる。

式には地元文化人をはじめ市関係者など約 400 人が出席、開館を祝った。谷伍平市長は『図書館は民衆の大学といわれるが、この中央図書館は機能的にもすぐれ、施設は崭新で重厚。明るいイメージが強調された』とあいさつ。ユニークなカマボコ型の屋根をした同図書館は新進建築家の磯崎新氏の設計。（以下略）^[58]

大正 11(1922)年、元陸軍偕行社跡に開館した小倉図書館（当時は小倉市立記念図書館）は中央図書館として生まれ変わり、長い歴史を閉じた。^[59]



中央図書館館長室 ^[12]

なお、中央図書館の建物は、昭和 51（1976）年 10 月 26 日、第 17 回建築業協会賞（BCS 賞）を受賞している。^[59]

「BCS 賞」は、「優秀な建築物を作り出すためには、デザインだけでなく施工技術も重要であり、建築主、設計者、施工者の三者による理解と協力が必要である」という建築業協会初代理事長竹中藤右衛門の発意により昭和 35 年（1960 年）に創設されたもので、以後、わが国の良好な建築資産の創出を図り、文化の進展と地球環境保全に寄与することを目的に、毎年、国内の優秀な建築作品を表彰している（「BCS」という呼称は、建築業協会（Building Contractors Society）に由来している）。^[60]

第 17 回 BCS 賞は、67 件の応募作品から 16 作品が受賞した。作品集の序文の中に、「今回の BCS 賞について、特に申しあげたいことは、その大多数の建築が、昭和 48 年秋の石油ショックの時期に、工事の最盛期にあったことでもあります。異常な物価、賃金の高騰下において、定められた請負金額を如何に適正化、スライドするかについて、建築主、設計者、施工者の三者が苦勞されたか想像にあまりあるものがあります。」とあり、北九州市立中央図書館の起工が昭和 48（1973）年 10 月であったことから、まさに第 1 次オイルショックの真っただ中での工事であった。^[61]



第 17 回建築業協会賞（BCS 賞）表彰パネル
（中央図書館エントランスホールに掲示）

(4) こどもと母のとしょかん開館

「こどもと母のとしょかん」は、昭和46(1971)年秋、当時の谷伍平市長が第2回青年の船に同伴して韓国を訪れた際、ソウルで母子の図書館を見学したことをきっかけに、開館に向けた取組が始まった。現地の図書館では、子どもと母親が読み聞かせをしながら読書を楽しむ姿が見られ、このような場を北九州市にもつくりたいという谷市長の思いから誕生したものであり、北九州市ならではの取組である。

昭和48(1973)年5月、「こどもと母のとしょかん」の第1号として、門司区に「大里こどもと母のとしょかん」が開館した。^{[62][63]}

「こどもと母のとしょかん」という名称は、いわゆる愛称である。正式名称は「北九州市立図書館規則」により分館と規定されている。分館は市民の身近な図書館として地域に親しまれている。^[64]

ここで、各分館の開館状況について整理する（「こどもと母のとしょかん」以外の分館^oを含む）。

館名	開館日	閉館日
大里こどもと母のとしょかん（大里分館）	S48(1973).5.12	
医学分館	S49(1974).4.15	H11(1999).7.31
勝山こどもと母のとしょかん（勝山分館）	S50(1975).1.10	H29(2017).8.31
企救こどもと母のとしょかん（企救分館）	S51(1976).4.29	H30(2018).2.15
大池こどもと母のとしょかん（大池分館）	S51(1976).5.2	H25(2013).6.30
島郷こどもと母のとしょかん（島郷分館）	S54(1979).5.13	
戸畑こどもと母のとしょかん（戸畑分館）	S55(1980).5.5	H30(2018).3.31
八幡東こどもと母のとしょかん（八幡東分館）	S55(1980).5.25	H31(2019).3.31
折尾こどもと母のとしょかん（折尾分館）	S58(1983).12.22	
戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん（戸畑駅ビル分館）	S61(1986).3.27	H10(1998).12.28
八幡南こどもと母のとしょかん（八幡南分館）	S63(1988).5.1	
そねっと（曾根分館）	H10(1998).8.2	
新門司分館	H19(2007).4.1	

- ・「こどもと母のとしょかん」の愛称については、平成31(2019)年4月1日以降、呼称取りやめ。
- ・「新門司分館」については、愛称は使用していない。

(5) 自動車文庫からひまわり文庫へ ^[65]

自動車に本を積んで図書館から遠い地域に本を届ける活動、いわゆる「自動車文庫」(book mobile (ブック・モバイル)、略して BM ともいう)が始まったのは第 2 次世界大戦後からである。昭和 26 (1951) 年、八幡製鐵所図書館が西日本で初めて導入した。大正 2 (1913) 年 8 月 1 日に開館した同館は、従業員とその家族に図書を提供するユニークな企業内図書館だったが、昭和 45 (1970) 年 12 月に閉館となった。

旧五市の市立図書館において、昭和 27 (1952) 年 8 月、八幡市立図書館が自動車文庫を始めた。1 世帯に 2 冊、15 日間の貸出は利用者層を広げていった。その後、若松市立図書館 (昭和 34 (1959) 年 10 月) や小倉市立記念図書館 (昭和 35 (1960) 年 3 月) でも全域サービス実現のため自動車文庫が配備され、巡回サービスが行われた。若松市立図書館の「いしみね号」は、昭和 34 (1959) 年から軽快な音楽を鳴らしながら遠隔地の人々に本を届けた。同館では黄色いトランクに児童書を詰めて子どものいる家庭に届けるサービスもしていた。

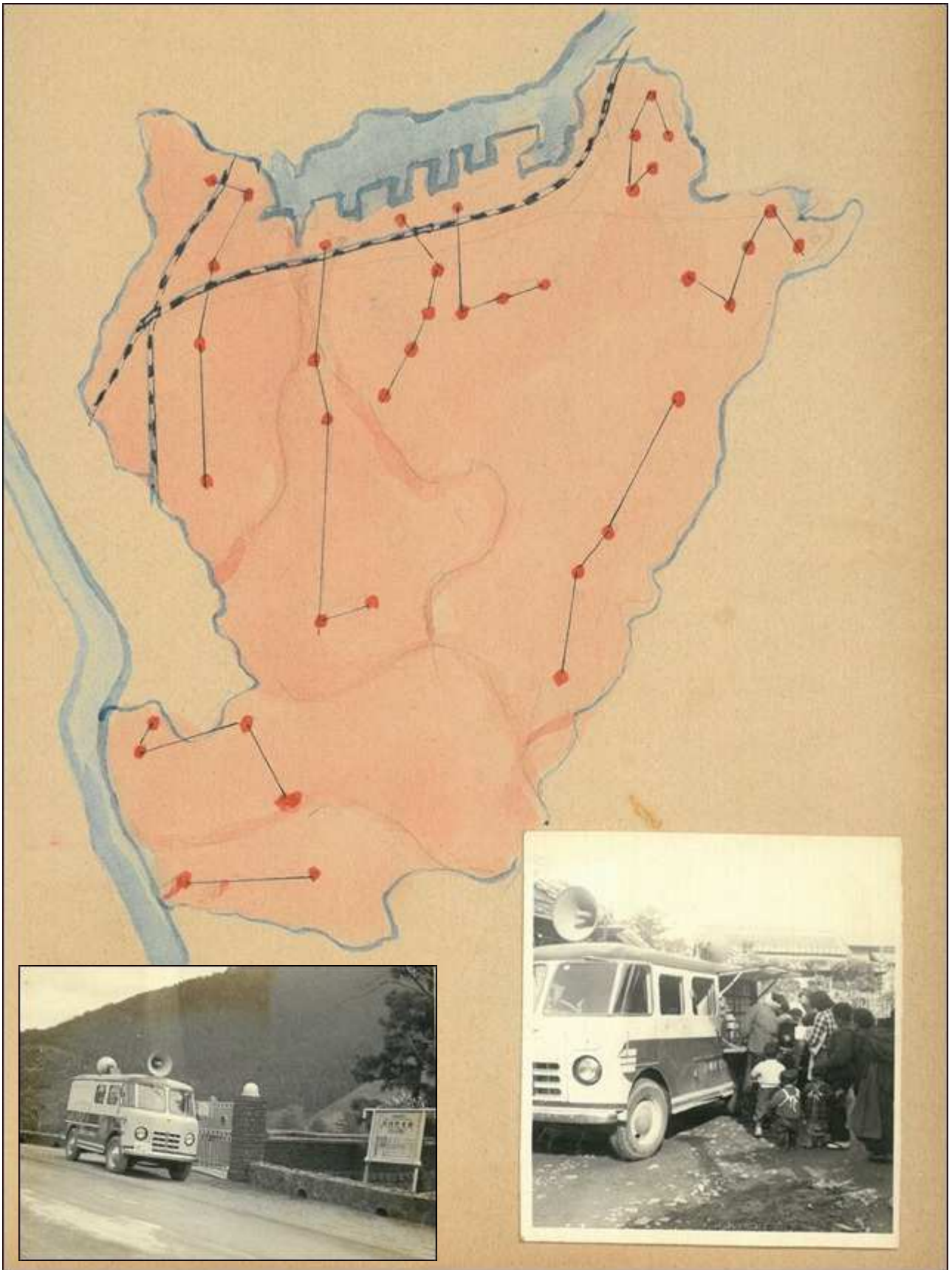
門司図書館では、昭和 44 (1969) 年 1 月に自動車文庫が配備された。市域が狭い戸畑では、昭和 49 (1974) 年に事務連絡車が配備された。

中央図書館では、昭和 51 (1976) 年 2 月に BM2 号 (主に小倉南区用) が配備された。郊外にある徳力団地などでは長蛇の列ができ、利用者に歓迎されたほか、藍島にも本を届けた。昭和 52 (1977) 年 4 月には、八幡図書館にも BM2 号 (主に八幡西区用) が配備された。

自動車文庫の巡回スケジュールは、市政だよりの各区版に掲載されていて、自動車文庫が図書館まで遠い地域住民のための重要な役割を担っていたことが分かる。

「どこでも、いつでも、誰でも」という全域サービス実現のために取り組んできたが、時代の移り変わりの中で、自動車文庫は「ひまわり文庫」へと引き継がれていった。「ひまわり文庫」とは地域のコミュニティづくりの拠点として、小学校区単位に設置される市民センター内等に貸出文庫を設置するもので、平成 5 (1993) 年 10 月、市内 53 か所で開設された。約 200~500 冊の図書などを置き、2~3 か月のサイクルで配本替えが行われている。

ひまわり文庫開設から 3 年後の平成 8 (1996) 年 1 月、八幡図書館で最後の自動車文庫が廃止された。令和 7 (2025) 年 3 月末現在、市内 128 か所にあるひまわり文庫と 93 の団体貸出文庫 (登録した施設への配本) へ貸出を行っている。

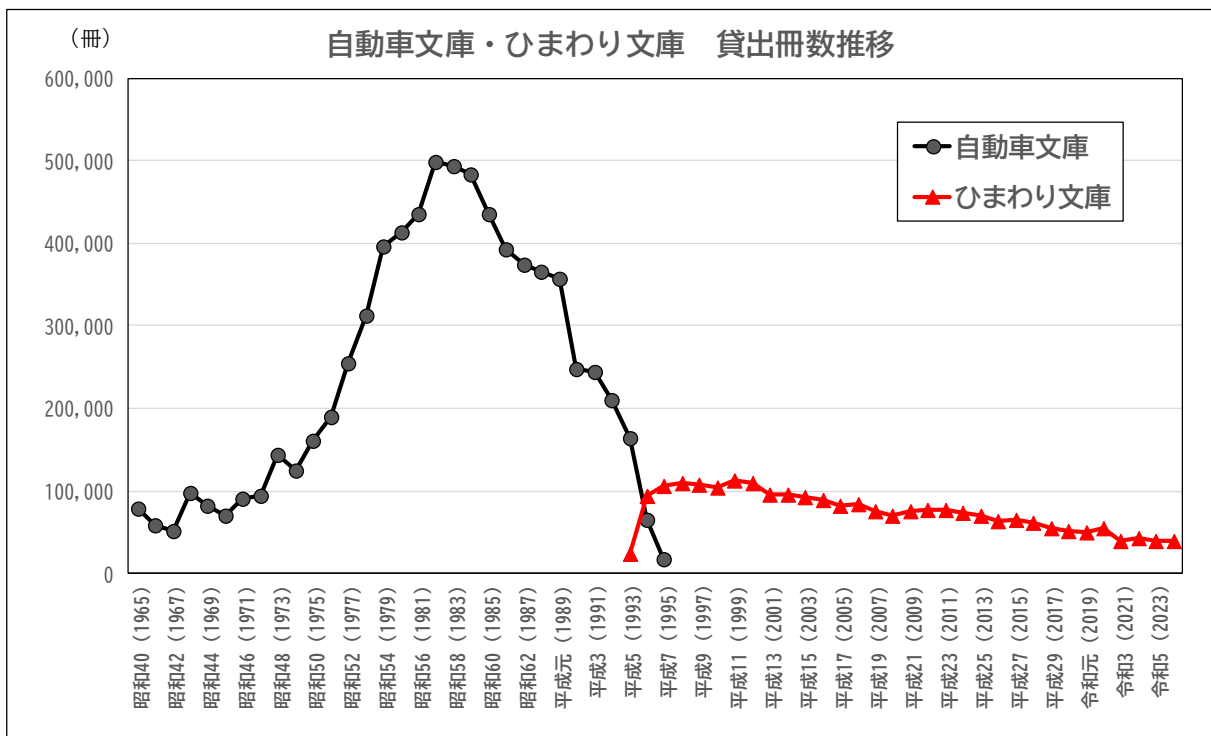


八幡市立図書館の自動車文庫停留所と利用風景 [12]

自動車文庫とひまわり文庫の年度推移（利用者数・貸出冊数）を以下に示す。ひまわり文庫の利用状況は、自動車文庫の全盛期に及ばないものの一定の利用があり、利用者サービスとして重要な役割を担っている。



※昭和 43 (1968) 年度以前の自動車文庫の利用者数は不明



4 図書館事業の多様化と奉仕の進展

(1) 資料収集業務の一元化と資料の充実 [63] [66]

図書館の資料収集業務は資料の選択と受入、整理に大別されるが、いずれも図書館業務のなかでは、いわば舞台裏の仕事である。しかし、この業務が適切に行われないと貸出その他の奉仕業務を効果的に実施することはできない。

北九州市立図書館協議会から昭和 46 (1971) 年に答申された「今後の北九州市立図書館運営のあり方について」の中でも改善案の一つとして「資料提供の増強」をあげ、そのためには「収集基準、保存区分の確立」や「資料の相互活用」および「整理部門の集約」を提示している。

また、昭和 47 (1972) 年の北九州市立中央図書館建設準備委員会の「中央図書館建設に関する答申書」でも中央図書館は他の図書館と有機的な連携をはかる「相互協力センター」の機能を持ち、「市全域の市民に文献情報等を提供するセンター」として「資料を迅速に提供する設備」が必要であると述べている。これらが答申されたころの北九州市立図書館は、整理基準の統一 (昭和 45 (1970) 年)、共通図書制度 (昭和 46 (1971) 年)、総合目録の配置 (昭和 46 (1971) 年) など全館の資料を効果的に運用するための努力を続けてはいたが、選択・分類・目録などの業務を各館で別々に行っていたために統一性に欠け、必ずしも十分な効果を発揮してはいなかった。

昭和 50 年 (1975) 年の中央図書館開設を機に北九州市立図書館は、資料収集整理業務を次のように統一した。

- ①全館の資料の選択は毎週、中央図書館主催の選択会議 (※) で行う。
- ②資料の購入、整理、図書費の管理は中央図書館が一括して行う。
- ③資料の整理はすべて資料係が担当し、整理済の資料はただちに各館に配送する。
- ④新刊書の収集業務は 1 週間を 1 単位として行う。既刊書は 1 か月以内に整理を完了する。

これらの業務の統一により、約 1 か月かかっていた新刊書が、1 週間で利用者に提供できるようになった。また、一括整理により、分類、目録、装備が統一され、相互利用が便利になった。収集業務の改善は、中央図書館開館以降の利用急増を促進していくことになった。

(※) 現在は、「選書会議」という。

(2) 個人貸出の推移 [67]

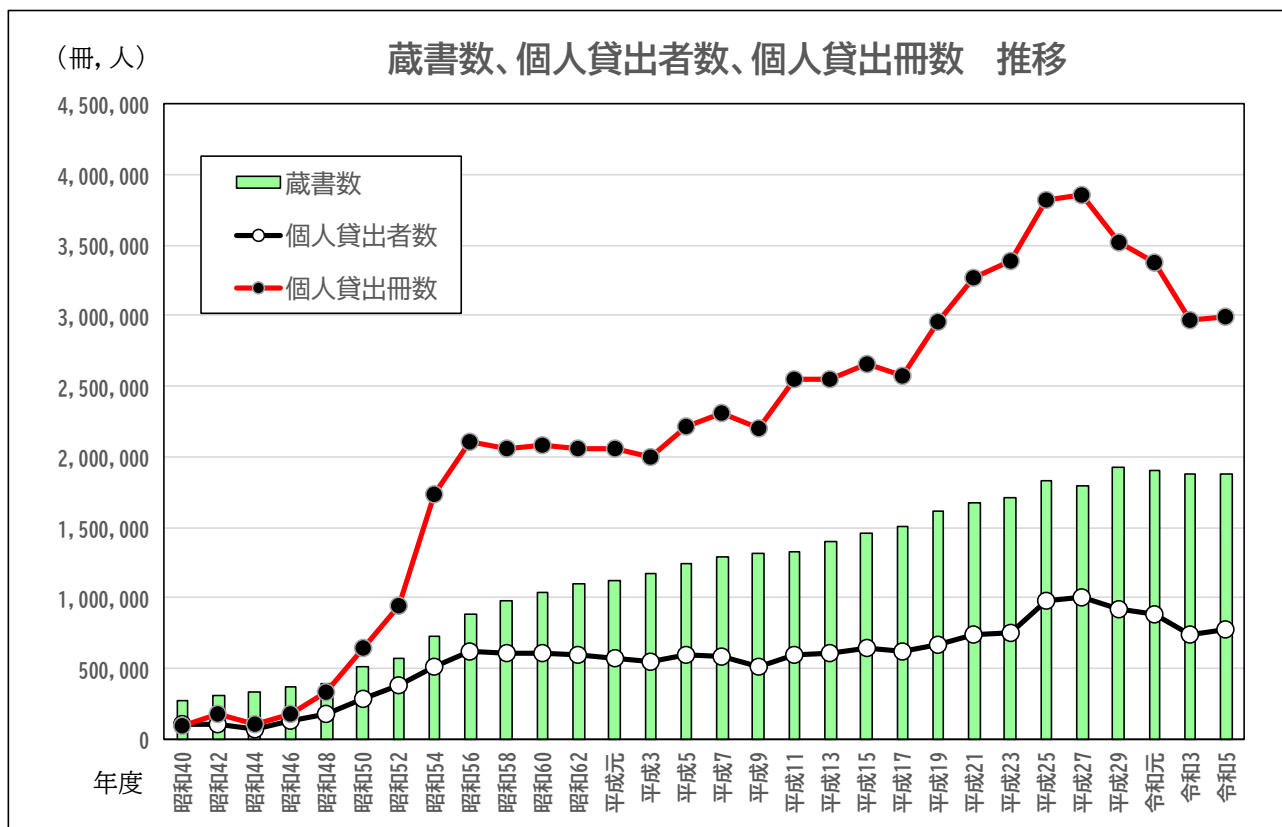
北九州市立図書館で貸出を重点としたサービスが顕著となるのは、昭和 45（1970）年度に全館で実施されたさまざまな図書館業務の改善後である。それまで各図書館では、新刊書は館内閲覧のみで貸出をしていなかった。また、児童への貸出も、小倉、若松、八幡図書館でしか行っていなかった。

東京の日野市立図書館は、前述の「中小レポート」を移動図書館車 1 台で実践し、大成功した。それは『市民の図書館』にまとめられ、日本図書館協会から昭和 45（1970）年出版された。これは、日本の図書館を一変させた。その流れの中で北九州市立図書館においても、館内閲覧から館外貸出へとサービスの方向が変わっていった。

中央図書館が開館した昭和 50（1975）年度に約 64 万冊だった個人貸出冊数は、10 年後の昭和 60（1985）年度には約 208 万冊と約 4 倍に増える。そして平成 27（2015）年度には約 385 万冊と約 6 倍となった。

個人貸出者数は、昭和 50（1975）年度に約 28 万人、10 年後の昭和 60（1985）年度には約 60 万人と約 2 倍に増える。そして平成 27（2015）年度には約 101 万人と約 3.6 倍に増えている。

以下に、2 年毎の蔵書数、個人貸出冊数、個人貸出冊数の推移を示す。



(3) 図書館業務の電算化（コンピュータによる業務化）

行政運営の事務の近代化を推進していくため、昭和 56（1981）年、「北九州市事務近代化調整会議に関する規程」が制定された。その後、昭和 57（1982）年、第 1 次「コンピュータ利用に関する計画」が策定された（昭和 57（1982）年度～昭和 60（1985）年度が第 1 期実施計画期間、昭和 61（1986）年度～昭和 65（=平成 2）（1990）年度が第 2 期構想期間）。

図書館電算化については、第 1 期において、「中央館、分館の蔵書情報を一元的に管理して、図書館業務の処理の迅速化、効率化を図るとともに、利用者へのサービス向上を目指す」、第 2 期には、「こどもと母の図書館（※）、移動図書館の蔵書まで、情報管理の範囲を拡大し、より一層の利用者サービスを目指すもの」と計画された。これまで形成されてきた図書館組織網と管理運営の方法に即して、一元的な図書ファイルを構築し、全館をオンラインでネットワーク化しようとする構想であった。^[68]

図書館業務の電算化について計画に組み込まれたことを受けて、「図書館業務電算化委員会」を昭和 57（1982）年に設置し、昭和 60（1985）年度稼働を目標に検討を進めてきたが、昭和 58 年度の事務近代化調整会議の審議の結果、「費用効果の分析の結果、当システムの導入計画を延期し、当分の間、図書館行政のあり方、情報システム開発のための研究期間とする」ということで見送りとなった。

すでに政令市の図書館の大半が電算化を実施済み、あるいは実施計画中であったこともあり、市議会（昭和 57（1982）年 9 月議会、昭和 59（1984）年 2 月議会）でも「図書館の電算化の促進を図るべき」との趣旨の質問がなされていた。

昭和 60（1985）年、「図書館業務電算化委員会」を改組し、「図書館電算化推進委員会」を発足させ、将来計画に向けて調査研究を進めた。

昭和 61（1986）年 5 月に開催された事務近代化調整会議で、第 2 次「コンピュータ利用に関する計画」について審議が行われ、図書館電算化についても第 2 期計画（昭和 61（1986）年度～昭和 65（=平成 2）（1990）年度）に組み込まれ、その後、提出したシステム提案書が認められた。

昭和 62（1987）年度から開発作業に着手、平成元（1989）年 4 月から中央図書館、勝山こどもと母のとしょかん（勝山分館）の電算化を開始した（稼働目標年度（昭和 60（1985）年度）から 4 年遅れであった）。

その後、平成 7（1995）年 3 月に国際友好記念図書館、同年 4 月に各地区図書館（門司・若松・八幡・戸畑）、平成 8（1996）年 4 月に各分館（医学分館を除く）と電算化を進めた。

電算化の実施に伴い、貸出・返却業務の作業時間の短縮が図られることになり、それまでの一人あたりの貸出冊数 4 冊を 10 冊に変更し、窓口職員の業務改善だけでなく、利用者サービス向上にもつながった。

(※)「こどもと母の図書館」は、正しくは「こどもと母のとしょかん」であるが、計画の原文のまま表記した。

(4) 近隣自治体や大学との広域利用^[69]

図書の貸出対象者は、平成14(2002)年3月末まで、北九州市内の居住者又は北九州市内に通勤・通学している者に限られていた。しかし、同年4月からは、福岡県北東部地域の市町における図書館などの広域利用が現在の16市町(直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、行橋市、みやこ町、豊前市、築上町、吉富町、上毛町、北九州市)との間で始まった。

また、平成15年(2003)4月からは、下関市と北九州市間での相互利用を開始し、北九州市立大学付属図書館や九州国際大学図書館との連携も平成14(2002)年から始まった。

<福岡県北東部地域の市町における広域利用の実施概要>

●事業内容(北九州市を例とする)

- ・広域利用対象市町内に住所を有する者には、北九州市立図書館の図書の館外貸出しを行う(広域利用対象市町内に住所を有する者は、図書館利用上は、北九州市内居住者と同じ取り扱いとなる)。
- ・広域利用対象市町外に居住し、広域利用対象市町内に通勤・通学している者は対象外である。

●実施方法

- ・貸出しを希望する者は、新規に市町ごとに利用者登録、利用者カードを作成する必要がある。自分の住所地での利用者カードでの図書貸出しは受けられない(全市町共通の利用者カードはない)。
- ・開館日、開館時間、貸出冊数、貸出期間は、各図書館等で異なる。
- ・借りた図書等は、借りた図書館で返却する必要がある。

<下関市との相互利用の実施概要>

●事業内容

- ・北九州市民が下関市立図書館を、下関市民が北九州市立図書館の図書の館外貸出しができる。

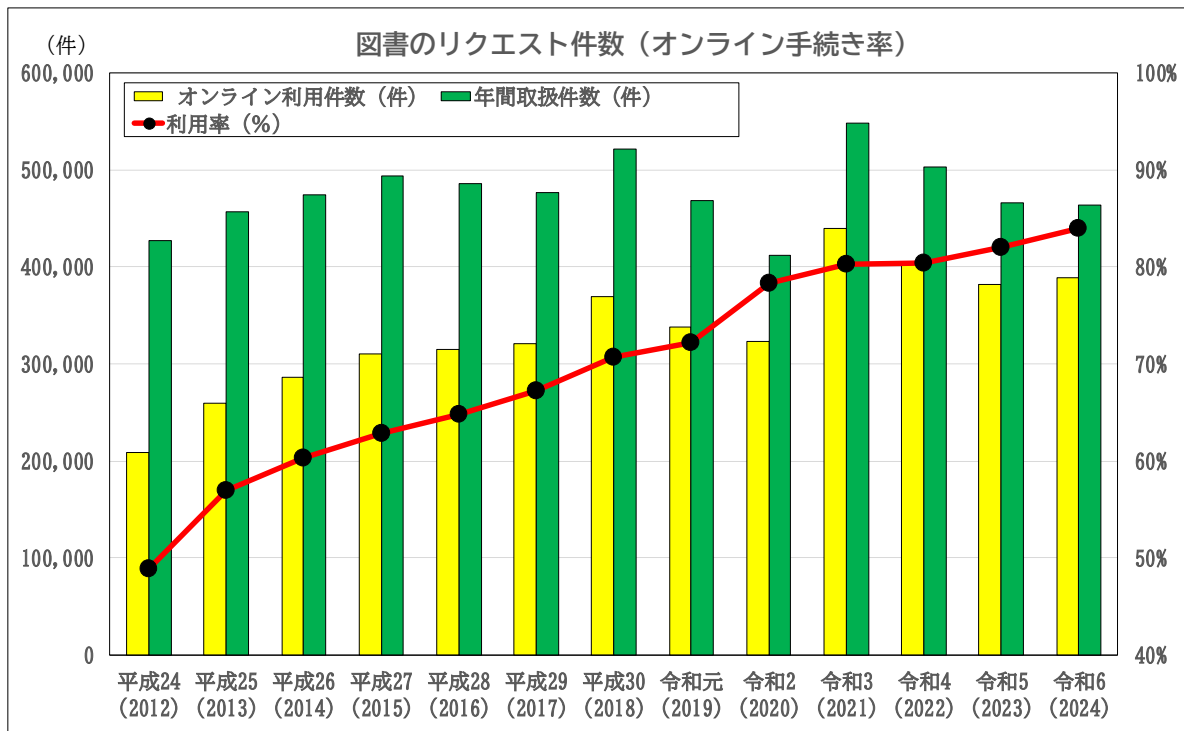
●事業方法(北九州市民が下関市立図書館を利用する場合)

- ・図書を借りるときには、下関市立図書館の「登録証」が必要となるので、住所・氏名の確認できるものを持参すること(高校生・大学生は、学生証が必要、また、中学生以下の方は保護者の署名が必要である)。

(5) 新たな利用者サービス

平成 22 (2010) 年 8 月からは返却フリー制度を導入した。それまでは借りた図書館でしか本は返すことができなかったが、北九州市内のどの図書館でも返却可能になった。

平成 24 (2012) 年度の図書館システム更新にあわせてインターネット予約が開始され、予約全体の半分以上がインターネット予約になった。以下にオンライン手続き率の推移を示す。



探している資料が市内の図書館に所蔵されていない場合は、他都市の図書館や国会図書館から取り寄せることができ、福岡県内及び九州の各県立・政令指定都市の図書館の場合は、協定により無料である。ただし、それ以外の図書館からの取り寄せは利用者側の郵送料負担が必要となる。^[70]

平成 29 (2017) 年 7 月から、J R 小倉駅と黒崎コムシティに返却ボックスを設置し、北九州市立図書館で借りた本 (※) であれば、年末年始を除き、いつでも返却することができるサービスを開始した。これにより通勤・通学の途中や外出のついでに本を返却することができるようになった。

【返却ボックス設置場所】

- ・小倉：小倉駅 3 階 (小倉城口) 観光案内所横
- ・黒崎：黒崎コムシティ 3 階 正面入口横

(※) 「返却フリー制度」の対象となっていない、視聴覚資料 (CD、DVD) ・市外相互貸借資料・団体貸出資料などは除く。



返却ボックス (J R 小倉駅・黒崎コムシティ)

(6) 指定管理者制度の開始 ^[71]

北九州市立図書館においては、少子高齢化や情報化社会の進展、産業構造の変化など社会状況の変化に伴い、図書館に対する住民ニーズも多様化し、新たな図書館機能の整備や図書館サービスの向上、より効果的・効率的な図書館運営が求められていた。

こうした状況を背景に、平成14(2002)年、北九州市立図書館協議会から「生涯学習拠点としての図書館のあり方」について答申を受け、「図書館サービスの向上と業務の効率的・効果的な運営を図ることを目的とした図書館業務の一部委託化」について方向性が示された。

平成15(2003)年9月の地方自治法の改正により、これまでの管理委託制度は廃止となり、指定管理者制度が導入された。平成16(2004)年6月には「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例」が一部改正され、図書館への指定管理者制度導入が可能となった。

図書館における最初の指定管理者制度は、サービス向上と経費節減を目的として、比較的規模が小さく管理がしやすい5図書館(門司図書館、国際友好記念図書館、大里分館、戸畑図書館、戸畑分館)に導入された。また、選書業務(資料の購入・廃棄・寄贈)及び施設設備の維持補修業務については、中央図書館に権限を集約することとした。

平成17(2005)年4月以降、順次、地区図書館・分館に指定管理者制度が導入され、令和8年3月現在、中央図書館及び子ども図書館を除く12館において、指定管理者制度による図書館運営が行われている。

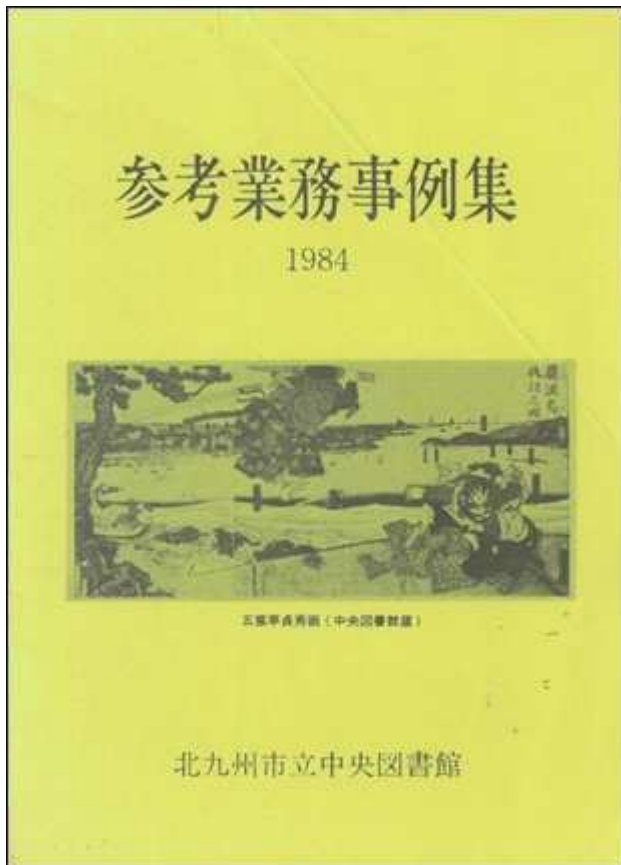
(7) レファレンス（調査・相談）業務の進展^[72]

レファレンス（調査・相談）とは、情報を求めて来る利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の調査方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助である。貸出とともに図書館サービスの両輪の一つである。

レファレンスは戦前にも旧五市の数館の図書館で行っていたが、普及するのは戦後になってからである。北九州市でレファレンスを本格的に開始したのは合併以後である。昭和41（1966）年1月に門司図書館がレファレンスコーナーを開設して、専任職員によるサービスを始めた。北九州市立図書館にレファレンスを専門とする専門部署ができたのは、初めてのことだった。また、昭和45（1970）年2月に小倉図書館でも同様のサービスが始まった。

中央図書館は昭和47（1972）年の「北九州市立中央図書館建設について（答申）」（北九州市立中央図書館建設準備委員会）で「参考・調査センター」機能の設置があげられ、参考資料室と北九州資料室が設けられた。答申では「高度な参考調査に応ずるとともに、第一線図書館（地区館・分館）が需要者の目的にかなった情報を提供することを支援する」と述べられている。その結果、昭和45（1970）年度は全館合計1,542件だった相談件数は、飛躍的に増加し、昭和44（1969）年度から令和6（2024）年度の全館累計で185万件を超えている。

市民から受けたレファレンスは、『参考業務事例集1984』（昭和60（1985）年発行）、『市民と図書館のQ&A』（平成16（2004）年発行）、『レファレンス事例集』（平成24（2012）年発行）として集成し、刊行している。



参考業務事例集 1984



市民と図書館のQ & A

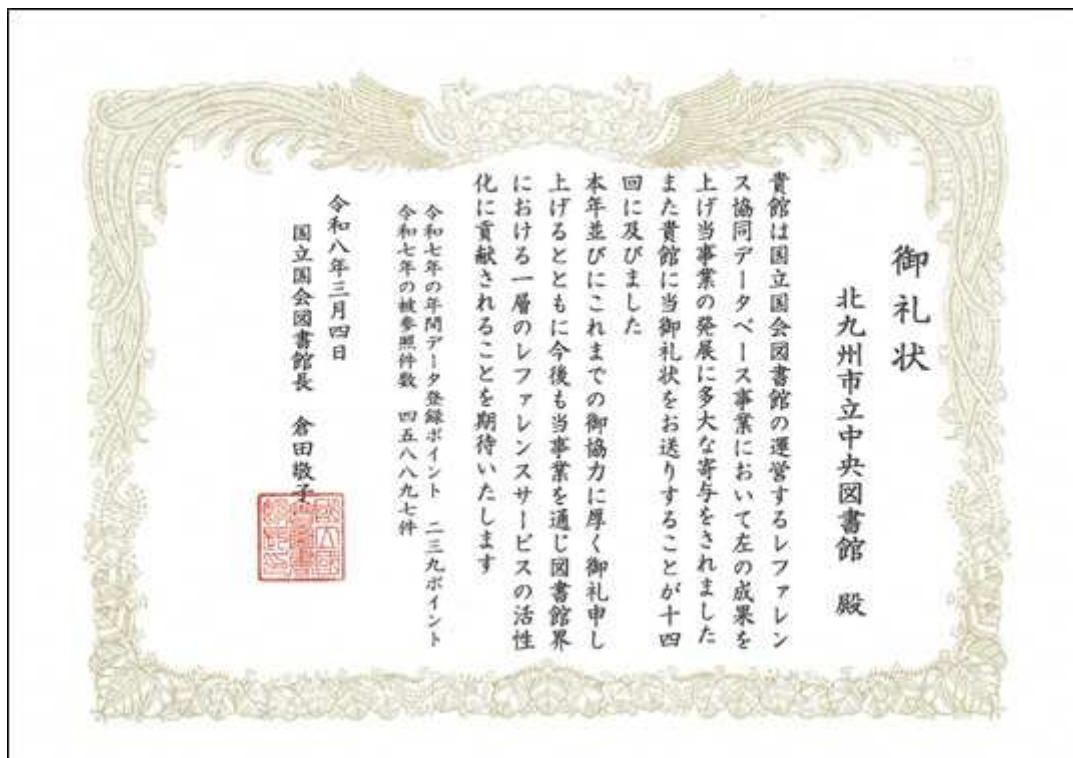


レファレンス事例集



レファレンス事例集 (抜粋)

また、受け付けたレファレンス事例は、国立国会図書館が開設しているレファレンス協同データベースに登録している。レファレンス協同データベース事業は、全国の公共図書館や大学・専門図書館などが自館のレファレンス事例を登録し、共同利用できる調べ物のためのシステムである。図書館などにおけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的に平成16(2004)年から始まった。北九州市の図書館は登録するレファレンス事例数が国会図書館の基準を越え、またアクセス数も多いため平成22(2010)年度から令和7(2025)年度の間に14回、国立国会図書館長から御礼状を受けている。



国立国会図書館からの御礼状

レファレンスにおいては資料整備が重要な要素であるが、近年は、紙資料だけでなく、メディアの多様化に伴い各種オンラインデータベースの導入も進み、令和8(2026)年3月現在、中央図書館には、官報、法令・判例データベース、日経テレコン21及びヨミダスがある。また、八幡図書館では、西日本新聞を検索するデータベース、八幡西図書館では、朝日・西日本各新聞を検索するデータベースなど11種類の商用データベースを導入している。各図書館が提供しているデータベースの詳細は以下の表のとおりである。

各図書館で検索可能なオンラインデータベース一覧（令和8（2026）年3月現在）

館名	区分	概要
中央図書館	①官報	昭和22年5月3日から直近までの官報の内容を日付やキーワードを指定して、検索・閲覧できるサービス。
	②日経テレコン21	過去30年分の新聞・雑誌記事から国内外の企業データベース、人物プロフィールなど、幅広いビジネス情報を収録。
	③第一法規法情報 総合データベース (D1-Law.com 全法編)	公布された法令を収録。判決書誌・判決本文とこれを理解するための要旨・解説情報、幅広い収録対象誌から収集した文献情報等を登載。
	④ヨミダス	読売新聞社が運営する新聞記事データベース。明治から現在までの記事が検索、閲覧可能。昭和の地域版付き
八幡図書館	①西日本新聞 データベース	「西日本新聞」の平成以降の記事検索
八幡西図書館	①朝日新聞 クロスサーチ	「朝日新聞」の昭和20～59年紙面検索と昭和59年以降の記事、「週刊朝日」と「AERA」の記事、「知恵蔵」最新版の検索
	②西日本新聞 データベース	「西日本新聞」の平成以降の記事検索
	③JRS経営情報 サービス	15000点の経営情報・中小企業向けのビジネス文書など
	④Flier	ビジネス書の要約サービス
	⑤ブックプラス	昭和元年以降に出版された本の情報検索
	⑥マガジンプラス	雑誌、論文等の情報検索
	⑦J-DreamIII	国内外の科学技術学会誌・文献等の情報検索
	⑧ブリタニカオンライン	ブリタニカ百科辞典の情報検索
	⑨第一法規法情報 総合データベース (D1-Law.com 判現文セット)	判例体系、現行法規、文献情報
	⑩デジタル伊能図	伊能大図214枚と江戸内府図2枚、国土地理院の白地図・標準地図・単色地図と側線・色別標高図・空撮写真などを重ねてみるができる。
	⑪Sagasokka! (さがそっか！)	「総合百科事典ポプラディア」を中心とするこどものための事典コンテンツ

(8) 中央図書館保管の貴重本 [73]

地方紙『門司新報』(明治26(1893)年1月～昭和12(1937)年6月)のマイクロフィルムを平成22(2020)年にデジタル化した。『門司新報』の原紙は中央図書館の貴重本書庫に保管している。

中央図書館の貴重本書庫には、旧市立図書館時代から所蔵していた和書(約4,000冊)と漢籍(約3,700冊)がある。和書は軍記物から郷土資料まで多岐にわたる。明治以前の資料の一部は昭和50(1975)年8月に開館した隣接する歴史博物館に移管した。その後、歴史博物館が自然史・歴史博物館として八幡東区東田に移転した跡には、文学館が開館した。中央図書館所蔵の文学関係資料の一部を文学館に移管し、連携した活動を行っている。

漢籍は四書五経をはじめ詩文集などがある。その中には細い竹を削った筆記用具で書いた角筆が多数含まれ、貴重な資料だということが広島にある大学の調査で分かっている。中央図書館では、一般に入手できない限定版の良書、書店に出ない地方の郷土資料、個人出版物、官公庁の出版物などの収集に力を入れてきた。世界最古の印刷物の一つである百万塔陀羅尼や、江戸初期の『光悦本』など貴重な資料も所蔵している。

また、北九州ゆかりの作家である岩下俊作・火野葦平・松本清張・劉寒吉が寄贈した資料などを集めた文庫がある。たとえば、松本清張は、若い頃小倉図書館で本を読んだことが作家になる基礎を培ったと朝日新聞に執筆したように感謝の気持ちをもっていた。そこで中央図書館開館時に自筆目録を添えて1,000冊以上を寄贈した。

このような幅広く豊かな蔵書がレファレンス業務を支えている。北九州市立図書館独自の資料整備は不可欠であり、ますます重要になっている。



百万塔陀羅尼 (世界最古の印刷物の一つ) [12]

(9) 中央図書館北九州資料室

北九州資料室は、中央図書館 2 階参考室に設けられた郷土資料の専門コーナーで、北九州市および福岡県に関する歴史・文化・産業・人物などの資料を幅広く収集・提供している。北九州市の行政資料や市議会会議録、明治 26 年発刊の門司新報などのデータベースや、自分史文庫などがある。また、映画「図書館戦争」の展示コーナーもある。

北九州資料室の資料は、地域研究や調査に役立つ貴重な情報源となっている。資料の多くは館内閲覧が中心で、調べ学習や専門的な研究を行う利用者に広く活用されている。

北九州市立図書館では、毎年度の業務報告書として年報「北九州市の図書館」を昭和 45 (1970) 年から刊行しており、北九州資料室に配架している。年報には、図書館の概要(沿革、機構、職員配置、各施設案内など)、事業報告(利用状況、資料の収集、行事など)、条例及び関係規則等を掲載し、市立図書館の参考資料となっている。



中央図書館北九州資料室 (2 階参考室)

5 「読書好きな子ども日本一」を目指して^[74]

(1) 子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と位置付けた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布されたのは、平成13(2001)年12月12日である。同法によって4月23日は「子ども読書の日」と定められた。また、各自治体は「子ども読書活動推進計画」を策定し、公表することが求められた。

北九州市教育委員会では、平成18(2006)年3月に「北九州市子ども読書活動推進計画」(=第1次計画)(計画期間:平成18(2006)年度~平成22(2010)年度)を策定し、子どもが自ら読書活動に取り組めるよう環境整備を進める施策や事業を展開してきた。さらに、平成21(2009)年11月には「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」(北九州市教育委員会総務部企画課編(発行2009年))を策定し、その中で、「言葉の力」の向上につながる読書習慣の定着を図るため、学校・家庭・地域を挙げた重点取組みの一つに「読書好きな子ども日本一」を掲げた。

平成23(2011)年6月に策定された「子ども読書プラン」(=第2次北九州市子ども読書活動推進計画)(計画期間:平成23(2011)年度~平成27(2015)年度)に基づき、全ての子どもが本と出会う機会を与えられ、読書の楽しさや喜びを味わうことができる環境が整い、いつでもどこでも日常的に読書に親しみ、本に手を伸ばす子どもが育つ、読書が楽しい好きだと実感できる「読書好きな子ども日本一」の北九州市を目指している。その計画の基本施策として市立図書館における子どもの読書活動の推進がうたわれ、市立図書館と学校との連携強化が進められた。

第3次北九州市子ども読書活動推進計画(計画期間:平成28(2016)年度~令和2(2020)年度)は、子ども読書活動推進条例(平成27(2015)年施行)の趣旨に基づき策定された計画である。すべての子どもが「楽しく自主的に本を手取る習慣」を形成するための読書環境を整備することを目的とする。

第4次北九州市子ども読書活動推進計画(計画期間:令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)は、環境の変化(GIGAスクール構想、コロナ影響等)や前計画の成果・課題を踏まえ、将来像・方向性を再設定した。ビジョン(目指す姿)は、「すべての子どもが日常生活の中で進んで本を手に取り、家族や友人と楽しく語り合う日常」を実現することである。

第5次北九州市子ども読書活動推進計画(計画期間:令和8(2026)年度~令和10(2028)年度)は、環境の変化(読書バリアフリー法、GIGAスクール構想、北九州市こどもまんなか教育プラン、北九州市立図書館基本計画)や前計画の成果・課題を踏まえて、目指す姿《ビジョン》は、「すべての子どもが、日々の生活の中ですすんで本を手にとって読み、子ども同士や家族などと楽しく語り合う日常」を実現することを定めている。

(2) ブックスタート事業

平成 4 (1992) 年にイギリスのバーミンガム市で始まった、赤ちゃんに絵本を贈る運動は、平成 13 (2001) 年 4 月に「ブックスタート支援センター (現特定非営利活動法人ブックスタート)」が発足して各自治体に浸透した。

平成 14 (2002) 年 5 月、北九州市は「赤ちゃん絵本タイム 2 歳児までの絵本リスト」(カラー刷り B6 判、32 ページ) を作成し、絵本の配布を始めた。さらに平成 15 (2003) 年 10 月には、親子のふれあいの大切さを保護者に直接伝えながら、そのきっかけづくりのために絵本を贈り、絵本の読み聞かせを通して、親子の絆を深める「ブックスタート事業」を開始した。絵本 2 冊と絵本リストの入った絵本パックは、図書館のほか保育所 (園)、親子ふれあいルームなどで配布した。

平成 16 (2004) 年 7 月、「赤ちゃん絵本タイム」の第二弾として「親子で絵本タイム 3 歳から 6 歳児の絵本リスト」(カラー刷り A5 判、28 ページ) を作成し、幼稚園、保育園を通じて配布、希望者には市立図書館でも配布した。

平成 28 (2016) 年 10 月、これまで出生後に絵本パックを配布してきた「ブックスタート事業」の配布方法を見直し、妊娠時の早い時期から子どもの読書に関心を持ってもらえるよう、母子健康手帳交付時に絵本パックをプレゼントするように変更した「はじめての絵本事業」を開始した。

令和 5 (2023) 年 4 月、絵本を通して、親子のふれあいや家庭における子どもの読書を応援する一助として早い時期から子どもの読書に関心をもってもらえるよう絵本をプレゼントするようにした (各区役所保健福祉課が生後 4 か月頃までの家庭に何う「のびのび赤ちゃん訪問事業」で配布)。



「赤ちゃん絵本タイム」



「親子で絵本タイム」

(3) 読み聞かせの実施

子どもに絵本を見せながら読んで聞かせることは、耳からの読書であり、読書への動機付けとしての意義は大きい。市民センターや学校で読み聞かせをするボランティアの養成講座は平成 14(2002)年に始まった。1年に2回、受講者は初心者と経験者に分かれて、子どもへの読み聞かせの方法を学んでいる。ボランティアの養成により、読み聞かせグループの活動は活発化し、平成 21(2009)年度の調査では 81 グループが活動している。

(4) 子ども司書養成講座

「子ども司書養成講座」は、子どもたちが司書の仕事や図書の並べ方に関する知識、読み聞かせの技能の習得などを通じて、図書館への関心や読書への意欲を高め、読書の楽しさを広げる読書活動推進のリーダーとして活躍できることを期待して平成 23 (2011)年 8月に始まった。

対象は、北九州市立の小学校 5、6 年生と中学校 1、2 年生、50 人程度である。中央図書館や八幡西図書館などでの実習を通して子どもたちは、本を紹介する楽しさを学んでいる。

(5) 読書感想文募集事業

「読書感想文コンクール」は、昭和 32 (1957) 年に旧小倉市立記念図書館が小倉市内で実施したのが始まりである。五市合併後も、小倉図書館は小倉区内の小学生（中学生は昭和 39 (1964) 年に廃止）を対象にコンクールを続けた。

昭和 50 (1975) 年の中央図書館開館を機に北九州市内全域の小・中・養護学校（特別支援学校）の児童生徒に対象を拡大した。

審査にあたっては、「それぞれの学年として挑戦するにふさわしい本を選んでいるか」、「本の内容を自分のものにして、自分を変えようとしているか」、「自分自身の感性で、自分の言葉で感想を書いているか」に重点が置かれている。

子どもたちの書く力・読む力を育てるため市立図書館と学校が連携、協力して取り組んできたが、令和 5 (2023) 年度（第 49 回）をもって事業終了となった。

(6) 図書館と学校との連携・協力の推進

北九州市発足の頃、市内の一部学校図書館には学校司書が配置されていた。時代の変化の中で、学校司書たちは、学校図書館から公共図書館へ異動していった。

その学校図書館に平成 22 (2010)年度から、学校図書館嘱託職員（司書）が配置されるようになった。中央図書館では学校と協力して各学校図書館の活動状況を展示する場の提供を平成 25 (2013) 年から開始した。

中央図書館では、学校が図書館の資料を活用できるよう「学校貸出図書セット」事業を平成 19(2007)年度から実施している（現在は、子ども図書館で事業を実施）。また、学校の

要請に応じて図書館職員が、図書館の利用方法などのアドバイスを行っている。

なお、図書館ホームページでは、小学生から中学・高校生向けのおすすめ本を紹介している。生活科の「公共施設の利用」の学習で図書館見学を行う学校が増えている。来館した子どもたちに図書館を好きになってもらえるように、さまざまな工夫をしている。

また、職場体験のため図書館を訪れる子どもたちもいる。貸出業務だけでなく本の探し方などを教え、将来に役立つようにしている。

(7) 市民や他団体との連携・協力

中央図書館では、市民に親しまれ、利用しやすい図書館づくりを目指して「ボランティア養成講座」を平成13(2001)年度から開始した。令和6(2024)年度までに延べ1,892人が講座を修了。その後、ボランティアは各図書館で職員と連携して図書館サービスの向上に取り組んでいる。

子どもに読書の楽しさを知らせ、子どもと本の架け橋になりたいと願う人たちによって、さまざまな活動が行われている。個人が家庭で行う場合は家庭文庫、市民センターなどで行う場合は、地域文庫という。文庫の運営や学童保育や児童館など働く親を支える施設で子どもが本と出会うよう努力する人たちがいる。子ども時代に、心の根となり、翼となる本に出会えることを願って団体で活動を続ける人たちもいる。日本子どもの本研究会福岡支部、児童文学研究会、日本児童文学者協会北九州支部小さい旗の会、日本児童図書館研究会福岡支部に北九州の人たちが参加している。

こうした活動は子どもの本にとどまらない。各図書館が加盟する福岡県図書館協会、西日本図書館学会、北九州司書の会などでさまざまな人たちが本と人との豊かな出会いを願って活動している。変化を続ける時代の中で、市民と図書館が連携・協力して、北九州市らしい図書館づくりを続けている。

6 北九州市立図書館基本計画の策定^[75]

(1) 北九州市立図書館基本計画ができるまで

北九州市立図書館では、社会変化や市民ニーズに的確に対応し、より多くの市民に利用されるよう、令和7(2025)年1月、初めての「北九州市立図書館基本計画」を策定した。本計画は、図書館の目指す姿や運営方針を示すものであり、市立図書館運営の中長期的な指針として定めたものである。

本計画を策定するまで、市立図書館の運営については、平成14(2002)年以降、数年ごとに北九州市立図書館協議会に諮問し、同協議会からの答申の内容を踏まえて進められてきたが、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24(2012)年文部科学省告示)において市町村立図書館における基本的運営方針及び事業計画の策定が努力義務とされていたこと等を受け、市立図書館としての計画を策定するに至った。

策定に際し、改めて同協議会に対し諮問を行い、令和6(2024)年に「これからの図書館のあり方について」(答申)示され、図書館が果たすべき役割や求められる機能について多角的な提言が行われた。策定にあたっては、この答申内容に加え、市民意識調査の結果や図書館利用者から寄せられた意見を参考に素案を作成した。その後、パブリックコメント(市民意見募集)を実施し、市民の声を反映させながら、最終的な計画として取りまとめた。

(2) 計画の内容

計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和22(2040)年度までの16年間としている。ただし、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、持続的に発展する図書館運営を目指している。

<目指す姿：学び、やすらぎ、つながる図書館>

計画では、北九州市立図書館が「学び」、「やすらぎ」、「つながり」という3つの場の創造を通じて、図書館の機能や役割を拡充させ、市民の心豊かなときの実現を目指している。

<4つの基本目標>

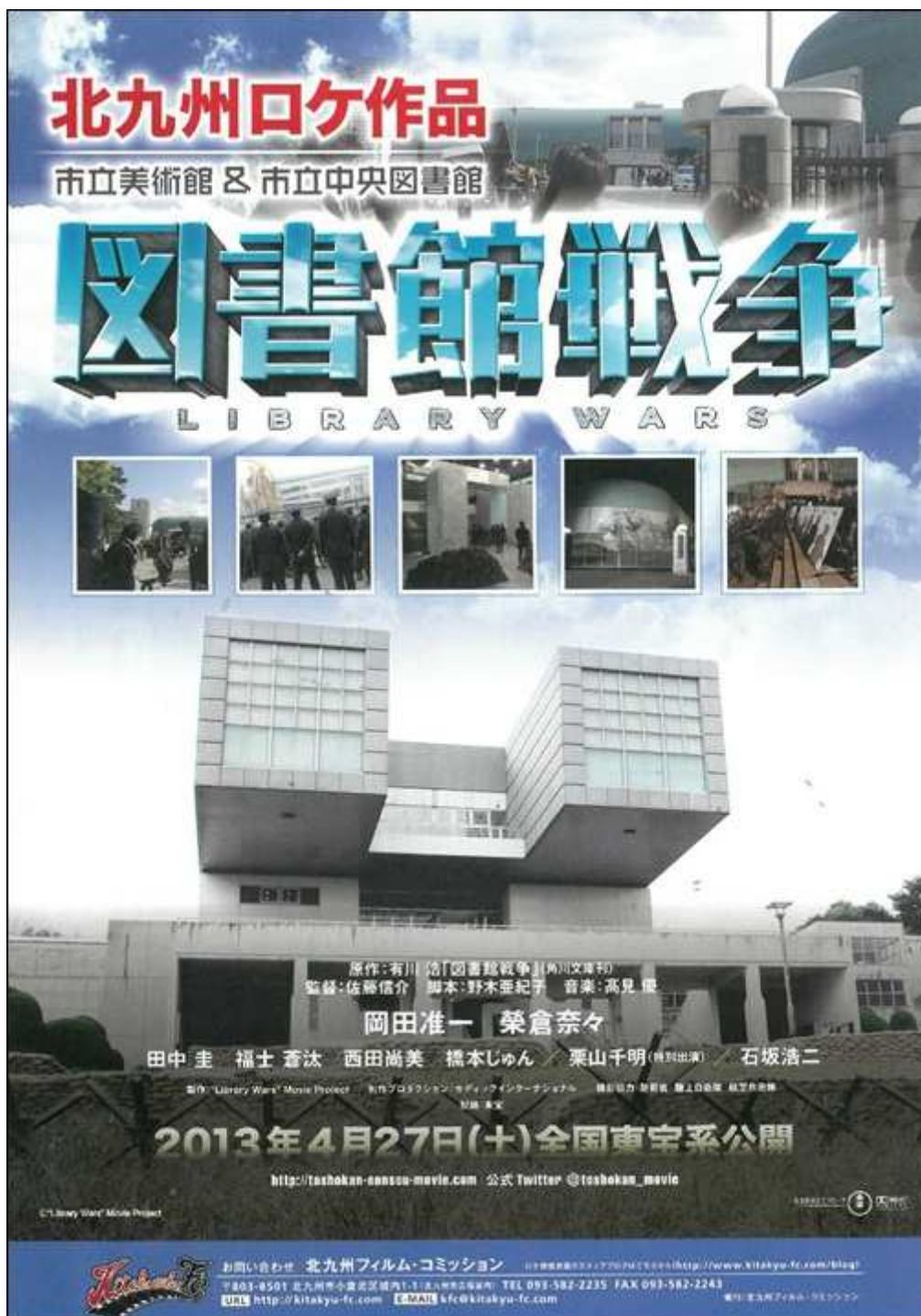
目指す姿を実現するため、計画では4つの基本目標を設定している。それぞれの目標に沿って、市立図書館が取り組むべき方針を示し、必要な施策を段階的に実施していくこととしている。これにより、図書館の機能強化とサービス向上を計画的に進め、市民にとってより身近で魅力ある図書館づくりを推進する。

- ・基本目標1 学びを支え、豊かなときを創造する図書館
- ・基本目標2 誰もが利用しやすく、やすらげる図書館
- ・基本目標3 多様な主体とつながり、共に成長する図書館
- ・基本目標4 未来につなぐ図書館

7 その他のトピックス

(1) 中央図書館開館 40 周年について（「図書館戦争」映画ロケ地）

中央図書館は映画「図書館戦争」のロケ地として使用された（第1作目「図書館戦争」（平成 25（2013）年 4 月公開）と第2作目「図書館戦争 THE LAST MISSION」（平成 27（2015）年 10 月公開）。第2作目は、中央図書館開館 40 周年の節目にあたり、橋本じゅん氏（出演俳優）が中央図書館で一日館長を務め、また、北九州芸術劇場において、有川浩氏（原作者）と橋本じゅん氏によるトークショーも行われた。



映画「図書館戦争」（第1作目）ちらし（オモテ面）^{〔76〕}



中央図書館を関東図書基地
武蔵野第一図書館として撮影
しました。

映画「図書館戦争」(第1作目) ちらし (ウラ面) 抜粋 (1) [76]



約1週間、夜通し図書基地内と
して銃撃戦撮影を敢行しました。

映画「図書館戦争」(第1作目) ちらし (ウラ面) 抜粋 (2) [76]

(2) 新型コロナウイルスの流行と電子図書館サービス

令和2(2020)年1月頃より世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、本市図書館運営にも大きな影響を及ぼした。感染拡大防止の観点から、臨時休館や開館時間の短縮を余儀なくされ、市民の学びと読書の機会の確保に苦慮する状況が続いた。

そのような制約の中にあっても、図書館サービスの新たなあり方を模索し、令和3(2021)年4月23日、「北九州市子ども電子図書館」を開設した(主に子どもを対象とした電子書籍の導入は「全国初」(本市調べ))。来館を伴わず利用可能な環境を整備することで、コロナ禍の子どもたちの読書活動や学習機会の確保、小中学生に配備される1人1台端末の活用策などを目的に導入した。

主なコンテンツとしては、学習支援に役立つ図鑑・参考書・ドリル・文学作品のほか、絵本・物語・小説・ライトノベル等のほか、大人も楽しめる実用書、小説、歴史書、文芸書などがある。

(3) 雑誌スポンサー制度

令和6(2024)年度から、雑誌スポンサー制度を開始した。この制度は、「雑誌スポンサー」寄贈(購入代金を負担)雑誌・新聞の最新号のカバーに広告を表示して図書館利用者の閲覧に供するものである。カバーの表面にスポンサー名を表示し、裏面に広告チラシを1枚挿入し、さらに北九州市立図書館のホームページや館内の掲示板等にもスポンサー名と寄贈雑誌・新聞を表示している。

図書館にとって、①雑誌・新聞の購入費用の節減及び新たな図書資料の財源確保、②公民連携の推進といったメリットがあり、雑誌スポンサーにとっては、①市立図書館の様々な来館者に向けての情報発信、②地域に貢献する企業・団体としてのイメージアップといったメリットがある。

令和7年度(令和8年3月現在)、10のスポンサー企業・団体から29の雑誌等の提供を受けている。

(4) 中央図書館開館50周年記念事業

中央図書館では、開館50周年を契機に、今年度、(1)エントランスホールやトイレのリニューアル、(2)市政だよりの特集記事の掲載、(3)50周年を記念した各種事業など、図書館の魅力向上や発信に向けた様々な取組を行った。具体的な実施内容は以下のとおりである。

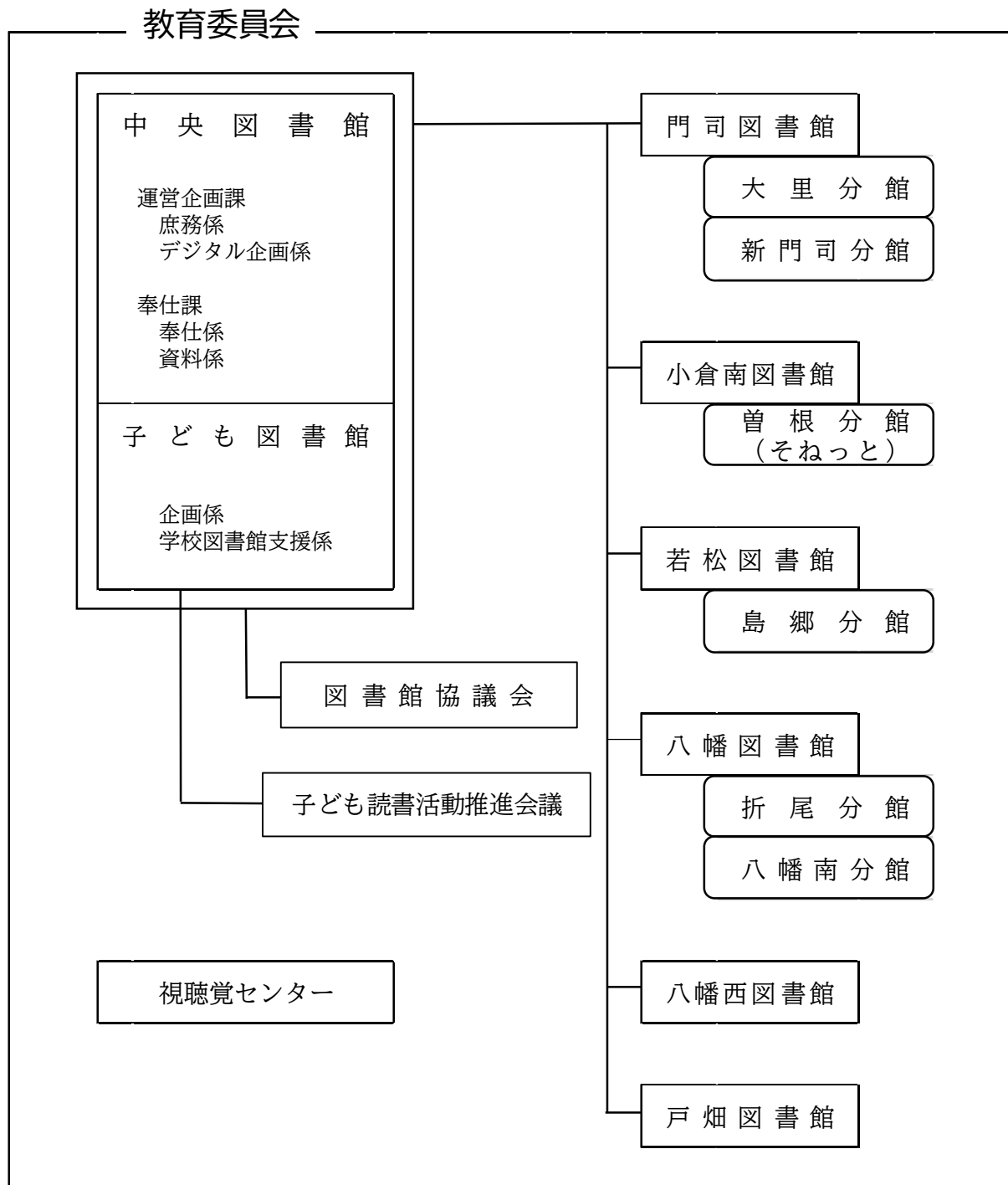
中央図書館 開館 50 周年記念事業

項 目	事業内容等
1 「やすらぎ」と「交流」の場づくり	
(1)1階エントランスホールのリニューアル	
①展示壁面の改修【R6年度先行実施】	エントランスホールの展示壁面改修
②書架・ソファ等レイアウト変更	レイアウト変更(くつろぎの空間) 【R6年度 一部先行実施】
③ソファ等の新規配置	ソファ等の追加配置 (くつろぎの空間)
④トイレの改修	壁紙張替え等 (明るく・清潔な環境に改修)
	
2 利用者への支援と裾野拡大	
(1)50周年を記念したイベント・展示	
①図書館まつりの開催	町田そのこ講演会 開催(R7.11.15) 映画「52ヘルツのクジラたち」上映会(R7.11.16)
②開館50周年 企画展示(1階ホール)	・開館50周年企画展示(R7.2月~12月) ・市民の寄せ書き募集・展示(R7.11月~12月)
(2)来館・図書館利用のための取組・PR	
①市政だよりの活用	
・図書館職員による書籍紹介	R7年5月1日号から 隔月1日号 掲載(全6回)
・特集記事の掲載	市政だよりNo.1491 (R7年10月1日号、1ページ枠)
・50周年記念ロゴの作成	50周年記念オリジナルロゴの作成 (年報、記念事業チラシ等に表示)
②市立図書館ホームページの活用	
・あゆみ作成	北九州市立中央図書館開館50周年記念誌(あゆみ)作成
・放送番組アーカイブコーナー設置	放送番組センターの番組視聴サービス (R7.6.24開始)
③ラジオによるPR	RKBラジオに職員が出演して開館50周年をPR (R7.4.23)
3 市民のチャレンジへの支援	
(1)ビジネス支援講演会	「本がつなぐビジネスと街の未来」(R7.5.16)(55名参加)
(2)スタートアップ支援セミナー	「はじめての起業セミナー」(R7.6.28) 「事業計画策定セミナー」(R8.3.7)
(3)ビジネス支援コーナーの活用・推進	プチ起業コーナー設置(R7.6月下旬~)
4 市民の学びと課題解決の支援	
(1)図書館を利用した調べる学習講座	講座開催(①R7.7.13 ②R7.7.27)(各回7名参加)

資料編

・機構図（令和7年5月1日現在）	57
・施設の概要（図書館及び視聴覚センター）	58
・北九州市立図書館の配置図	59
・各図書館の現況	64
・その他の関連施設	84
・視聴覚センター	89
・蔵書数推移	90
・利用者数推移（館外貸出者数）	91
・利用冊数推移（館外貸出冊数）	91
・中央図書館歴代館長	92
・開館当時の中央図書館（写真）	93
・開館当時の視聴覚センター（写真）	94
・中央図書館・歴史博物館・視聴覚センター（平面図）	95
・中央図書館（各室の概要）	97
・視聴覚センター（各室の概要）	97
・施設別、室別の面積	98
・条例及び関係規則等	
○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例	99
○北九州市子ども読書活動推進条例	103
○北九州市立図書館規則	108
○北九州市立図書館管理要項	112
○北九州市立視聴覚センター管理規則	114
○北九州市立視聴覚センター管理要項	116
○図書館法	118
・北九州市立図書館沿革	122
・注記	133

・機構図（令和7年5月1日現在）



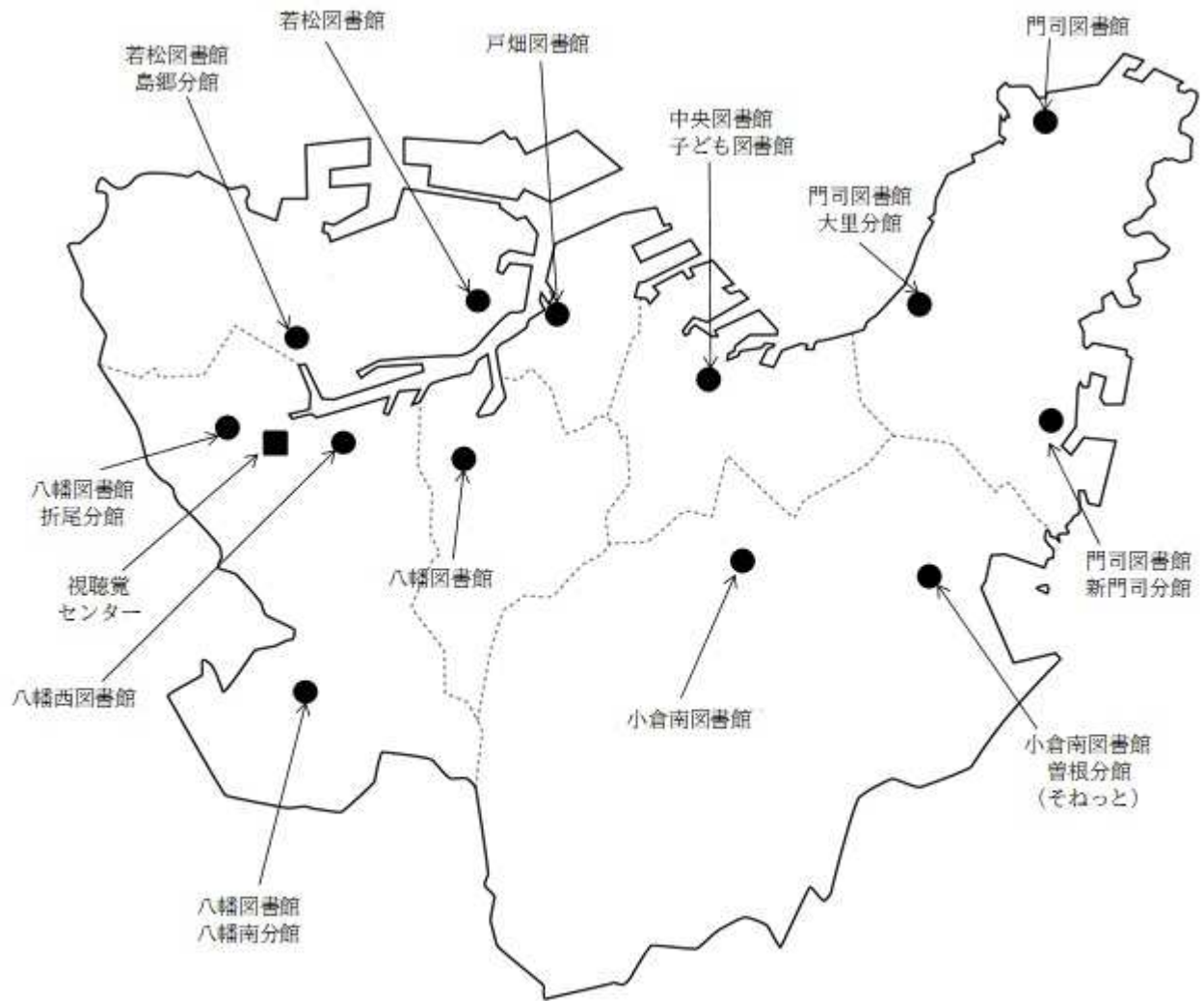
・施設の概要（図書館及び視聴覚センター）

（令和7年4月1日現在）

館名	所在地 (電話)	建物構造階層	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	閲覧席数 (席)	蔵書数 (冊)	創設年月 (建設年月)
中央図書館	〒803-0813 小倉北区内4-1 tel 571-1481 fax 571-1484	鉄筋コンクリート及び PC コンクリート造 地上2階・地下2階建	5,621	4,594	350	457,633	昭和50年4月 ()
子ども図書館	〒803-0813 小倉北区内4-1 tel 571-0011 fax 571-0021	鉄筋コンクリート及び PC コンクリート造 地上2階・地下1階建	-	2,219	100	82,430	平成30年12月 昭和50年4月建設 平成30年12月改修
門司図書館	〒801-0864 門司区老松町3-3 tel 321-6515 fax 321-6516	鉄筋コンクリート造 3階建	368	979	60	132,965	明治43年6月 昭和39年1月
大里分館	〒800-0031 門司区高田二丁目2-18 (大里柳市民センター 2階) tel 371-4646 fax 371-4646	// 2階建 (2階部分)	-	585	48	50,003	昭和48年5月 平成23年7月
新門司分館	〒800-0118 門司区吉志新町二丁目1-1 (新門司地区複合公共施設1階) tel 481-1153 fax 481-1153	// 2階建 (1階部分)	-	480	177	42,015	平成19年3月 ()
小倉南図書館	〒802-0816 小倉南区若園四丁目1-60 tel 952-4511 fax 952-4512	鉄骨造 3階建	2,979	2,464	357	198,303	平成30年3月 ()
曾根分館 (そねっと)	〒800-0217 小倉南区下曾根四丁目22-1 (曾根出張所 2階) tel 475-0120 fax 475-0120	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	-	519	207	47,650	平成10年8月 ()
若松図書館	〒808-0034 若松区本町三丁目11-1 (バイサイドプラザ若松3階) tel 761-2942 fax 761-2943	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階・地下1階建 (3階部分)	-	2,015	343	197,787	明治36年11月 平成12年4月
島郷分館	〒808-0105 若松区鴨生田二丁目1-1 (島郷合同庁舎 2階) tel 701-3991 fax 701-3991	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	-	490	49	42,109	昭和54年5月 平成21年7月
八幡図書館	〒805-0059 八幡東区尾倉二丁目6-1 tel 671-1123 fax 671-1128	// 3階建 (1階と2階の一部)	2,233	1,514	172	186,434	大正9年9月 平成28年4月
折尾分館	〒807-0861 八幡西区堀川町5-23 (オリオンテラス内) tel 601-1999 fax 601-1999	鉄骨造 1階建	676	384	36	32,948	昭和58年12月 (令和4年7月)
八幡南分館	〒807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目6-1 (八幡南出張所 2階) tel 618-8441 fax 618-8441	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	-	298	40	30,919	昭和63年5月 ()
八幡西図書館	〒806-0034 八幡西区岸の浦二丁目2-1 tel 642-1186 fax 642-1187	鉄骨造 3階建	5,533	3,762	369	214,405	平成24年7月 ()
戸畑図書館	〒804-0082 戸畑区新池一丁目1-1 tel 871-3464 fax 871-3466	鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階建	4,760	2,889	225	168,797	大正14年7月 平成26年3月
合計			-	23,192	2,533	1,884,398	-

館名	所在地 (電話)	建物構造階層	建物延面積 (㎡)	創設年月 (建設年月)
視聴覚センター	〒806-0044 八幡西区相生町20-1(教育センター内) tel 644-3131 fax 644-3132	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階建	90	昭和50年11月 (平成29年10月移転)

・北九州市立図書館の配置図



北九州市立図書館の開館時間・休館日

開館時間

- ・火曜日～金曜日 9時30分～19時
- ・土・日曜日・休日 9時30分～18時

休館日

- ・月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)
- ・12月29日から翌年の1月3日までの間
- ・館内整理日
- ・臨時休館日(特別整理期間など)

北九州市立視聴覚センターの開館時間・休館日

開館時間

- ・火曜日～金曜日 9時～17時15分
(貸出は17時05分まで)

休館日

- ・月・土・日曜日・休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの間

■中央図書館

〒 803-0813 小倉北区内 4-1
 TEL 093-571-1481
 FAX 093-571-1484

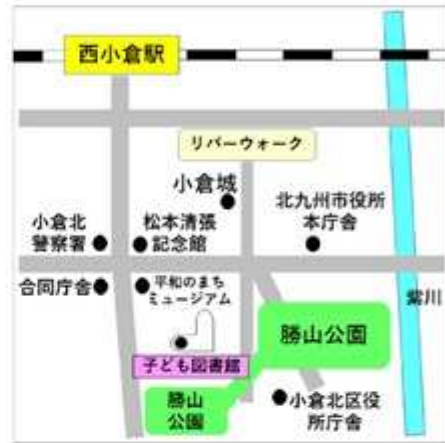
交通機関 JR 西小倉駅下車
 西鉄バス 北九州市役所前下車
 市立中央図書館・文学館前下車
 小倉北区役所前下車



■子ども図書館

〒 803-0813 小倉北区内 4-1
 TEL 093-571-0011
 FAX 093-571-0021

交通機関 JR 西小倉駅下車
 西鉄バス 北九州市役所前下車
 市立中央図書館・文学館前下車
 小倉北区役所前下車



■門司図書館

〒 801-0864 門司区老松町 3-3
 TEL 093-321-6515
 FAX 093-321-6516

交通機関 JR 門司港駅下車
 西鉄バス 東門司一丁目下車



■門司図書館大里分館

〒 800-0031 門司区高田二丁目 2-18
 大里柳市民センター 2階
 TEL 093-371-4646
 FAX 093-371-4646

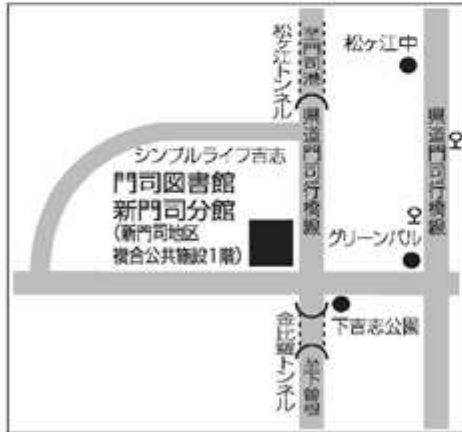
交通機関 JR 門司駅下車
 西鉄バス 門司体育館前下車



■門司図書館新門司分館

〒800-0118 門司区吉志新町二丁目1-1
 新門司地区複合公共施設1階
 TEL 093-481-1153
 FAX 093-481-1153

交通機関 西鉄バス 東部農協前下車



■小倉南図書館

〒802-0816 小倉南区若園四丁目1-60
 TEL 093-952-4511
 FAX 093-952-4512

交通機関 西鉄バス 小倉南区役所前下車
 企救中学校前下車



■小倉南図書館曾根分館 (そねっと)

〒800-0217 小倉南区下曾根四丁目22-1
 曾根出張所2階
 TEL 093-475-0120
 FAX 093-475-0120

交通機関 JR 下曾根駅下車
 西鉄バス 下曾根下車



■若松図書館

〒808-0034 若松区本町三丁目11-1
 ベイサイドプラザ若松3階
 TEL 093-761-2942
 FAX 093-761-2943

交通機関 JR 若松駅下車
 市営バス 本町三丁目下車
 若松図書館前下車



■若松図書館島郷分館

〒808-0105 若松区鴨生田二丁目1-1
 島郷合同庁舎2階
 TEL 093-701-3991
 FAX 093-701-3991

交通機関 市営バス 二島郵便局前下車



■八幡図書館

〒805-0059 八幡東区尾倉二丁目6-1
 TEL 093-671-1123
 FAX 093-671-1128

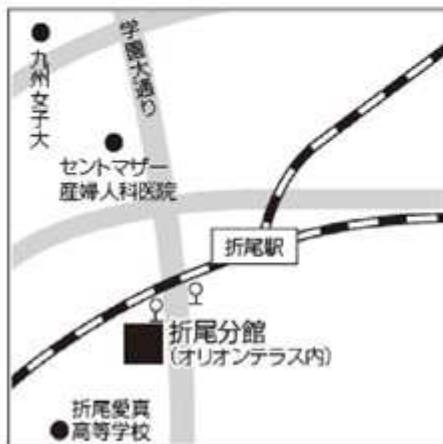
交通機関 JR 八幡駅下車
 西鉄バス 八幡駅入口第一下車
 市立八幡病院下車



■八幡図書館折尾分館

〒807-0861 八幡西区堀川町5-2-3
 オリオンテラス内
 TEL 093-601-1999
 FAX 093-601-1999

交通機関 JR 折尾駅下車
 西鉄・市営バス 折尾駅下車



■八幡図書館八幡南分館

〒807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目6-1
 八幡南出張所2階
 TEL 093-618-8441
 FAX 093-618-8441

交通機関 西鉄バス 上茶屋の原下車



■八幡西図書館

〒806-0034 八幡西区岸の浦二丁目 2-1
 TEL 093-642-1186
 FAX 093-642-1187

交通機関 JR 黒崎駅下車
 西鉄・市営バス 熊手四ツ角下車



■戸畑図書館

〒804-0082 戸畑区新池一丁目 1-1
 TEL 093-871-3464
 FAX 093-871-3466

交通機関 JR 戸畑駅下車
 西鉄バス 戸畑区役所下車



■視聴覚センター

〒806-0044 八幡西区相生町20-1
 教育センター内
 TEL 093-644-3131
 FAX 093-644-3132

交通機関 筑豊電鉄 穴生駅下車
 西鉄バス 相生町下車



・各図書館の現況

① 門司図書館

昭和 39（1964）年 1 月 10 日、老松公園内に新築開館後、現在に至る。建物の老朽化に伴い、門司港地域複合公共施設内に移転予定である。



昭和 39（1964）年開館の門司図書館（平成 19（2007）年ごろ撮影）^[12]

② 大里こどもと母のとしょかん（大里分館）

昭和 48（1973）年 5 月、北九州市初の「こどもと母のとしょかん」として、大里こどもと母のとしょかん（門司図書館大里分館）が開館した。その後、平成 23（2011）年 7 月に大里柳市民センター 2 階に移転した。



昭和 48（1973）年開館の大里こどもと母のとしょかん（大里分館）^[12]
（大里中部公民館 1 階）



平成 23（2011）年移転開館の大里こどもと母のとしょかん（大里分館）^[12]
（大里柳市民センター 2 階）

③ 新門司分館

平成 19(2007)年 4 月、新門司地区複合公共施設 1 階に門司図書館新門司分館が開館した。



新門司分館（新門司地区複合公共施設 1 階）^[12]



新門司分館（入口）^[12]

④ 国際友好記念図書館 〔閉館〕

中国・大連市との友好都市締結 15 周年を記念して建設され、平成 7（1995）年 3 月に門司港レトロとともに開館し、観光 PR に一役買ってきた。平成 30（2018）年 3 月に閉館となった。



国際友好記念図書館 ^[12]

⑤ 勝山子どもと母のとしょかん（勝山分館） 〔閉館〕

昭和 50(1975)年 1 月、勝山子どもと母のとしょかん（小倉図書館勝山分館（中央図書館開館後は、中央図書館勝山分館））として開館した。子どもと母親が楽しみながら学習できるよう中央図書館内に併設して整備された。平成 29（2017）年 8 月、子ども図書館の開館を前に閉館となった。



勝山子どもと母のとしょかん開館 ^[12]



勝山こどもと母のとしよかん開館記念式（谷伍平市長あいさつ）^[12]



勝山こどもと母のとしよかん開館（関係者記念撮影）^[12]

⑥ 子ども図書館

「北九州市子ども読書活動推進条例」に基づき整備した「子ども図書館」が、平成30(2018)年12月22日に開館した。子ども図書館は、子どもの読書活動を推進する拠点として、市内図書館児童部門のセンター的役割を担っている。

閲覧空間は、子どもたちがゆったりとくつろげるよう、開放的な造りとなっており、小さなお子さんでも利用しやすいよう、エレベーターや「赤ちゃんの駅」などを設置している。また、市立図書館で初めて、読書履歴を記録する「読書通帳」(1階と地下1階に1台ずつ設置)を導入した。



子ども図書館（外観） [12]



子ども図書館幼児室（地下1階） [12]



子ども図書館「世界の絵本と地図」コーナー（1階） [12]



子ども図書館（読書通帳機） [12]

⑦ 医学分館 〔閉館〕

北九州市は、その市民憲章の中で「元気で働き明るい家庭をつくります」とのべているように、市民の健康を守ることを市政の重要課題の一つとしている。

このような市の基本方針のもとに、昭和 49（1974）年 4 月、小倉図書館医学分館（中央図書館開館後は、中央図書館医学分館）が市立小倉病院内に開設された。市内の医師、看護婦（師）などの医療関係者をはじめ一般市民にも公開された医学専門の分館であった。

図書雑誌の収集は、市立小倉病院（当時）の医師のなかから、図書委員を選定し、委員の専門的な意見を参考にして、年間計画をたて収集している。このほか、各市立病院からも、図書管理の関係者に随時意見を徴するようにしていた。

館外貸出を受けることができる者は、市内居住者、市内の学校在学者・市内の事業所等に勤務する者であった。

平成 11（1999）年 7 月、総合保健福祉センター内の保健・医療・福祉情報センターに引き継ぐ形で閉館となった。



医学分館 [12]



医学分館入口 [12]



医学分館（館内） [12]



医学分館（館内） [12]

⑧ 企救こどもと母のとしょかん（企救分館）〔閉館〕

昭和 51（1976）年 4 月、企救こどもと母のとしょかん（中央図書館企救分館）が、小倉南市民センター（平成 15（2003）年 4 月から小倉南生涯学習センター）2 階に開館した。平成 19（2007）年 4 月、窓口及び庁舎管理業務を委託化した。

今後の小倉南区の図書館のあり方について、平成 21（2009）年 3 月の北九州市立図書館協議会の答申において、「小倉南区のまちづくり計画（地域開発）を見定めながら、新たな図書館の整備を検討する」こととされ、平成 30（2018）年 2 月、小倉南図書館の開館を前に閉館となった。



企救こどもと母のとしょかん（企救分館）（小倉南市民センター2 階）^[12]



企救こどもと母のとしょかん（企救分館）（入口）^[12]

⑨ そねっと（曾根分館）

平成10（1998）年8月、そねっと（中央図書館曾根分館）が、曾根出張所2階に開館した。平成30（2018）年3月、小倉南図書館の開館に伴い、同年4月、小倉南図書館曾根分館に移管した。



そねっと（曾根分館）（曾根出張所2階）^[12]

⑩ 小倉南図書館

平成30（2018）年3月30日、最も新しい市立図書館として、小倉南図書館が開館し、読書環境の向上や地域の新たなにぎわいを創出している。

地元住民の交流・学習・情報収集の場として、図書館がコミュニティの核になることも目的である。また、明るく開放的な建物デザインや屋外テラスといった特徴的な空間づくりとなっている。



小倉南図書館^[12]

⑪ 若松図書館

平成12(2000)年4月、若松A地区市街地開発事業として、本町三丁目のベイサイドプラザ若松3階に移転開館した。書架や椅子など環境に配慮した設備を備え、洞海湾と帆柱連山が望める閲覧席は人気が高い。



平成12(2000)年移転開館の若松図書館 [12]



若松図書館(館内) [12]

⑫ 島郷こどもと母のとしょかん（島郷分館）

昭和 54（1979）年 5 月、島郷こどもと母のとしょかん（中央図書館島郷分館）が、若松区島郷合同庁舎内に開館した。平成 12（2000）年 4 月、若松図書館島郷分館に移管した。その後、平成 21（2009）年 7 月には新築された島郷合同庁舎 2 階に移転した。



昭和 54（1979）年開館の島郷こどもと母のとしょかん（島郷分館）^[12]



昭和 54（1979）年開館の島郷こどもと母のとしょかん（島郷分館）（開館式）^[12]



平成 21（2009）年開館の島郷子どもと母のとしょかん（島郷分館）^[12]

⑬ 八幡図書館

村野藤吾氏設計の建物も約 60 年親しまれてきたが、老朽化に伴い、新八幡図書館が平成 28（2016）年 4 月 22 日に開館した。



平成 28（2016）年移転開館の八幡図書館^[12]

⑭ 八幡東こどもと母のとしょかん（八幡東分館）〔閉館〕

昭和 55（1980）年 5 月、八幡東こどもと母のとしょかん（中央図書館八幡東分館）が、八幡東区社会福祉センター2 階に開館した。平成 12（2000）年 4 月、八幡図書館八幡東分館に移管した。平成 31（2019）年 3 月に閉館となった。



八幡東こどもと母のとしょかん（八幡東分館）落成式^[12]
（八幡東区社会福祉センターと合同）



八幡東こどもと母のとしょかん（八幡東分館）開館式^[12]



八幡東こどもと母のとしょかん（八幡東分館）（入口）^{〔12〕}

⑮ 大池こどもと母のとしょかん（大池分館） 〔閉館〕

昭和 51（1976）年 5 月、大池こどもと母のとしょかん（中央図書館大池分館）が、八幡西市民センター（平成 15（2003）年 4 月から八幡西生涯学習センター）2 階に開館した。平成 12（2000）年 4 月、八幡図書館大池分館に移管した。八幡西図書館の開館に伴い、平成 25（2013）年 6 月で閉館となった。



大池こどもと母のとしょかん（大池分館）（八幡西市民センター2 階）^{〔12〕}

⑯ 折尾こどもと母のとしょかん（折尾分館）

昭和 58（1983）年 12 月、折尾こどもと母のとしょかん（中央図書館折尾分館）が、折尾駅前の再開発第一ビル 4 階（八幡西市民センター折尾分館）に開館した。平成 12（2000）年 4 月、八幡図書館折尾分館に移管した。令和 4（2022）年 7 月、八幡西区堀川町 5 番 23 号のオリオンテラス内に移転開館した。



昭和 58（1983）年開館の折尾こどもと母のとしょかん（折尾分館）^[12]



令和 4（2022）年移転開館の折尾分館（オリオンテラス内）^[12]

⑰ 八幡南こどもと母のとしょかん（八幡南分館）

昭和 63(1988)年 5 月、八幡南こどもと母のとしょかん（中央図書館八幡南分館）が、八幡西区役所八幡南出張所の開館に合わせて同出張所 2 階に開館した。平成 12（2000）年 4 月、八幡図書館八幡南分館に移管した。



八幡南こどもと母のとしょかん（八幡南分館）（八幡南出張所 2 階）^[12]



八幡南こどもと母のとしょかん（八幡南分館）落成式^[12]
（八幡南出張所と合同）



八幡南こどもと母のとしょかん（八幡南分館）（児童図書室）^[12]

⑱ 八幡西図書館

運営は指定管理者だが、PFI の手法によって平成 24（2012）年 7 月に開館した。PFI とは、平成 11(1999)年に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）に基づいて、公共施設の建設・運営などに民間企業の資金や技術などのノウハウを活用するものである。PFI の活用によって 15 年間、同じ事業者が運営することになった。



八幡西図書館 ^[12]

⑨ 戸畑図書館

平成 26 (2014) 年 3 月、旧戸畑区役所庁舎 (昭和 8 年建設) を改修して、戸畑図書館が移転開館した。れんがタイルの外観は旧区役所時代のまま歴史ある外観を残している。1 階には、郷土資料室を配し、戸畑区出身の宗左近氏 (1919~2006 年) の記念室を併設している。



平成 26 (2014) 年移転開館の戸畑図書館 [12]

⑳ 戸畑こどもと母のとしょかん（戸畑分館）〔閉館〕

昭和 55（1980）年 5 月、戸畑体育館に併設して戸畑こどもと母のとしょかん（中央図書館戸畑分館）が開館した。平成 12（2000）年 4 月、戸畑図書館戸畑分館に移管した。平成 30（2018）年 3 月で閉館となった。



戸畑こどもと母のとしょかん（戸畑分館）（外観）^[12]



戸畑こどもと母のとしょかん（戸畑分館）（開館式と館内）^[12]

㉑ 戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん（戸畑駅ビル分館）〔閉館〕

昭和 61（1986）年 3 月、戸畑ステーションビル 4 階に、戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん（戸畑駅ビル分館）が開館した。駅ビルの中の図書館は全国で初めてであった。平成 10（1998）年 12 月、戸畑駅移転に伴い、閉館となった。

・その他の関連施設 ^[77]

教育委員会の管轄（市立図書館）ではないが、図書館ネットワークの中で次の施設が業務を行っている（うち1館は閉館）。

② 保健・医療・福祉情報センター〔閉館〕

総合保健福祉センターの整備にあわせ、市立医療センター（旧市立小倉病院）内にあった医学分館（昭和49(1974)年4月～平成11(1999)年7月）を引き継ぐ形で、医学以外にも保健・福祉の資料を充実させて、同センター6階に平成11(1999)年10月1日に開館した。その後の電子化の進展などにより、存続が検討され、平成28(2016)年3月、閉館した。

③ ムーブ図書・情報室

平成7(1995)年7月、ふるさと創生事業として建設された北九州市立男女共同参画センター1階に開館、男女共同参画関連資料を中心に、さまざまな形で情報提供を行っている。

④ 北九州学術研究都市学術情報センター（一般図書室）

若松区ひびきのに建設された北九州学術研究都市に大学図書館と公共図書館の機能を併せもつ図書館として、平成13(2001)年4月に開館した。

●男女共同参画センター・ムーブ図書・情報室

北九州市立男女共同参画センター・ムーブの図書・情報室には、男女共同参画関連資料を中心に約 56,500 冊の図書・行政資料の蔵書があります。その中には、専門性の高い資料や貴重な復刻本も数多く含まれています。

研究に役立つ資料をはじめ、ジェンダー（社会的・文化的性別）をテーマにした小説・随筆や話題の新刊まで幅広く収集しています。雑誌等も 56 タイトルをそろえています。

ムーブ図書・情報室では様々な形で男女共同参画に関する情報を提供しています。

■概況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

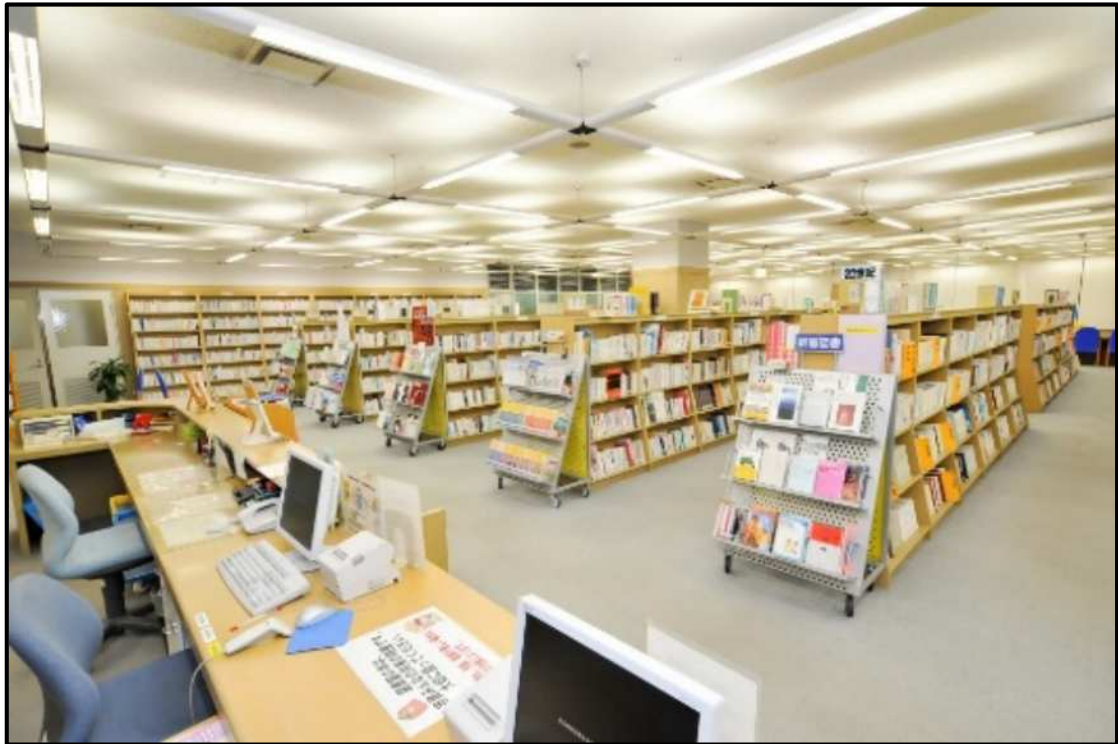
蔵書冊数	56,532 冊
登録者数（新規）	86 人
貸出者数	12,499 人
貸出冊数	31,269 冊

■利用案内

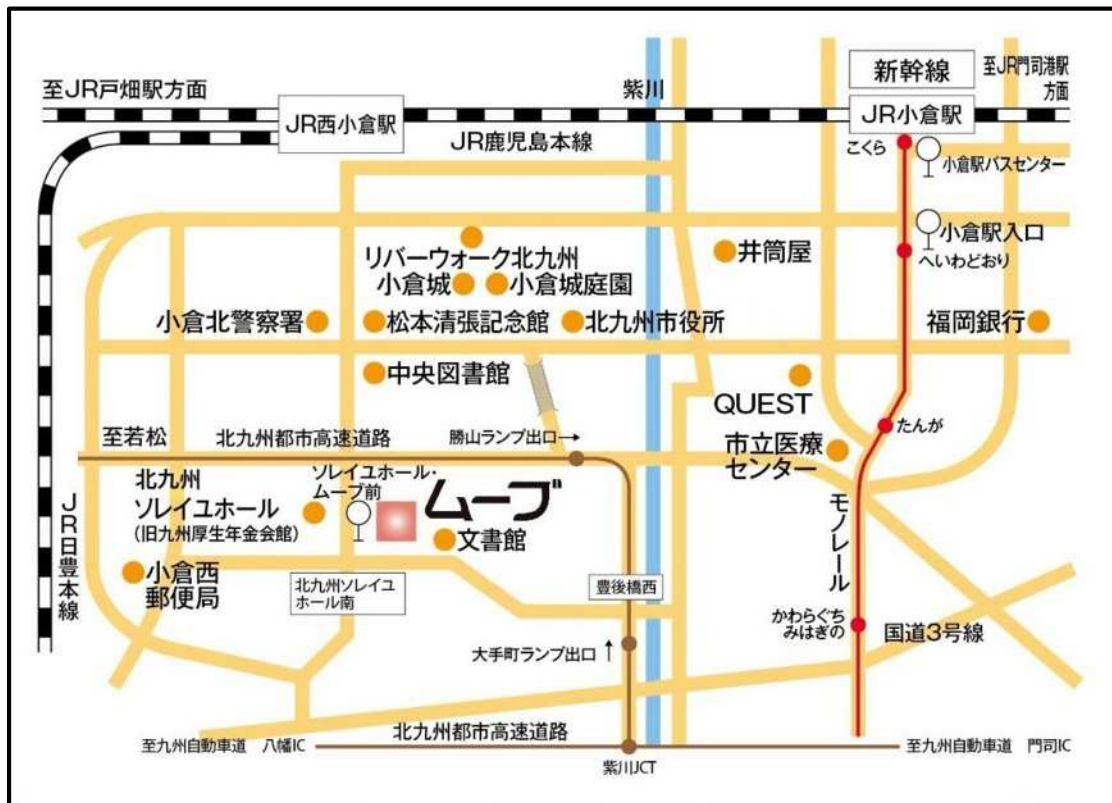
開室時間	火曜日～土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00
貸出冊数／期間	10 冊／2 週間
図書カード	北九州市立図書館共通カード
休室日	月曜日、祝日、特別整理期間 年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日） 所内整理日（原則として各月最終木曜日及び第 2 木曜日[年 4 回]）

■所在地

電話	北九州市小倉北区大手町 11 番 4 号 ムーブ 1 階 093-583-5082
ホームページ	https://www.kitakyu-move.jp/
アクセス	・ JR 西小倉駅より、徒歩約 15 分 ・ 西鉄バス 小倉駅バスセンター…27・36・45・110・138 小倉駅入口…150・170・197 「ソレイユホール・ムーブ前」下車 ・ 北九州都市高速 勝山ランプ／大手町ランプ出口より約 3 分



ムーブ図書・情報室（室内）



ムーブ周辺地図

●北九州学術研究都市学術情報センター（一般図書室）

北九州学術研究都市学術情報センター図書室は、学術研究都市内大学の専門分野（主に理工学系）をメインとした資料を所蔵する「専門図書室」と、幅広い分野の児童・一般向け図書や雑誌を備えた「一般図書室」の二つの機能をもった図書室です。一般図書室は、どなたでも自由に入室ができます。

また、自然科学分野や児童向けアニメなどの DVD も所蔵しており、専用ブースで視聴が可能です。

■概況（令和7年3月31日現在）

蔵書冊数	57,233 冊
登録者数（新規）	561 人
貸出者数	21,791 人
貸出冊数	80,672 冊



■利用案内

利用時間	9:00～20:00
開室時間	月曜日～金曜日 9:30～19:00 土曜日、日曜日、休日 9:30～18:00
貸出冊数／期間	10 冊／2 週間
図書カード	北九州市立図書館共通カード、学術研究都市キャンパスカード
休室日	年末年始（12月29日～翌年1月3日） 館内整理日（基本は月末、曜日によって翌月の初めの場合もあり） 特別館内整理（蔵書点検）

■所在地 北九州市若松区ひびきの1-3 北九州学術研究都市内

電話 093-695-3151

ホームページ media-lib.hibikino.ne.jp

■アクセス 【JR折尾駅から、バスで】

バス・行先：市営バス・学研都市ゆき
停留所：折尾駅→学研都市ひびきの

【JR黒崎駅から、バスで】

バス：市営バス/西鉄バス（共同運行）
行先：学研都市 方面
乗り場：黒崎バスセンター（8番のりば）

【都市高速道路から、車で】

都市高速を黒崎インターで降りて、国道200号線（の上）を横切った先の、『都市高速黒崎入口』交差点を右折、県道11号を北上してください。



北九州学術研究都市周辺地図



学術情報センター周辺地図

・視聴覚センター [78]

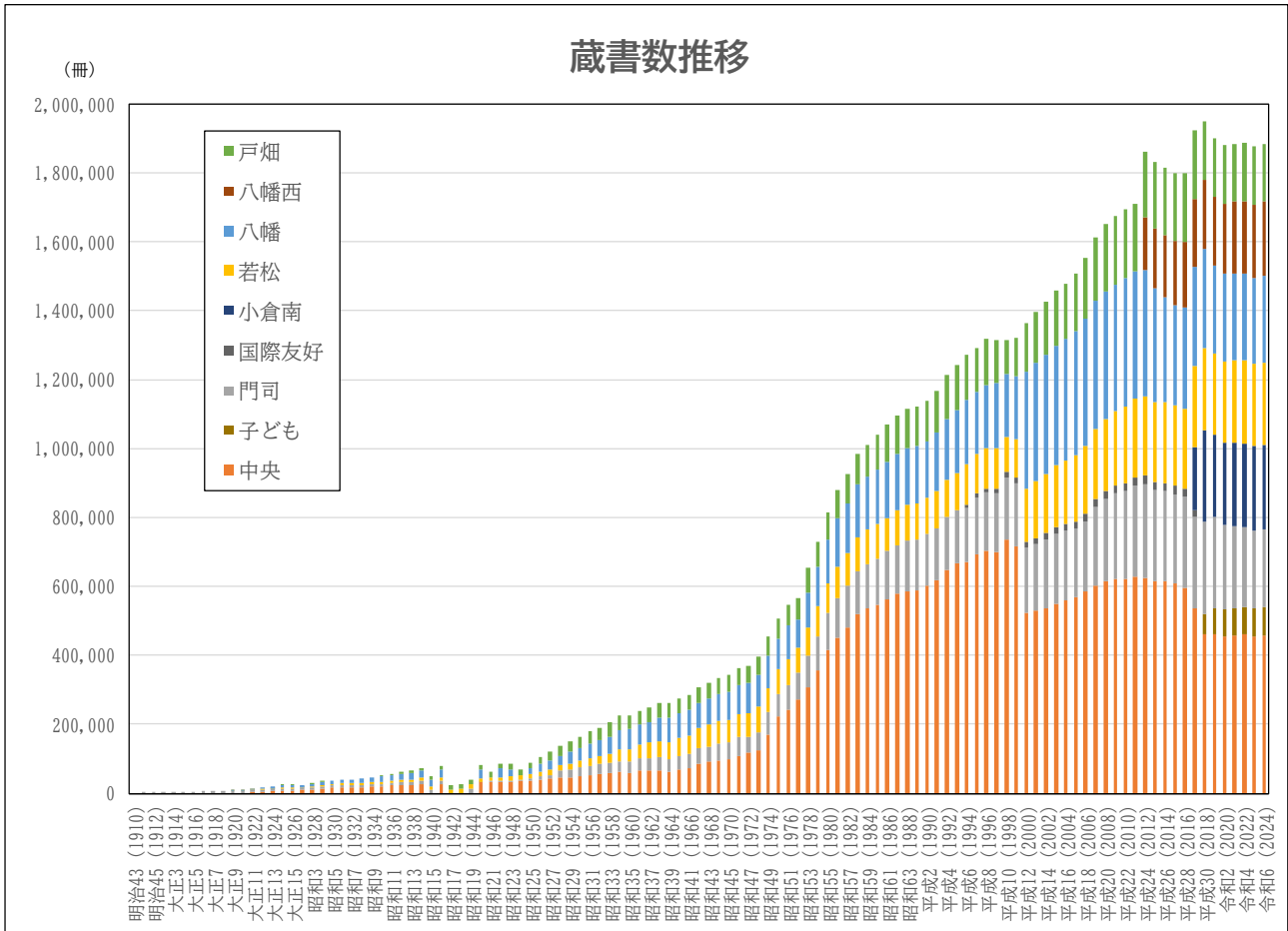
視聴覚センターは、視聴覚教育の普及に伴い、中央図書館内に昭和 50（1975）年 11 月に開館した。開館当初は西日本一の設備と称賛され、北九州市視聴覚教育の拠点としての役割を担った。8 ミリフィルム・16 ミリ映写機などの視聴覚教材・機材の貸出をはじめ、教材制作事業、研修事業、LL 研修講座、16 ミリ映写技術講習会、普及事業など、幅広く事業展開した。

開館翌年度(昭和 51（1976）年度)の 16 ミリフィルムなどの教材視聴者数は 30 万人を超えていた。当時、16 ミリ映写機の利用回数は約 2 千回あり、全機材利用回数の約 71%を占めていた。同 50 年代前半は、同センターの 16 ミリ映写機を使つての映写会をどの学校でも行っており、子ども会などの社会教育でも利用されていた。16 ミリ教材・機材が視聴覚教育の中心を担っていたことが分かる。

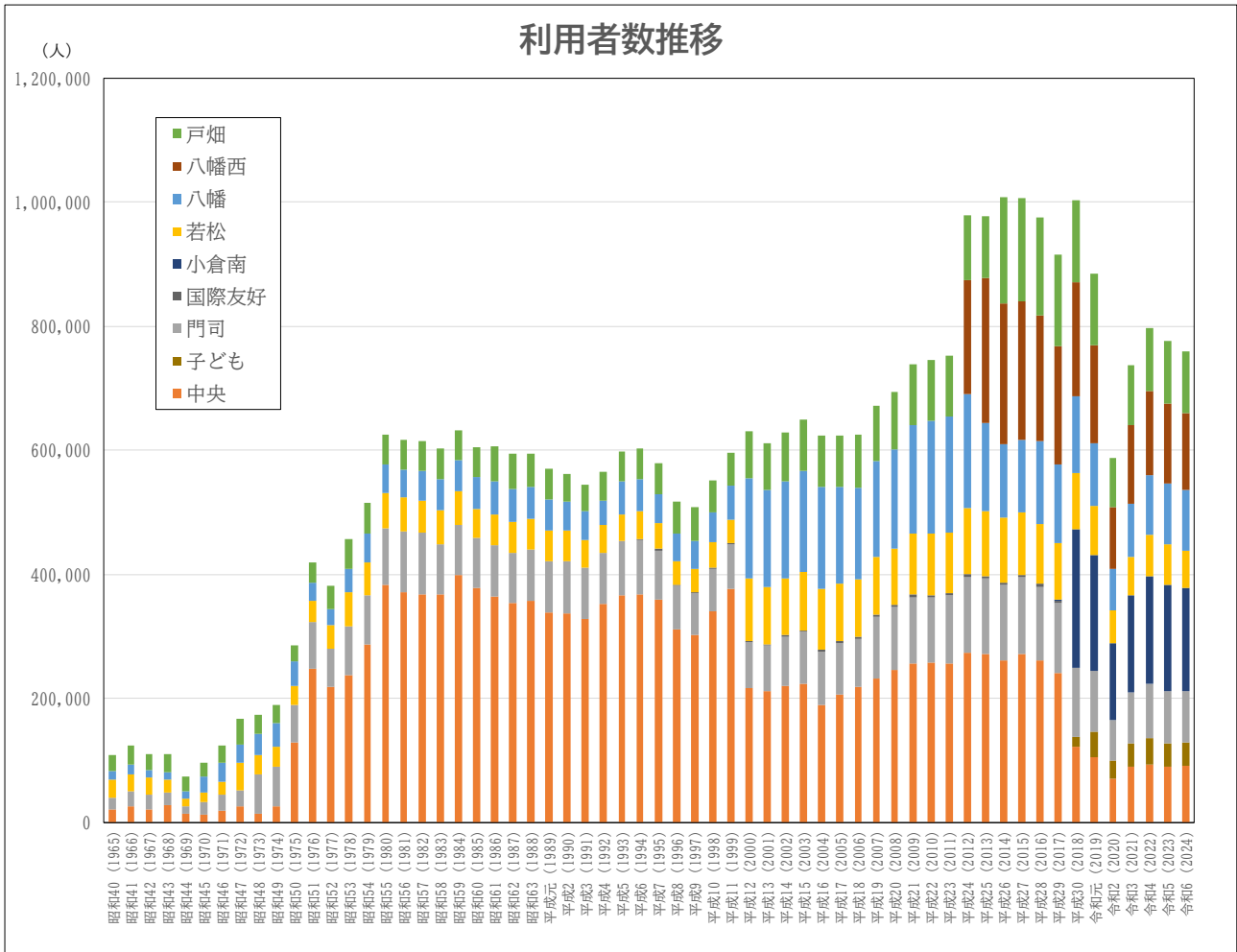
視聴覚センター事業が変化を見せ始めるのは、昭和 62（1987）年頃からである。ビデオカメラやビデオデッキ、ビデオテープが各家庭に普及し、同時に学校教育へも広がっていった。映像の世界がより身近になり、自分で撮影したり、制作したり、編集したりできるようになった。それに伴い、同センターの 16 ミリフィルムや 16 ミリ映写機の利用回数が減少し、一方で、ビデオテープの購入数や利用回数が増加し、平成 9（1997）年には、教材利用回数でビデオテープが 16 ミリフィルムを逆転している。

平成 14（2002）年には、DVD を初めて配架し、これ以降 DVD の所蔵数が伸びていくことになる。令和 6 年（2024）度実績で全視聴覚教材の利用回数 1,032 回のうち、DVD が 901 回であり、全体の約 87%が DVD 利用となっている。

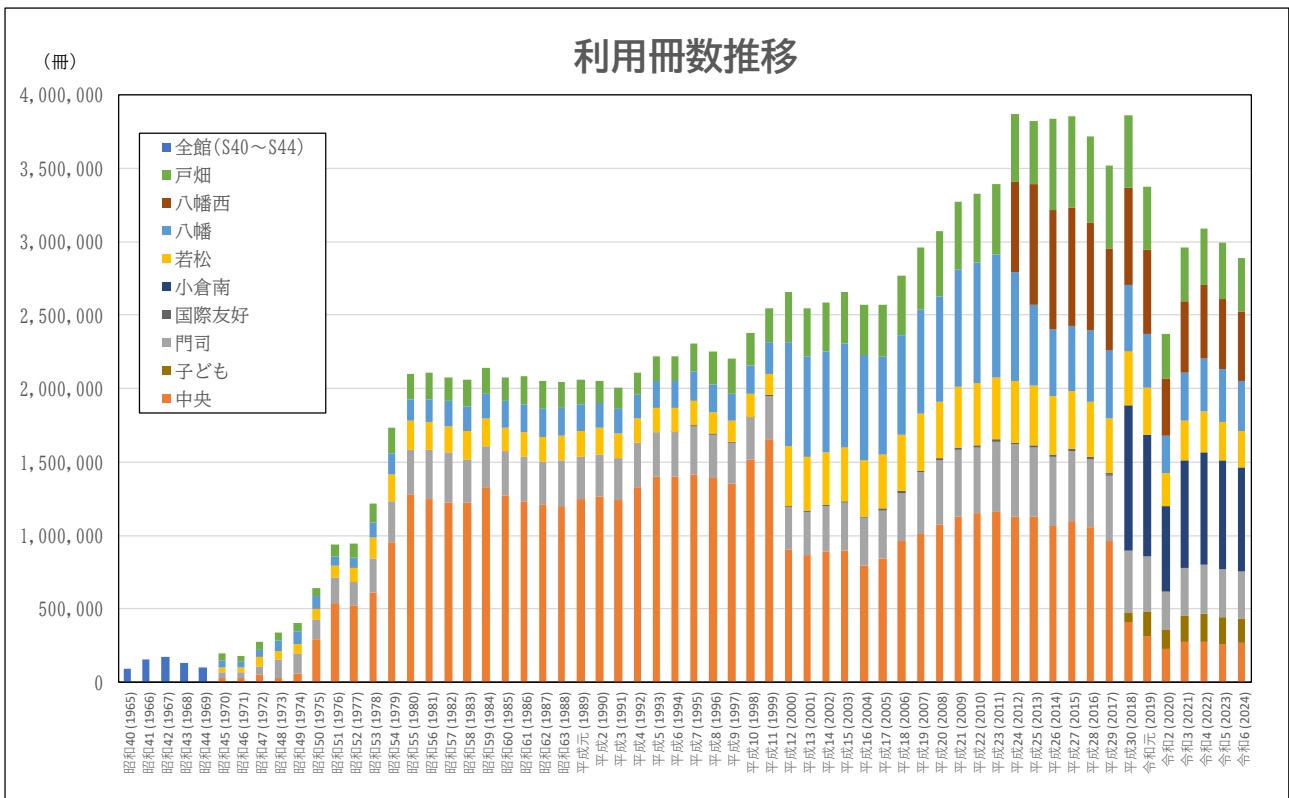
・蔵書数推移



・利用者数推移（館外貸出者数）



・利用冊数推移（館外貸出冊数）



北九州市立中央図書館 歴代館長一覽

代	館長名	館長在職期間	備考
1	小林 安司	昭和50年4月16日 ~ 昭和59年10月31日	
2	上原 勇策	昭和59年11月1日 ~ 昭和61年8月31日	
3	松田 博文	昭和61年9月1日 ~ 平成元年12月31日	
	崎谷 康文	平成2年1月1日 ~ 平成2年3月31日	館長事務取扱
4	鮫島 稔	平成2年4月1日 ~ 平成3年3月31日	
5	日名子 芳	平成3年4月1日 ~ 平成5年3月31日	
6	柳井 俊一郎	平成5年4月1日 ~ 平成7年3月31日	
7	竹半 弘道	平成7年4月1日 ~ 平成10年3月31日	
8	田村 憲一	平成10年4月1日 ~ 平成12年3月31日	
9	山本 徹生	平成12年4月1日 ~ 平成14年3月31日	
10	山口 保夫	平成14年4月1日 ~ 平成17年3月31日	
11	西岡 幸則	平成17年4月1日 ~ 平成20年3月31日	
12	山口 保夫	平成20年4月1日 ~ 平成23年3月31日	
13	大賀 英之	平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日	教育次長兼務
14	東 博幸	平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日	
15	石神 勉	平成27年4月1日 ~ 平成30年3月31日	
16	小坪 正夫	平成30年4月1日 ~ 令和3年3月31日	
17	石井 佳子	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	
18	柴田 憲志	令和4年4月1日 ~ 令和6年3月31日	
19	神野 洋一	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	
20	高松 淳子	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	

・開館当時の中央図書館（写真） [79]



中央ホール



集書整理室



中央図書館事務室



車庫

・開館当時の視聴覚センター（写真） [79]



スタジオと副調整室

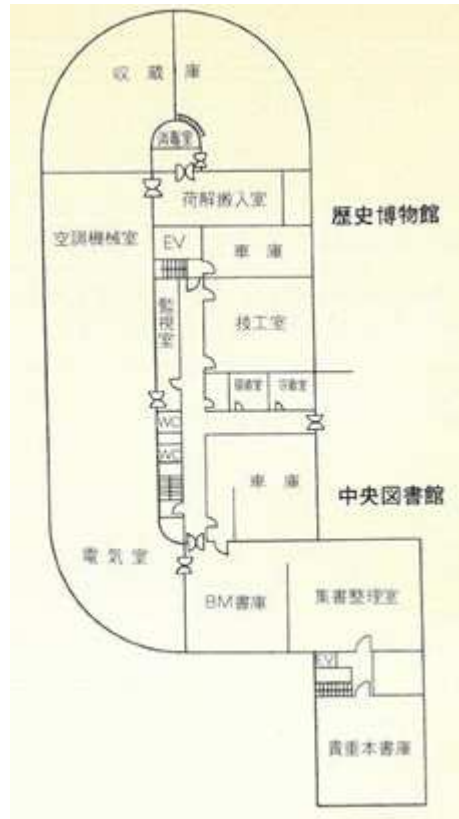


LL 研修室

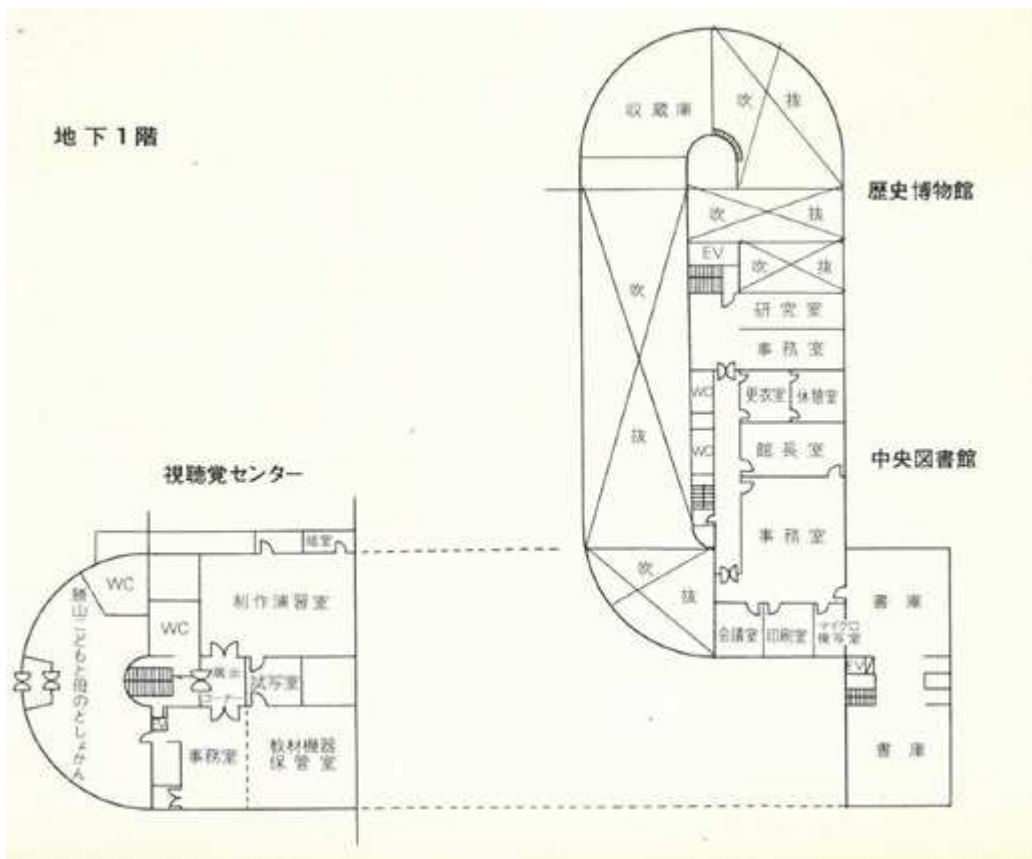


制作演習室

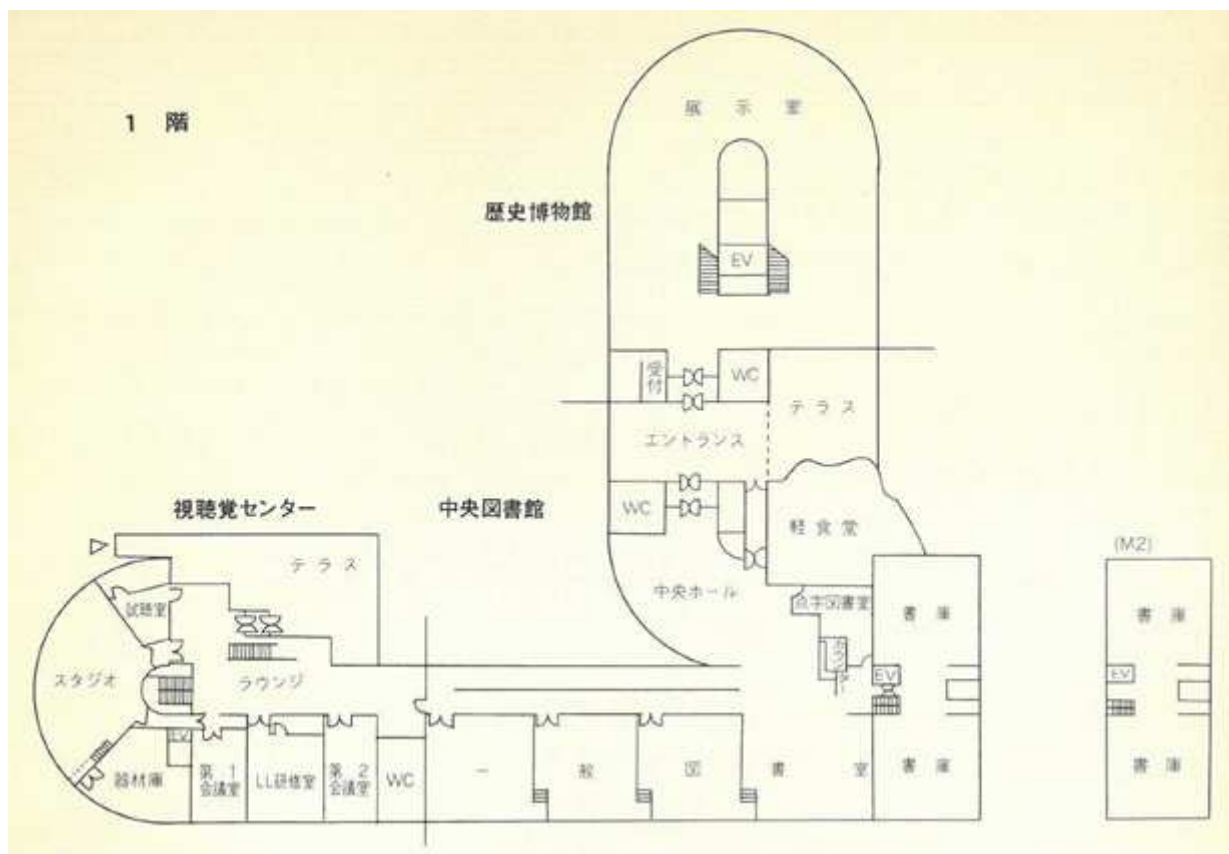
・中央図書館・歴史博物館・視聴覚センター（平面図）（開館当時）^[79]



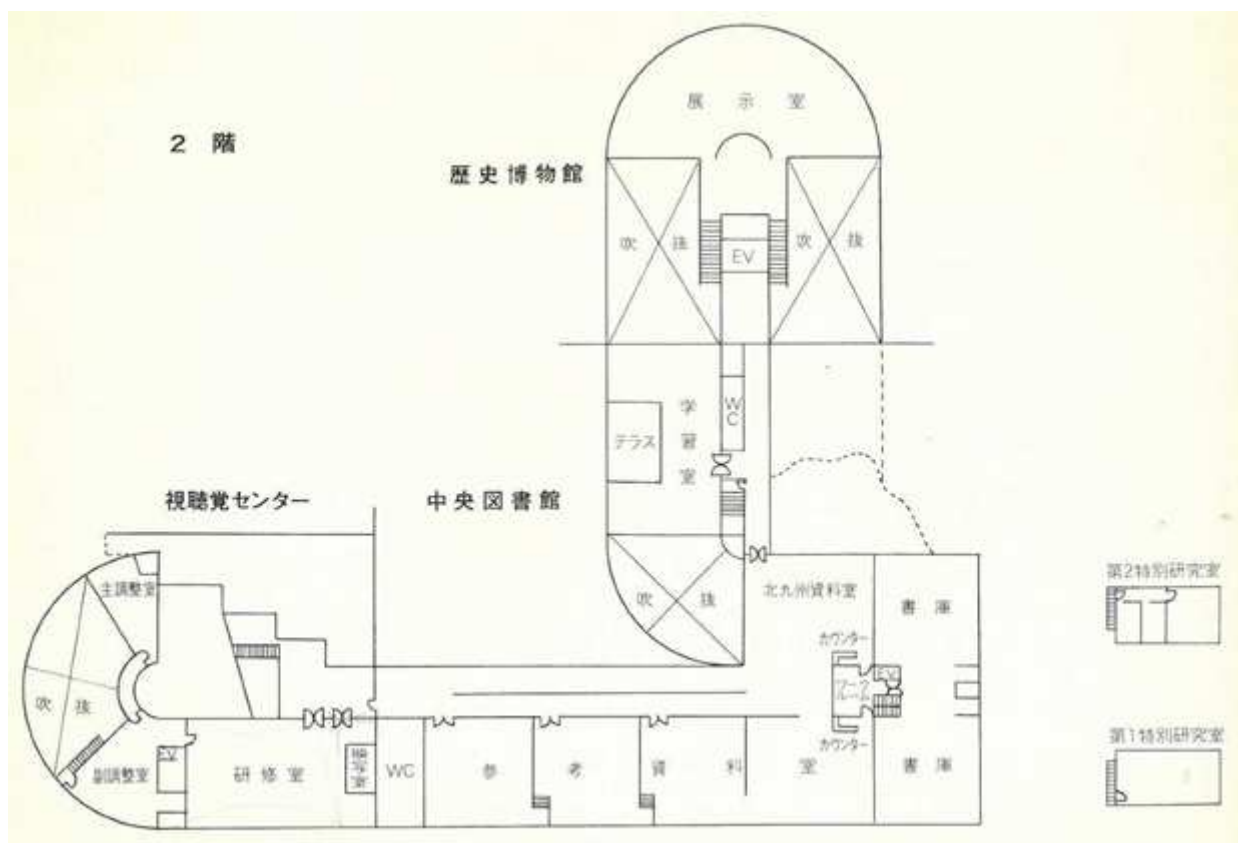
平面図（地下2階）



平面図（地下1階）



平面図 (1階)



平面図 (2階)

・中央図書館（各室の概要） [79]

（昭和51年4月1日現在）

室名	資料点数	座席数	サービスの内容	備考
一般図書室	41,000冊	105	読物・教養・生活・実用書等をそろえ、主として貸出を行う。	中央ホールを含む
点字図書室	(点字本) 1,850冊	2	目の不自由な市民へ資料貸出のメール・サービスを行う。	
	(テープ) 450本			
参考資料室	20,000冊	26	調査・研究用の参考資料提供と、レファレンス・複写サービスを行う。	
北九州資料室	6,000冊	8	郷土資料をそろえ、調査・研究に応ずる。	
特別研究室	-	36	長期の調査・研究者・団体が使用する。	
学習室	-	96	学習する市民が使用する。	
勝山こどもと母のとしょかん	13,000冊	70	子供と母親用の図書をそろえ、主として貸出を行う。	
自動車文庫	11,000冊	-	移動図書館2台により、地域サービスを行う。	

・視聴覚センター（各室の概要） [79]

（昭和51年4月1日現在）

階	室名	機能と設備	席数
一般図書室	41,000冊	○各種視聴覚教材と機器の収集、整理保管及び点検整備補修 16ミリ映画フィルム、8ミリ映画フィルム スライドフィルム 録音・録画テープ TP 16ミリ映写機 8ミリ映写機 スライド投射機	-
	(点字本) 1,850冊	○教材の制作・編集・複製 ○機器の演習と研修 16ミリ映写機 8ミリ映写機 スライド映写機 TP制作機 スライド制作機 VTR スクリーン	64
	試写室	○映画教材の試写 各映写機 スクリーン	24
	20,000冊	○写真・TPの現像・焼付・引伸 暗室機材一式	-
	6,000冊	○機器・教材類の常設展示	-
	事務室	○センターの管理 ○貸出窓口の業務	-
一階	視聴室	○4チャンネルステレオ装置による音楽鑑賞	20
	ラウンジ	○ヘッドホーン装置による音楽鑑賞 ○B・G・M放送	12
	スタジオ（器材庫）	○ビデオ教材の制作 カラーテレビカメラ（3管）カラーテレビカメラ（単管）カラーモニター マイク装置一式 照明装置一式	150
	LL研修室	○語学演習と個別学習 LL装置一式 集団反応分析装置一式 教材提示装置 リヤスクリーン 各種映写機 VTR テープレコーダー プレーヤー	30
	第一会議室	○諸会議 ○スタジオ出演者控室	18
	第二会議室	○諸会議	24
二階	副調整室主調整室	○スタジオの映像・音声・調光等の調整 ○副調より映像音声信号の各室への送り出し 調光装置一式 映像調整装置一式 音声調整装置一式 モニター装置 テレシネ装置 教材提示装置 テロップ装置 VTR レコードプレーヤー テープレコーダー	-
	アナウンス室	○録音制作 アナウンス装置一式	-
	研修室（映写室）	○映写機器・放送機器・反応機器などの併用による研修・演習 集団反応分析装置一式 変角スクリーン モニターテレビ 教材提示装置 リモコン操作一式 実物投影機 調整卓一式 16ミリ映写機 8ミリ映写機 スライド映写機 OHP投影機 プレーヤー VTR	107

・施設別、室別の面積 [79]

(昭和51年4月1日現在) (単位：㎡)

階	中央図書館	歴史博物館	視聴覚センター	共用部分	計
地下2階	車庫 145.80 集書整理室 145.80 B M 書庫 116.64 貴重本書庫 116.64 その他 129.66 小計 654.54	収蔵庫Ⅰ 303.84 //Ⅱ 29.16 荷解搬入室 83.43 消毒殺菌室 11.45 車庫 58.32 技工室 87.48 その他 47.78 小計 621.46	-	機械室 320.76 電気室 137.34 受水槽 43.74 監視室 42.53 守衛室 14.58 用務員室 14.58 その他 74.11 小計 647.64	1,923.64
地下1階	休憩・更衣室 58.32 館長室 58.32 事務室 160.38 会議室 29.16 印刷室 29.16 マイ複写室 14.58 書庫 258.39 こどもと母 241.61 その他 159.71 小計 1,009.63	事務室 48.60 研究室 38.88 資料室 21.87 収蔵庫 29.16 鋼製床 137.34 その他 55.07 小計 330.92	暗室 14.58 試写室 29.16 制作演習室 174.96 教材機器保管室 204.12 事務室 35.03 ラウンジ 40.61 その他 114.21 小計 612.67	発電機室 43.74 トレンチ 123.93 小計 167.67	2,120.89
1階	中央ホール 210.24 点字図書室 43.74 受付 72.90 一般図書室 495.72 書庫 264.06 積層書庫 233.28 スロープ 174.96 その他 164.49 小計 1,659.39	展示室 712.08 その他 171.83 小計 883.91	ロビー階段 236.97 器材庫 56.10 試聴室 51.51 スタジオ 171.70 会議室 58.32 // 48.60 LL研修室 82.62 その他 82.89 小計 788.71	軽食堂 173.34	3,505.35
2階	学習室 160.38 ワークルーム 145.80 受付 72.90 積層書庫 233.28 参考資料室 495.72 特別研究室(4室) 116.64 その他 254.40 小計 1,479.12	展示室 315.29 その他 92.34 小計 407.63	調整室(主) 51.51 // (副) 51.51 研修室 204.12 アナウンス室 14.85 映写室 15.39 その他 113.96 小計 451.34	-	2,338.09
屋上	EV機械室 12.96	EV機械室 38.88	-	-	51.84
合計	4,815.64	2,282.80	1,852.72	988.65	9,939.81

・ 条例及び関係規則等

○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例

昭和47年3月30日

条 例 第 8 号

最終改正 令和6年12月20日条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、教育施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、科学館、青少年の家、児童文化施設、教育支援センターその他社会教育に関する公の施設をいう。

(設置)

第3条 市は、別表第1及び別表第2のとおり教育施設を設置する。

(使用の許可)

第3条の2 社会教育に関する公の施設(以下「社会教育施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用の許可を行わせる社会教育施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会教育施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 社会教育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会教育施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第3条の3 教育委員会は、前条第1項の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(使用料及び手数料)

第4条 市は、別表第3の左欄に掲げる教育施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免等)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

(使用の制限等)

第6条 教育委員会は、社会教育施設の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐偽その他不正な手段により使用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(教育施設の職員)

第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第2項の規定により、次に掲げる教育施設(指定管理者に管理を行わせる施設を除く。)に事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。

- (1) 生涯学習センター
- (2) 美術館
- (3) 博物館
- (4) 文学館
- (5) 史料館
- (6) 視聴覚センター
- (7) 科学館
- (8) 青少年の家
- (9) 児童文化施設
- (10) 教育支援センター

(図書館協議会等)

第8条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

- 2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。
- 3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ30人以内、20人以内及び20人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者)

第9条 教育委員会は、社会教育施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会教育施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会教育施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会教育施設の使用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い社会教育施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会教育施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、教育施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(罰則)

第11条 詐偽その他不正な手段により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

付 則

1~6 略

(八幡西図書館の管理に係る指定管理者の指定に関する特例)

7 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成22年北九州市条例第4号)による改正後の別表第2に規定する北九州市立八幡西図書館(以下「八幡西図書館」という。)の管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、第9条の2の規定にかかわらず、教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第2項の規定に基づき八幡西図書館の整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

別表第2（第3条関係）

社会教育関係

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
図書館	図書館法第2条の定めるところによる。	北九州市立中央図書館	北九州市小倉北区内4番1号
		北九州市立子ども図書館	北九州市小倉北区内4番1号
		北九州市立門司図書館	北九州市門司区老松町3番3号
		北九州市立小倉南図書館	北九州市小倉南区若園四丁目1番60号
		北九州市立若松図書館	北九州市若松区本町三丁目11番1号
		北九州市立八幡図書館	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番1号
		北九州市立八幡西図書館	北九州市八幡西区岸の浦二丁目2番1号
		北九州市立戸畑図書館	北九州市戸畑区新池一丁目1番1号
視聴覚センター	視聴覚機器等の活用により、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る。	北九州市立視聴覚センター	北九州市八幡西区相生町20番1号

別表第3（第4条関係）

2 社会教育関係

施設の種類	使用料及び手数料		備考
図書館	資料の複写手数料		1枚につき 10円
	駐車場使用料	小倉南図書館	駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で教育委員会が定める額
		八幡図書館	
		八幡西図書館	

○北九州市子ども読書活動推進条例

平成 27 年 7 月 3 日
条例第 39 号

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成 13 年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成 18 年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成 23 年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、おおむね 18 歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)第 6 条第 1 項に規定する学校司書をいう。

(基本理念)

第 3 条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、

感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議(次条において「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。

(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援(次条において「学校図書館支援センター事業」という。)を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発
- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校の取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。

(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定
- (2) 学校図書館の常時開館
- (3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。
- (1) 図書及び資料の整備
 - (2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備
 - (3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。

2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項

3 推進会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。

6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 雑則

(条例の見直し)

第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。

2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第34号で平成27年8月1日から施行)

最終改正 令和4年6月17日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

第3条 削除(昭50教委規則11)

(図書館奉仕)

第4条 図書館奉仕は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 館内利用
- (2) 館外貸出し
- (3) 分館の設置
- (4) 貸出し文庫
- (5) 図書館資料の複写
- (6) 参考調査業務

(館内利用)

第5条 図書館資料(書庫に保管するものに限る。)又は視聴覚資料を館内で利用しようとする者は、館長が定める方法により申し出なければならない。

(平24教委規則4・全改)

第6条 館内で図書館資料を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内の所定の場所で利用すること。
- (2) みだりに騒音を発する等他人の読書又は研究に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (3) みだりに飲食をしないこと。

(館外貸出し)

第7条 館外貸出しを受けることができる者は、北九州市内若しくは北九州市と図書館の利用に関し地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項に規定する協議をした市町村内に居住し、又は北九州市内の学校に在学し、若しくは北九州市内の事業所等に在職する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条 館外貸出しを受けようとする者は、図書館カードによらなければならない。

2 図書館カードは、図書館カード申込書に所要事項を記載して住所、在学又は在職を証する書面を添えて係員に提出し、その交付を受けるものとする。

3 図書館カードの有効期限は、発行の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、図書館カード申込書の記載事項等に著しい変更がないときは、有効期限を延長することができる。

4 館外貸出しを受けて利用できる図書館資料の数は、館長が別に定める。

第9条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 寄託図書
- (3) 参考図書(辞書、書目、人名簿、年鑑及び統計書の類)
- (4) その他館長が特に指定した図書館資料

第10条 館外貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料は、貸出しの日から起算して2週間以内に返還すること。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 図書館資料を転貸しないこと。

第11条 館長は、館外貸出しを受けた者が返還の期限までに図書館資料を返還することを怠ったときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(分館の設置)

第12条 分館を次のとおり設置する。

- (1) 北九州市立門司図書館新門司分館 北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号
- (2) 北九州市立門司図書館大里分館 北九州市門司区高田二丁目2番18号
- (3) 北九州市立小倉南図書館曾根分館 北九州市小倉南区下曾根四丁目22番1号
- (4) 北九州市立若松図書館島郷分館 北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号
- (5) 北九州市立八幡図書館折尾分館 北九州市八幡西区堀川町5番23号
- (6) 北九州市立八幡図書館八幡南分館 北九州市八幡西区茶屋の原一丁目6番1号

(貸出し文庫)

第13条 貸出し文庫の場所は、館長が定めて適当な方法により市民に周知するものとする。

(図書館資料の複写)

第14条 図書館資料の複写は、館長が特に認めるものに限るものとする。

(図書館資料の紛失等の賠償)

第15条 図書館資料を利用する者は、これらを紛失し、又はき損し、若しくは甚だしく汚損した場合には、現品又は館長が指定する代品をもって賠償しなければならない。

(駐車場使用料)

第16条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。)別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の駐車場使用料に係る教育委員会が定める額は、駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円とする。

(図書館協議会)

第17条 北九州市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

5 協議会の庶務は、北九州市立中央図書館で処理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(指定管理者に管理を行わせようとする図書館等の公表)

第18条 教育長は、図書館について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする図書館、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例付則第7項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第19条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第20条 教育長は、図書館について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する図書館の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに教育長に提出しなければならない。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付則

1～5 略

(中央図書館企救分館の位置に関する特例)

6 平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間は、第12条第4号中「北九州市小倉南区若園五丁目1番5号」とあるのは、「北九州市小倉南区春ヶ丘10番5号」とする。

別表(第2条関係)

区 分		開館時間	休 館 日	備 考
中央図書館 子ども図書館 門司図書館 若松図書館 戸畑図書館		午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当 たるときは、その 翌日) (2) 12月29日から翌 年の1月3日まで の日 (3) 館内整理日	(1) 「休日」とは、国 民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第 178号)に規定する休 日をいう。 (2) 教育長が特に必要 があると認めるとき は、開館時間若しく は休館日を変更し、 又は臨時に休館日を 指定することができる。
小倉南 図書館	駐車場以外 の部分	午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当 たるときは、その 翌日) (2) 12月29日から翌 年の1月3日まで の日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前8時から 午後7時30分まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日	
八幡図 書館	駐車場以外 の部分	午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当 たるときは、その 翌日) (2) 12月29日から翌 年の1月3日まで の日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前9時から 午後7時30分まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日	
八幡西 図書館	駐車場以外 の部分	午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当 たるときは、その 翌日) (2) 12月29日から翌 年の1月3日まで の日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前8時から 午後11時まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日	

○北九州市立図書館管理要項

(昭和47年4月1日)

北九州市教育施設の設置および管理に関する条例（以下、「条例」と言う。）ならびに北九州市立図書館規則（以下、「規則」と言う。）に定めるもののほか、北九州市立図書館の管理運営に関し必要な事項を、次のとおり定める。

(入館の制限)

- 1 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、もしくは退館を命ずることができる。
 - (1) 6歳未満の幼児で、付き添いがない者
 - (2) めいていしている者
 - (3) 図書館資料を汚損し、もしくは他人の迷惑となるおそれのある物品または動物の類を携行する者
 - (4) 管理上必要な指示に従わない者
 - (5) その他管理上支障があると認める者

(利用の承認)

- 2 館長は、次の各号の一に該当するときは、図書館の利用を承認しない。
 - (1) 風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物、設備もしくは図書館資料をき損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認めるとき。
- 3 館長は、管理上必要があると認めるときは、図書館利用の承認について条件をつけることができる。
- 4 学習室やセミナー室、ロビー等の図書館施設を利用できるのは、図書館の主権・共催事業（教育委員会の主催事業を含む）に限る。ただし、中央図書館長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(手数料の前納)

- 5 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、条例に定める手数料を前納しなければならない。

(手数料の減免)

- 6 条例第5条の規定により複写手数料を減免することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 国または地方公共団体の用に供する場合
 - (2) 公益上その他、市長が特に手数料を減免する必要があると認める場合

(手数料の不返還)

- 7 既納の手数料は返還しない。

(利用地位の譲渡等の禁止)

8 利用者は、図書館を利用する地位を譲渡しもしくは転貸しまたは館長の承認なくして承認目的以外の目的に利用することはできない。

(利用承認の取消し)

9 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取消しまたは停止しもしくは条件を変更することができる。

- (1) 条例、規則または要項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物、設備または図書館資料をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

10 上記の規定にもとづく利用の承認の取消しまたは停止もしくは条件の変更によって利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

11 利用者は、利用が終わったときまたは9の規定により利用承認の取消しもしくは利用の停止を受けたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(職員の立ち入り)

12 利用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

13 利用者が、建物および設備を滅失またはき損したときは、市の認定にもとづき、その損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

14 図書館に関する諸様式は、中央図書館長が別にこれを定める。

付則省略

○北九州市立視聴覚センター管理規則

昭和50年11月1日
教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立視聴覚センター（以下「視聴覚センター」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(1) 日曜日、月曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用者の範囲)

第4条 視聴覚教材、教具及び機械（以下「資料等」という。）を利用できる者は、市内に居住し、又は市内の学校に在学し、若しくは市内の事業所等に在職する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(館内利用)

第5条 館内で資料等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 係員の指示に従って慎重に利用し、利用の承認を受けたもの以外は利用しないこと。

(2) 館内の所定の場所で利用すること。

(3) 他人の利用に支障を及ぼす行為をしないこと。

(館外利用)

第6条 館外で資料等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 転貸しないこと。

(2) 教育的、文化的目的以外には使用しないこと。

(損害の弁償)

第7条 資料等を利用する者が、資料等を紛失し、又は著しく汚損し、若しくはき損した場合は、現品又は金銭をもって損害を弁償しなければならない。

(貸出しの停止)

第8条 館長は、貸出しを受けた者が、この規則に違反した場合には、資料等の貸出しを停止することができる。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

付則省略

○北九州市立視聴覚センター管理要項

(昭和50年11月1日)

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例並びに北九州市立視聴覚センター管理規則に定めるもののほか、北九州市立視聴覚センターの管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(入館の制限)

1. 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 視聴覚教材、教具・機械（以下「資料等」という。）を汚損し、又は他人の迷惑となる恐れのある物品又は動物の類を携帯する者
- (2) 酩酊（めいてい）している者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (4) その他、管理上支障があると認められる者

(貸出手続)

2. 資料等を館内で利用する者は、利用申込書を提出すること。

3. 資料等の貸し出しを受ける者は、利用申込書に貸出機器操作認可証を添付して提出すること。ただし、特に館長が必要と認めたときはこの限りではない。

(貸出数量等)

4. 1回の貸出数量、貸出期間は別表のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の不承認)

5. 館長は、次の各号の一に該当するとき視聴覚センターの利用を承認しない。

- (1) 風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物設備もしくは視聴覚資料を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の条件)

6. 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて承認することができる。

(利用承認の取り消し)

7. 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は停止、若しくは条件を変更することができる。

- (1) 条例又は規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物、設備又は資料等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

8. 前項の規定にもとづき利用の承認を取り消し、又は停止、若しくは条件の変更によって、利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

9. 利用者は利用が終わったとき、又は7の規定により利用の承認の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

10. 利用者が建物および設備を滅失又は、毀損したときは市の認定にもとづきその損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

11. 視聴覚センターに関する諸様式は、館長が別にこれを定める。
付則省略

別表

類	名 称	数 量	期 間
教材等	16ミリ映画フィルム	5本以内	8日以内
	ビデオテープ・DVD		
	CD・録音テープ		
	影絵・パソコンソフト		
機材等	16ミリ映写機	1台	8日以内
	プロジェクター		
	ビデオ・DVDデッキ		
	スクリーン		
	OHP・OHC		
	ワイヤレスアンプ		

最終改正 令和5年12月13日法律第85号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (9) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

(1) 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

(2) 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

(3) 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

(1) 司書の資格を有する者

(2) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例に定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

（設置）

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

（職員）

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

（図書館の補助）

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- (1) 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- (2) 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

[附則については省略]

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
1885	明治18年	私立企教郡教育会、企教郡書籍蒐集所設置を決議したが財源がなく開設できず	開館・閉館
1888	明治21年. 11月	県教育会企教郡支部会、小倉高等小学校内に書籍蒐集所を開設	開館・閉館
1903	明治36. 11. 1	若松町外町に若松地方簡易図書館(若松図書館)が開設	開館・閉館
1910	明治43. 4. 14	小倉市小学校教員研究会、立教図書館を小倉高等小学校に開設	開館・閉館
	明治43. 6. 26	門司教育支会附属図書館閲覧所を門司尋常高等小学校に開設	開館・閉館
	明治43. 11. 1	門司教育支会附属図書館閲覧所、第1回巡回文庫を田野浦・小森江両小学校内に回付(発送)	制度・サービス
1913	大正2. 4月	立教図書館を小倉市小学校教員修養会図書館と改称	開館・閉館
	大正2. 11月	門司教育支会附属図書館閲覧所、山口県立図書館になって蔵書を分類、目録カードを作成	制度・サービス
1916	大正5. 4. 20	門司教育支会附属図書館閲覧所、錦町尋常小学校へ移転	開館・閉館
1918	大正8. 1. 13	門司教育支会附属図書館閲覧所を門司教育支会附属図書館と改称	開館・閉館
1920	大正9. 9. 16	八幡市、小学校内に八幡簡易図書館、尾倉簡易図書館および枝光簡易図書館を開設	開館・閉館
1921	大正10. 9. 14	小倉市の教育支会、青年会など東宮御渡欧記念事業として市立図書館設立の要望を決議し、市長に陳情	その他
	大正10. 10. 1	若松市、若松尋常小学校内に若松市立図書館を開設	開館・閉館
1922	大正11. 10. 30	小倉市立記念図書館、元陸軍偕行社跡に開設され、開館式挙行	開館・閉館
1925	大正14年	戸畑市教育会、戸畑小学校内に通俗図書館閲覧所を開設 (開設時期は諸説あり)	開館・閉館
1929	昭和4. 4. 1	若松市立図書館竣工(五反町(現在の浜町一丁目))	開館・閉館
	昭和4. 5. 1	門司市立図書館設立され、門司教育支会図書館の施設、蔵書を継承	開館・閉館
	昭和4. 8. 6	八幡市、御大典記念事業として図書館を新築(西丸山町二丁目)し、開館式を挙行	開館・閉館
1931	昭和6. 4月	門司市内の有志、門司史談会を結成、事務所を市立図書館におく	その他
1936	昭和11. 8. 26	小倉市立記念図書館、狭隘となったため旧城内の旅団司令部「市記念館」に移転して開館	開館・閉館
	昭和12. 1. 15	戸畑市役所横に新築工事中の戸畑市立図書館竣工し開館式を挙行	開館・閉館
1940	昭和16. 1. 中旬	小倉市立記念図書館、町内会常会文庫の配本開始	制度・サービス
1945	昭和20. 5. 29	門司市立図書館の施設を曙部隊が使用することになり、西本町の明治屋へ移転	開館・閉館
	昭和20. 6. 29	門司市立図書館、空襲で焼失	開館・閉館
1946	昭和21. 5. 5	小倉市立記念図書館、アメリカ第6軍司令官の立ち退き命令で移転、以後昭和24年まで再三移転	開館・閉館

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
1947	昭和22. 7. 16	戦災で焼失した門司市立図書館再開(その後も各所を移転)	開館・閉館
1948	昭和24. 3. 2	戸畑市立図書館、狭隘となって旧武徳殿を改修して移転	開館・閉館
1949	昭和24. 4. 4	福岡CIE図書館北九州分館、福岡県農業協同組合2階に開館	開館・閉館
1950	昭和25年	八幡市立図書館上津役分館、折尾分館を開設	開館・閉館
1951	昭和26. 6. 14	福岡CIE図書館北九州分館を発展的に解消し、北九州CIE図書館が開館	開館・閉館
	昭和26. 10. 1	若松市立図書館、元筑豊石炭鉱業倶楽部へ移転	開館・閉館
1952	昭和27. 5月	北九州CIE図書館、北九州アメリカ文化センターと改称	開館・閉館
	昭和27. 8. 3	八幡市立図書館、自動車文庫を配備	制度・サービス
	昭和27. 11. 11	小倉市移動公民館「白鳩号」設置、図書館の巡回文庫にも使用	制度・サービス
1953	昭和28. 7月	門司市立図書館、閲覧室に15,000冊を開架	制度・サービス
1955	昭和30. 12. 1	八幡市立図書館、八幡市大字尾倉字釜蓋1839番地の7(本町四丁目)に新築移転	開館・閉館
	昭和30. 12. 15	八幡市立図書館閉館	開館・閉館
1958	昭和33. 4. 1	戸畑市立図書館、移転・開館(浅生二丁目)	開館・閉館
1959	昭和34. 10. 16	若松市立図書館、自動車文庫を配備	制度・サービス
	昭和35. 3月	小倉市立記念図書館、専用の自動車文庫を配備	制度・サービス
1961	昭和36. 5. 21	小倉市立記念図書館、旧陸軍造兵廠本部事務所(中央図書館の現在地)を買収して、移転開館	開館・閉館
1962	昭和38. 2. 10	北九州市五市合併により、旧市立図書館は北九州市立図書館として発足	制度・サービス
1963	昭和38. 11. 3	若松図書館、若松区浜町二丁目に新築開館	開館・閉館
	昭和38. 12. 1	図書貸出保証金制度廃止(小倉・戸畑)	制度・サービス
	昭和38. 12. 24	小倉図書館所蔵(当時)の「中村平左衛門日記」、「中原嘉左右日記」が福岡県有形民俗文化財に指定される	その他
	昭和39. 1. 14	門司図書館、門司区老松町に新築開館 移転のため休館(昭和38. 11. 19～昭和39. 1. 13)	開館・閉館
1964	昭和39. 4. 1	「北九州市図書館条例」(北九州市条例第55号)施行 「北九州市図書館条例施行規則」(北九州市教育委員会規則第21号)施行	制度・サービス
	昭和39. 7. 1	館報『としょかん』創刊	制度・サービス
	昭和39. 8. 20	図書館協議会発足	計画・委員会・協議会
	昭和39. 12. 6	日曜休館(月曜開館)開始	制度・サービス

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
1965	昭和40.4.1	戸畑図書館、児童(小学生)に図書貸出開始	制度・サービス
	昭和40.9.20	門司図書館、児童(小・中学生)に図書貸出開始	制度・サービス
	昭和40.10.12	小倉図書館、母と子の読書会開催	行事
	昭和41.3.1	門司図書館にレファレンスコーナーを設置	制度・サービス
1966	昭和41.4.27	門司図書館、女性読書会発足	制度・サービス
	昭和41.6.1	「小倉日米文化センター」が「北九州国際文化センター」に名称変更、同時に九州国連寄託図書館開館(小倉図書館内)	開館・閉館
	昭和42.2.16	開館時間変更(10時～18時 ⇒ 9時～17時)	制度・サービス
1967	昭和44.1.30	門司図書館、自動車文庫を配備	制度・サービス
	昭和44.3.30	若松郷土研究会と若松図書館の共同で「若松百年年表」刊行	制度・サービス
1969	昭和44.4月	全館の開架書架を増設	制度・サービス
	昭和44.6.2	八幡図書館で開架閲覧開始	制度・サービス
	昭和44.7.1	北九州市視聴覚教育センター開設(小倉図書館内)	制度・サービス
	昭和45.2.1	小倉図書館にレファレンスコーナーを設置	制度・サービス
	昭和45.2月	門司、若松、八幡、戸畑各館に軽読書コーナーを設置	制度・サービス
1970	昭和45.4.1	図書整理基準を統一	制度・サービス
	昭和45.4.1	小倉図書館が複写サービスを開始(1枚35円)	制度・サービス
	昭和45.7.1	北九州市中期計画(1971～1975)の事業計画に「中央図書館建設」について明記される。	計画・委員会・協議会
	昭和45.7.1	年報「北九州市の図書館」創刊	制度・サービス
	昭和45.7.21	市立図書館(小倉のぞく)の閲覧室・児童室に冷房完備	制度・サービス
	昭和46.3.1	全館に総合目録を配置	制度・サービス
1971	昭和46.9.12	浜田文庫コーナー開設(小倉図書館)	制度・サービス
	昭和46.9.16	共同図書制度発足(昭和47年度中止)	制度・サービス
	昭和46.10.25	図書館協議会「今後の北九州市立図書館運営のあり方について」答申【中央図書館の機能について言及】	計画・委員会・協議会
1972	昭和47.8.1	九州国連寄託図書館(小倉図書館内)が福岡に移転	開館・閉館
	昭和47.9.18	北九州市立中央図書館建設準備委員会が発足	計画・委員会・協議会

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
1972	昭和47.11.1	門司図書館、「老人いこいの家」文庫開設	制度・サービス
	昭和47.12.26	北九州市立中央図書館建設準備委員会「北九州市立中央図書館建設について」答申	計画・委員会・協議会
1973	昭和48.5.12	大里こどもと母のとしょかん(大里分館)開館 (門司区高田一丁目20-1)	開館・閉館
	昭和48.8.6	小倉図書館、旧北九州市総合展示場三階(小倉北区大手町13-24)へ移転 移転のため休館<小倉図書館>(昭和48.5.21~8.5) 移転のため休館<視聴覚教育センター>(昭和48.7.8~7.23)	開館・閉館
	昭和48.10.10	中央図書館、起工	開館・閉館
1974	昭和49.4.1	中央図書館開設準備室発足(～昭和50.4.15)	組織改正
	昭和49.4.15	小倉図書館医学分館開館(小倉北区馬借二丁目1-1)	開館・閉館
	昭和49.4.24	戸畑図書館に事務連絡車を配備	制度・サービス
	昭和49.12.25	中央図書館、完工	開館・閉館
	昭和50.1.11	勝山こどもと母のとしょかん(勝山分館)開館 (小倉北区城内4-1)	開館・閉館
1975	昭和50.4.16	中央図書館、小倉北区域内に新築開館(初代館長:小林安司氏) (建物延面積4,528㎡、蔵書数15万6,000冊) 開館記念展示:日本の本・世界の図書館(～5.16) 小倉図書館閉館	開館・閉館
	昭和50.8.1	歴史博物館開館(中央図書館併設)	開館・閉館
	昭和50.11.1	視聴覚センター開館(中央図書館併設)	開館・閉館
	昭和51.1.11	第1回小・中・養護学校児童生徒読書感想文表彰発表会開催 (令和5年度:第49回まで開催)	行事
	昭和51.1.18	第1回こども創作紙しばい大会開催	行事
	昭和51.2.1	中央図書館、自動車文庫第2号を配備(小倉南区用)	制度・サービス
1976	昭和51.4.16	中央図書館開館1周年記念「欧州古版日本地図」展示 (～5.16)	行事
	昭和51.4.29	企救こどもと母のとしょかん(企救分館)開館 (小倉南市民センター内)	開館・閉館
	昭和51.5.2	大池こどもと母のとしょかん(大池分館)開館 (八幡西区相生町19-1)	開館・閉館
	昭和51.5.9	中央図書館開館1周年記念講演会 テーマ「欧州古版日本地図をめぐる」	行事
	昭和51.10.26	中央図書館、第17回建築業協会賞(BCS賞)を受賞	その他
	昭和51.11.18	昭和51年度九州地区公共図書館職員研究集会開催 (～11.19)	行事
	昭和52.2.15	中央図書館に点字製本機購入	制度・サービス
昭和52.3.1	館報『としょかん』再刊	制度・サービス	

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
1977	昭和52.4.1	館外貸出期間1週間を2週間に、貸出券有効期間1年を3年に延長	制度・サービス
	昭和52.4.1	福岡県公共図書館相互貸借制度発足	制度・サービス
	昭和52.4.1	八幡図書館、自動車文庫第2号を配備(八幡西区用)	制度・サービス
1978	昭和53.4.1	中央図書館開館3周年記念「シーボルトの日本と関門・北九州」展示	行事
	昭和53.10.6	昭和53年度九州地区公共図書館奉仕部門研究集会開催(於中央図書館)(~10.7)	行事
1979	昭和54.4.1	館外貸出冊数3冊以内を4冊以内に改正	制度・サービス
	昭和54.5.13	島郷こどもと母のとしょかん(島郷分館)開館 (若松区大字二島1950番地)	開館・閉館
1980	昭和55.4.1	中央図書館点字図書室、障害者福祉会館(小倉北区大門)内に移転、市立身体障害者更生援護施設点字図書館として開館	開館・閉館
	昭和55.5.5	戸畑こどもと母のとしょかん(戸畑分館)開館 (戸畑区観音寺町3-1)	開館・閉館
	昭和55.5.25	八幡東こどもと母のとしょかん(八幡東分館)開館 (八幡東区西丸山町2-1)	開館・閉館
1981	昭和56.5.8	視聴覚センターのフィルム保有量が、全国視聴覚センター中第1位となる	その他
1982	昭和57.4.1	複写サービス料変更(1枚35円→40円)	制度・サービス
	昭和57.7.1	中央図書館北九州資料室に地方行政資料コーナーを設置	制度・サービス
	昭和57.9.25	図書館業務電算化委員会発足	計画・委員会・協議会
1983	昭和58.12.22	折尾こどもと母のとしょかん(折尾分館)開館 (八幡西区北鷹見町13-10)	開館・閉館
1984	昭和60.3.30	「参考業務事例集」発行	その他
1985	昭和60.4.1	全館日曜開館(月曜休館)実施(医学分館を除く)	制度・サービス
	昭和60.4.1	図書館史編纂委員会発足	計画・委員会・協議会
	昭和60.5.24	昭和60年度第1回指定都市立図書館長会議開催(於弥生会館)(~5.25)	行事
	昭和60.9.13	図書館業務電算化委員会を改組し、図書館電算化推進委員会発足	計画・委員会・協議会
	昭和60.10.31	読書推進大会(開館10周年記念) ・パネルディスカッション テーマ「読書への新しい挑戦」、司会 中央図書館相談役 永末十四生 ・記念講演会 演題「人間を考える」、講師 五木寛之(作家)	行事
	昭和61.3.27	戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん(戸畑駅ビル分館)開館 (戸畑区汐井町1-1)	開館・閉館
	昭和61.3月	中央図書館開設10周年記念誌「北九州市立図書館誌」発行	制度・サービス
1988	昭和63.5.1	八幡南こどもと母のとしょかん(八幡南分館)開館 (八幡西区茶屋の原一丁目6-1)	開館・閉館
	昭和63.12.12	小倉図書館医学分館移転(小倉病院2階から別棟1階へ移転) 臨時休館(昭和63.12.3~12.10)	開館・閉館

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
1989	平成元. 4. 2	中央図書館および勝山こどもと母のとしょかん(勝山分館)でコンピュータによる業務開始(返却時間が不要・部分返却が可能となる。図書資料の検索がしやすくなる。) 貸出冊数を4冊から10冊に変更	制度・サービス
1990	平成2. 4. 1	中央図書館の開館時間延長(土・日曜日を除く) 「午前9時30分から午後6時まで」→「午前9時30分から午後7時まで(土曜日及び日曜日は、午前9時30分から午後6時まで)」	制度・サービス
	平成2. 4. 1	複写サービス料変更(1枚30円→20円)	制度・サービス
1993	平成5. 5. 8	【市制30周年記念事業】「図書館フェスティバル」開催(於中央図書館)(～5. 9)	行事
	平成5. 6. 13	【市制30周年記念事業】「磯崎新」展と作品(建築物)見学バスツアー開催 (6. 13(Aコース)、6. 19(Bコース)、7. 3(C・Dコース))	行事
	平成5. 10. 1	ひまわり文庫開設(公民館等53か所の施設内に設置)	制度・サービス
	平成6. 3月	自動車文庫用車両(八幡)廃車	制度・サービス
1996	平成7. 3. 25	国際友好記念図書館開館(門司区東港町1-12) あわせてコンピュータによる業務実施	制度・サービス
	平成7. 3月	自動車文庫(門司、若松)廃止	制度・サービス
1995	平成7. 4. 1	門司、若松、八幡、戸畑各図書館とのコンピュータによる業務開始(貸出冊数4冊以内から10冊以内に改正)	制度・サービス
	平成7. 10. 28	中央図書館開設20周年記念事業「図書館フェスタ」開催 (～10. 29)	行事
	平成7. 12月	自動車文庫(中央)廃止	制度・サービス
	平成8. 1月	自動車文庫(八幡)廃止	制度・サービス
1996	平成8. 4月	分館のコンピュータによる業務開始(医学分館を除く)	制度・サービス
1998	平成10. 4. 4	北九州情報ネットワークへの図書館のホームページ開設 北九州情報ひろば経由・インターネットで図書情報を公開	制度・サービス
	平成10. 8. 2	そねっと(曽根分館)開館	開館・閉館
	平成10. 10. 24	【市制35周年記念事業】「図書館フェスティバル'98」開催(～10. 25)	行事
	平成10. 12. 28	戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん閉館	開館・閉館
	平成11. 3. 30	戸畑図書館に「児童室」開設	制度・サービス
1999	平成11. 4. 1	福岡県生涯学習ネットワークのホームページに図書情報の提供開始	制度・サービス
	平成11. 7. 1	市立図書館図書個人向けリサイクル開始(～11. 21)	制度・サービス
	平成11. 7. 31	医学分館閉館	開館・閉館
2000	平成12. 4. 1	若松図書館移転開館(若松区本町三丁目11-1) 移転準備のため休館(平成12. 2. 26～3. 31)	開館・閉館

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
2000	平成12. 4. 1	島郷分館を中央図書館分館から若松図書館分館に移管 大池分館を中央図書館分館から八幡図書館分館に移管 折尾分館を中央図書館分館から八幡図書館分館に移管 八幡南分館を中央図書館分館から八幡図書館分館に移管 戸畑分館を中央図書館分館から戸畑図書館分館に移管	組織改正
2001	平成13. 10. 6	読み聞かせボランティア養成講座(初心者コース)開始 読み聞かせボランティア養成講座(経験者コース)開始	制度・サービス
	平成13. 11. 11	ブックトークボランティア養成講座開始 図書館ボランティア養成講座開始	制度・サービス
	平成14. 2. 1	「福岡県北東部地方拠点都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する協定書」の締結	制度・サービス
2002	平成14. 4. 1	図書館等の広域利用開始(福岡県北東部地方拠点都市地域(北九州市、直方市、行橋市、中間市などの21市町村)で図書貸出)	制度・サービス
	平成14. 5. 20	赤ちゃん絵本タイム(2歳児までの絵本リスト)配布事業実施	制度・サービス
	平成14. 8. 13	北九州市立大学付属図書館との連携開始	制度・サービス
	平成14. 8月	中央、門司、若松、八幡、戸畑の各図書館で利用者用パソコン(インターネット用)設置	制度・サービス
	平成14. 9. 19	九州国際大学図書館との連携開始	制度・サービス
	平成14. 10. 1	中央図書館で心身の障害のため図書館に来館することが困難な人に対し図書資料の郵送貸出開始	制度・サービス
	平成14. 11月	図書館協議会答申「生涯学習拠点としての図書館のあり方について」	計画・委員会・協議会
	平成14. 12. 5	中央図書館開館以来、3,080冊の図書を寄贈した谷伍平元市長(市立美術館長)に市教育委員会より感謝状贈呈	その他
	平成14. 12月	中央、門司、若松、八幡、戸畑の各図書館で図書館ボランティア受入開始	制度・サービス
	平成15. 2. 12	「北九州市と下関市の図書館等を相互に住民の貸出利用に供することに関する協定書」の締結	制度・サービス
2003	平成15. 4. 1	下関市と図書館等の広域利用を開始	制度・サービス
	平成15. 4. 1	祝日開館開始(元日除く)	制度・サービス
	平成15. 4. 1	複写サービス、すべての分館まで拡充(図書館全館にセルフコピー機設置) 複写サービス料変更(1枚20円→10円)	制度・サービス
	平成15. 4月	国際友好記念図書館及び分館でも図書館ボランティア受入開始	制度・サービス
	平成15. 10. 1	ブックスタート「すべての赤ちゃんに本のよこごびを」事業開始	制度・サービス
	平成16. 3. 19	視聴覚センターホームページ開設	制度・サービス
2004	平成16. 7. 1	親子で絵本タイム(3歳から6歳児の絵本リスト)配布事業実施	制度・サービス
	平成16. 9. 1	改修工事のため、中央図書館、勝山こどもと母のとしょかん、視聴覚センター休館(~ 12. 6)	開館・廃館
2005	平成17. 4. 1	国際友好記念図書館、門司図書館、戸畑図書館、大里こどもと母のとしょかん、戸畑こどもと母のとしょかんに指定管理者制度導入	制度・サービス
	平成17. 4月	中央図書館駐車場屋外エレベーター利用開始	制度・サービス

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
2005	平成17.11.10	2期改修工事のため、中央図書館、勝山こどもと母のとしょかん、視聴覚センター休館(～12.19)	休館
	平成18.3.25	図書館情報システム更新のため、中央、国際友好記念、門司、若松、八幡、戸畑図書館ならびに勝山、企救、大里、島郷、八幡東、大池、折尾、八幡南、戸畑こどもと母のとしょかん、そねっと休館(～3.31)	休館
	平成18.3月	北九州市子ども読書活動推進計画策定 (計画期間:平成18年度～平成22年度)	計画・委員会・協議会
2006	平成18.4.1	新図書館情報システム更新(市立図書館全館オンライン化(コンピュータによる業務実施)、OPAC導入、ホームページ更新)	制度・サービス
	平成18.4.1	若松図書館、八幡図書館、島郷こどもと母のとしょかん、八幡東こどもと母のとしょかん、大池こどもと母のとしょかん、折尾こどもと母のとしょかん、八幡南こどもと母のとしょかんに指定管理者制度導入	制度・サービス
	平成19.3.1	「学校貸出図書セット」事業の開始	制度・サービス
2007	平成19.4.1	中央図書館、勝山こどもと母のとしょかん、視聴覚センターの窓口業務の委託化に伴い、分館の閉館時刻を変更 企救こどもと母のとしょかん、そねっとの窓口および庁舎管理業務の委託化に伴い、分館の閉館時刻を変更 「午前9時30分から午後6時まで」→「午前9時30分から午後7時まで(土曜日及び日曜日は、午前9時30分から午後6時まで)」	制度・サービス
	平成19.4.1	門司図書館新門司分館開館(門司区吉志新町二丁目1-1)	開館・閉館
	平成19.11.27	若松区島郷合同庁舎建て替えのため、島郷こどもと母のとしょかん(島郷分館)を仮庁舎(若松区大字島田)に移転 移転のため休館(11.21～11.25)	開館・閉館
2008	平成21.3.31	図書館協議会答申「これからの図書館のあり方について」	計画・委員会・協議会
2009	平成21.7.22	島郷こどもと母のとしょかん(島郷分館)を若松区鴨生田二丁目に移転・開館 移転のため休館(7.13～7.21)	開館・閉館
2010	平成22.4月	中央図書館開設35周年記念事業「過去のベストセラー」展示(～5.16)	行事
	平成22.8.1	返却フリー制度開始	制度・サービス
	平成22.10.31	国民読書会・中央図書館開館35周年記念文化講演会「火野葦平と松本清張」開催	行事
2011	平成23.6月	北九州市子ども読書プラン(第2次北九州市子ども読書活動推進計画)を策定 (計画期間:平成23年度～平成27年度)	計画・委員会・協議会
	平成23.7.13	大里こどもと母のとしょかん(大里分館)を門司区高田二丁目に移転・開館 移転のため休館(7.1～7.12)	開館・閉館
	平成23.8.6	子ども司書養成講座開始(8.6～10.6)(全6回)	制度・サービス
2012	平成24.4.1	図書館情報システムの更新を行い、インターネット予約を開始 システム更新のため臨時休館(3.26～3.31)	制度・サービス
	平成24.7.1	八幡西図書館を黒崎副都心「文化・交流拠点地区」内に開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	開館・閉館
	平成24.7.2	『まちなか避暑地』参加に伴う月曜開館 【中央・勝山】(7.2～9.3)(10日間) 【門司・国際友好記念・若松・八幡・八幡西・戸畑】(8.6～9.3)(5日間)	制度・サービス
	平成24.11.12	『図書館戦争』中央図書館ロケ(～11.19)	行事
2013	平成25.4.27	『図書館戦争』公開	行事
	平成25.6.30	大池こどもと母のとしょかん(大池分館)閉館	開館・閉館

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
2013	平成26.3月下旬	八幡図書館、「ブックシャワー」(除菌機)を県内で初導入	制度・サービス
2014	平成26.11.11	耐震改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館(～11.23)	休館
	平成27.1.4	『図書館戦争 THE LAST MISSION』中央図書館ロケ(～1.6)	行事
2015	平成27.7.3	北九州市子ども読書活動推進条例施行	計画・委員会・協議会
	平成27.8.17	「第1回北九州市子ども読書活動推進会議」開催(於生涯学習総合センター)	計画・委員会・協議会
	平成27.10.10	『図書館戦争 THE LAST MISSION』公開	行事
	平成27.10.17	【中央図書館開館40周年記念】 『図書館戦争 THE LAST MISSION』関連イベント実施 ・橋本じゅん氏(出演俳優)が中央図書館で一日館長を務める ・トークショー(於北九州芸術劇場) 出演:有川浩氏(原作者)、橋本じゅん氏	行事
平成28.2.9	新・北九州市子ども読書プラン(第3次北九州市子ども読書活動推進計画)を策定(計画期間:平成28年度～令和2年度)	計画・委員会・協議会	
2016	平成28.4.22	八幡図書館を八幡東区尾倉二丁目に移転・開館、同館で視聴覚資料の貸出開始 移転のため休館(平成28.3.15～4.21)	開館・閉館
	平成28.7月	図書館協議会答申「これからの図書館サービスのあり方について」	計画・委員会・協議会
	平成28.10.3	ブックスタート事業を見直し、はじめての絵本事業開始	制度・サービス
	平成28.10.8	中央図書館カフェテリア「カフェ・ラポール」オープン	制度・サービス
2017	平成29.7.7	図書返却ボックス設置(JR小倉駅、黒崎コムシティ)	制度・サービス
	平成29.8.31	勝山こどもと母のとしょかん(勝山分館)閉館	制度・サービス
	平成29.9.20	全市立図書館17館およびムーブ図書室臨時休館(学校ネットワークのサーバ機器更新のため) (平成29.9.20～9.22)	休館
	平成29.10.2	視聴覚センターを八幡西区相生町に移転・開館 移転のため休館(平成29.9.1～9.30)	開館・閉館
	平成30.2.15	企救こどもと母のとしょかん(企救分館)閉館	開館・閉館
	平成30.2.23	子ども図書館ロゴマークの決定	その他
	平成30.3.30	小倉南図書館を小倉南区若園四丁目に開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	開館・閉館
	平成30.3.31	国際友好記念図書館閉館	開館・閉館
2018	平成30.3.31	戸畑分館閉館	開館・閉館
	平成30.4.1	教育委員会総務部に子ども図書館準備室を新設(組織改正)	組織改正
	平成30.4.1	そねっと(曾根分館)を中央図書館分館から小倉南図書館分館に移管	組織改正
	平成30.9.8	中央図書館蔵書の盗難(松本清張全集の所在不明)	その他

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
2018	平成30.12.22	子ども図書館を小倉北区内に開館(中央図書館併設)、同館で視聴覚資料の貸出開始 (「子ども図書館準備室」を「子ども図書館」に名称変更) (組織改正)	開館・閉館
	平成30.12.22	子ども図書館内に「私たちのまちの児童文学コーナー」開設	制度・サービス
	平成30.12.22	八幡図書館駐車場有料化	その他
	平成31.3.5	磯崎新氏、プリツカー建築賞受賞(日本人8人目)	その他
	平成31.3.31	八幡東子どもと母のとしょかん(八幡東分館)閉館	開館・閉館
	平成31.3.31	中央図書館、視聴覚教材(DVD)の館内視聴と貸出開始	制度・サービス
2019	平成31.4.1	分館の愛称「こどもと母のとしょかん」の愛称取り止め 地区図書館・分館の児童室(児童書コーナー)に共通の愛称「子どもの本のへや」の設定	その他
	令和元.5.15	中央図書館、視聴覚教材(CD)の館内視聴と貸出開始	制度・サービス
	令和2.2.28	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため市内全図書館臨時休館(～5.31)	休館
2020	令和2.4.10	折尾分館を八幡西区折尾一丁目に移転・開館 移転のため一時閉館(令和2.2.29～4.9)	開館・閉館
	令和2.6.3	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため市内全図書館臨時休館(令和2.6.3～6.23)	開館・閉館
	令和2.6.24	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため開館時間短縮 (令和2.6.24～令和3.3.31)	休館
	令和3.3.25	北九州市子ども読書プラン(第4次北九州市子ども読書活動推進計画)を策定 (計画期間:令和3年度～令和7年度)	計画・委員会・協議会
2021	令和3.4.23	「北九州市子ども電子図書館」開設	制度・サービス
	令和3.5.12	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため市内全図書館臨時休館(令和3.5.12～6.20)	休館
	令和3.10.24	「北九州市子ども読書の日」を新設	制度・サービス
2022	令和4.7.1	折尾分館、移転・開館(八幡西区堀川町5-23)	開館・閉館
2023	令和5.9.7	図書館情報システムの更新 システムの更新に伴う移行作業などのため臨時休館(8.31～9.6)	制度・サービス
2024	令和6.4.2	「雑誌スポンサー制度」を開始	制度・サービス
	令和6.5月	図書館協議会答申「これからの図書館のあり方について」	計画・委員会・協議会
	令和7.1月	北九州市立図書館基本計画を策定 (計画期間:令和7年度～令和22年度)	計画・委員会・協議会
2025	令和7.4.16	中央図書館開館50周年	行事
2025	令和7.6.24	中央図書館「番組アーカイブネット」サービス開始	制度・サービス
	令和7.8.1	【中央図書館開館50周年記念】 中央図書館エントランスリニューアル	制度・サービス
	令和7.9.28	令和7年度「北九州市中学生ビブリオバトル大会」開催	行事

北九州市立図書館 沿革

中央図書館関連事項

年度 (西暦)	年月日 (和暦)	事項	分類
2025	令和7. 11. 15	【中央図書館開館50周年記念】 町田そのご講演会開催(於中央図書館)	行事
	令和8. 1. 4	中央図書館LED化工事のため臨時休館(令和8. 1. 4~3. 31)	休館
	令和8. 3月	北九州市子ども読書プラン(第5次北九州市子ども読書活動推進計画)を策定 (計画期間:令和8年度~令和10年度)	計画・委員会・協議会

注記

- [1] 「新修・北九州市史」(平成 30 (2018) 年 3 月 30 日発行) 644p
- [2] 「新修・北九州市史」 644p～645p
- [3] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」(昭和 61 (1971) 年 3 月発行) 115p
- [4] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 7p～9p
- [5] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 25p～26p
- [6] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 25p
- [7] 「昭和 25 年 小倉市立記念図書館要覧」 1～2p
- [8] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 41p
- [9] 「新修・北九州市史」 645p、
- [10] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 54p～58p
- [11] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 53p
- [12] 北九州市立図書館所蔵写真
- [13] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 55p
- [14] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 11p、14～15p、26p、38p
- [15] 「新修・北九州市史」 645p～646p
- [16] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 12p
- [17] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 19p～21p
- [18] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 20p
- [19] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 23p
- [20] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 42p
- [21] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 51p～52p
- [22] 「北九州市政だより (第 5 号)」(昭和 38 (1963) 年 11 月 1 日号) 若松区版 6p
- [23] 「大正 9 年 八幡市勢一斑」(大正 10 (1921) 年 12 月 10 日発行) 12p
- [24] 「八幡市勢要覧 大正 13 年刊」(大正 10 (1921) 年 12 月 10 日発行) 72p～73p
- [25] 「八幡市勢要覧 昭和 2 年刊」(昭和 2 (1927) 年 11 月 5 日発行) 55p
- [26] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 23p
- [27] 「大阪朝日新聞附録九州朝日」(昭和 4 (1929) 年 8 月 7 日号) (※1)
(※1) 工費については、[27]の「同図書館は三萬八千六百餘圓を投じたもの」の記事
を使用
- [28] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 24p
- [29] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 49p～50p
- [30] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 26p～27p
- [31] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 27p

- [32] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 50p～51p
- [33] 戸畑小学校「創立百周年記念誌」（昭和 48（1973）年 10 月 28 日発行） 41p
「大正 12 年 3 月、戸畑市教育会の事業として、通俗図書閲覧所を校地の一角に設置する。」と記載。
- [34] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 26p
「大正 13（1924）年 9 月 1 日に市制を施行するが、それに先立つ同年 4 月、戸畑町教育会の事業として、「戸畑通俗図書閲覧所」を戸畑小学校内に附設開設した。」と記載。
- [35] 「戸畑市史」（昭和 14（1939）年 12 月 10 日発行） 506p
「大正十二年三月戸畑町教育會通俗圖書閲覧所を戸畑尋常小學校内に設立す。」と記載。
- [36] 「戸畑市史 第 2 集」（昭和 36（1961）年 3 月 1 日発行） 1077p
「戸畑市教育会の事業として大正 14 年戸畑小学校の一部に通俗図書閲覧所を設置したのが、戸畑の図書館のはじめである。」と記載（「7 月」の記載無し）。
- [37] 「福岡県立図書館報 福岡県立図書館第十一年報（昭和 3 年度）」
（昭和 4（1929）年 9 月 1 日発行） 6p
戸畑図書閲覧所の設立年月の欄に「大正 13、4」と記載（大正 13 年 4 月）。
- [38] 「戸畑図書館沿革資料」（昭和 12（1937）年 9 月 15 日発行）「二、沿革」 2p、「◎ 戸畑通俗圖書閲覧所略歴」 31p（※2）
「二、沿革」には、「本市は大正十四年戸畑市教育会の一事業として通俗圖書閲覧所を戸畑小學校の一部に設け主として新聞雑誌の類を備付け（以下略）。」と記載。
「◎ 戸畑通俗圖書閲覧所略歴」には、「戸畑通俗圖書閲覧所は大正十三年四月三十日戸畑町教育會の事業として町内有志の寄附により戸畑小學校に附設し（以下略）。」と記載。
（※2）同一の資料中に異なる開設時期が記載されている。
- [39] 「福岡県教育百年史 第七巻 年表・統計編」（昭和 55（1980）年 3 月 31 日発行） 163p
大正 12 年 3 月、「戸畑市教育会図書館閲覧所を戸畑尋常小學校校地の一角に設置」と記載。
- [40] 「戸畑市史 第 2 集」 628p～629p
戸畑町教育会の説明において、「大正十三年度戸畑町教育会歳入歳出予算」（大正十三年三月三十日議決）があり、歳出予算に通俗図書閲覧所費が計上されている（具体的な事業内容についての説明無し）。
- [41] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 59p～60p
- [42] 北九州市立小倉記念図書館は、「北九州市図書館条例」（北九州市条例第 55 号）の昭和 39（1964）年 3 月 31 日公布（同年 4 月 1 日施行）によって、北九州市立小倉図

書館に名称が変更されている。

- [43] 「北九州市政だより（第 32 号）」（昭和 39（1964）年 12 月 15 日号）の各区版に記事掲載（掲載内容は各区で異なる）
- [44] 「北九州市政だより（第 519 号）」（昭和 60 年 4 月 1 日号） 3p
- [45] 北九州市立図書館条例は、「北九州市教育施設の設置および管理に関する条例」（昭和 47（1972）年 3 月 30 日公布・同年 4 月 1 日施行・北九州市条例第 8 号）の公布により廃止された。図書館協議会については、「北九州市教育施設の設置および管理に関する条例」第 8 条に規定されている（現在の条例名称は、「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例」）。
- [46] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 60p
- [47] 「新修・北九州市史」 647p
- [48] 「新修・北九州市史」 648p～649p
- [49] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 73p～74p
- [50] 「北九州市中期計画 1971～1975」（昭和 45 年 6 月策定）（46p）
- [51] 「北九州市立中央図書館建設について（答申）」北九州市立中央図書館建設準備委員会編/発行 1972
- [52] 「市政グラフ 第 28 号」（昭和 50（1975）年 1 月 北九州市広報室広報課発行）
- [53] 「中央図書館工事写真台帳」より抜粋
- [54] 「こどもと母のとしよかん」としては、門司区の「大里こどもと母のとしよかん（大里分館）」（昭和 48 年 5 月 12 日開館）に続いて、2 館目である。
- [55] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 72p～73p
- [56] 「新修・北九州市史」 650p
- [57] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 74p～75p
- [58] 「新修・北九州市史」 649p
- [59] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 75p
- [60] 一般社団法人日本建設業連合会ホームページ（※3）
（<https://www.nikkenren.com/kenchiku/bcs/what.html>）
（※3）平成 23（2011）年 4 月 1 日、日本建設業団体連合会（旧日建連）、日本土木工業協会（土工協）、建築業協会（建築協）の 3 団体が合併し、日本建設業連合会（新日建連）として新たな活動を開始したため、日本建設業連合会のホームページに過去の建築業協会賞受賞作品が掲載されている。
（https://www.nikkenren.com/about/mokuteki.html?utm_source=chatgpt.com）
- [61] 「第 17 回／1976 建築業協会賞作品集」（昭和 51（1976）年 10 月 26 日）
（発行・財団法人建築業協会） 4p、6p
- [62] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 75p～76p
- [63] 「新修・北九州市史」 651p

- [64] 「北九州市政だより（第 258 号）」（昭和 49 年 5 月 15 日号）4p～5p
- [65] 「新修・北九州市史」 651p～652p
- [66] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 81p～82p
- [67] 「新修・北九州市史」 652p～653p
- [68] 「中央図書館開設 10 周年記念 北九州市立図書館誌」 68p
- [69] 「新修・北九州市史」 654p
- [70] 「新修・北九州市史」 654p～655p
- [71] 「北九州市における指定管理者による図書館運営（福岡県北九州市立図書館）」
（文部科学省ホームページ）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06040715/015.htm)
- [72] 「新修・北九州市史」 655p～657p
- [73] 「新修・北九州市史」 656p～658p
- [74] 「新修・北九州市史」 667p～670p
- [75] 「北九州市立図書館基本計画」（令和 7（2025）年 1 月策定） 1p～4p
- [76] 映画「図書館戦争」（第 1 作目）ちらし（発行：北九州フィルム・コミッション）
- [77] 年報「北九州市の図書館 2025」（令和 7（2025）年 7 月発行）13p～14p
- [78] 「新修・北九州市史」 666p～667p
- [79] 中央図書館・歴史博物館・視聴覚センター案内パンフレット抜粋
（昭和 51（1976）年 6 月、中央図書館発行）